

電子取引調査研究報告書

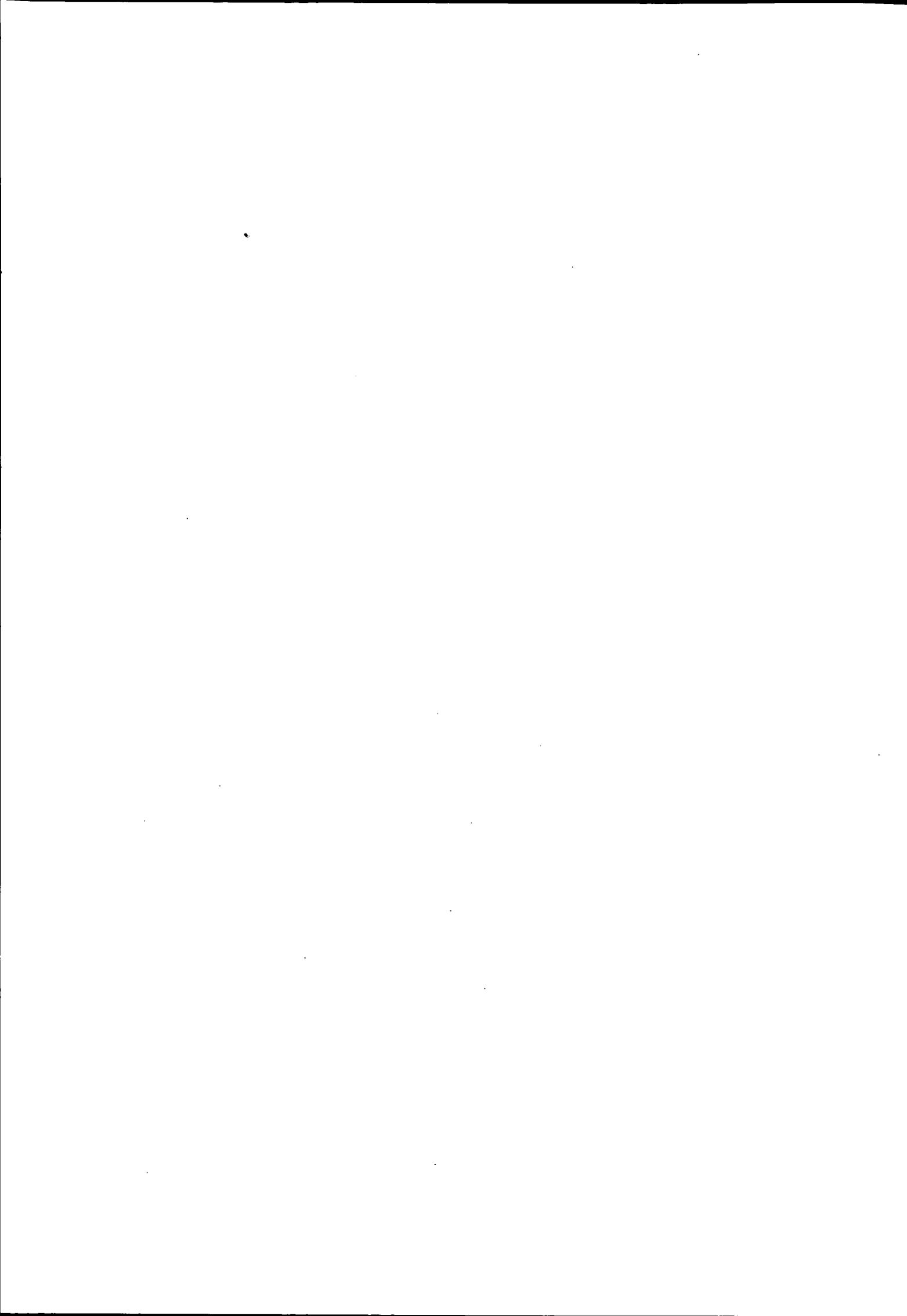
—モデル業種における電子取引の事例分析と法的考察—

平成 3 年 3 月

財団法人 日本情報処理開発協会

産業情報化推進センター

この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて、平成2年度に実施した「産業界のシステム化に係る制度問題の調査研究」の一環としてとりまとめたものです。





はじめに

我が国の産業界における情報化は、企業内利用にとどまらず産業間を横断的に網羅した企業間ネットワークの構築へと急速に進展している。

最近では、業界、業際にまたがる企業間において、これまでの書類を中心とした取引形態からネットワークを利用した電子データ交換（EDI）への動きが活発化している。また、EDIによる商取引では、企業系列を越え、業種を越え、そして国境を越えてグローバルに自由に展開されるようになってきている。

しかしながら、EDIを円滑に推進するに当たっては、通信プロトコル、ビジネスプロトコル等の各種の取り決めについての標準化やルール化が必要不可欠であり、特に電子取引のルール化については、法的諸問題を始めペーパーレスで実現する新しいルールを整備していく必要がある。

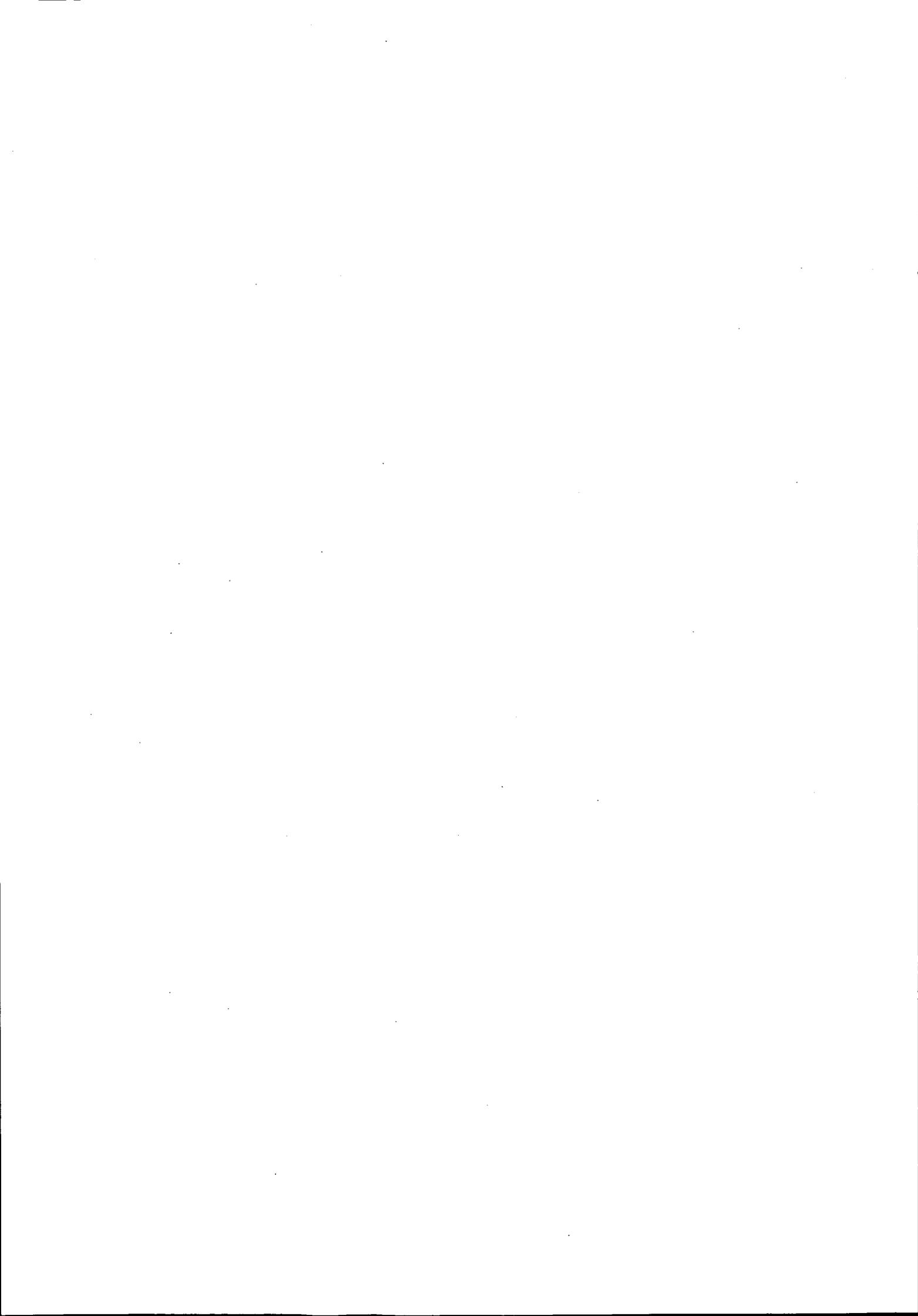
従って、本調査研究では、法律の専門家及び企業等の実務家による「電子取引調査研究委員会」を設けて、主に法的側面から電子取引の実態把握と問題の分析、対策等の検討を行い、電子取引のガイドラインを作成することとしている。

本年度においては、モデル業種を対象として、電子取引の事例分析及びその法的考察を行い、その成果を中間報告として取りまとめた。今後は、モデル業種及びこれと関連のある業種における電子取引のガイドライン作成に向け、更に詳細な検討を行うこととしている。

最後に、本調査研究の実施にあたってご協力を頂いた委員を始め、関係各位に対し、深く感謝の意を表します。

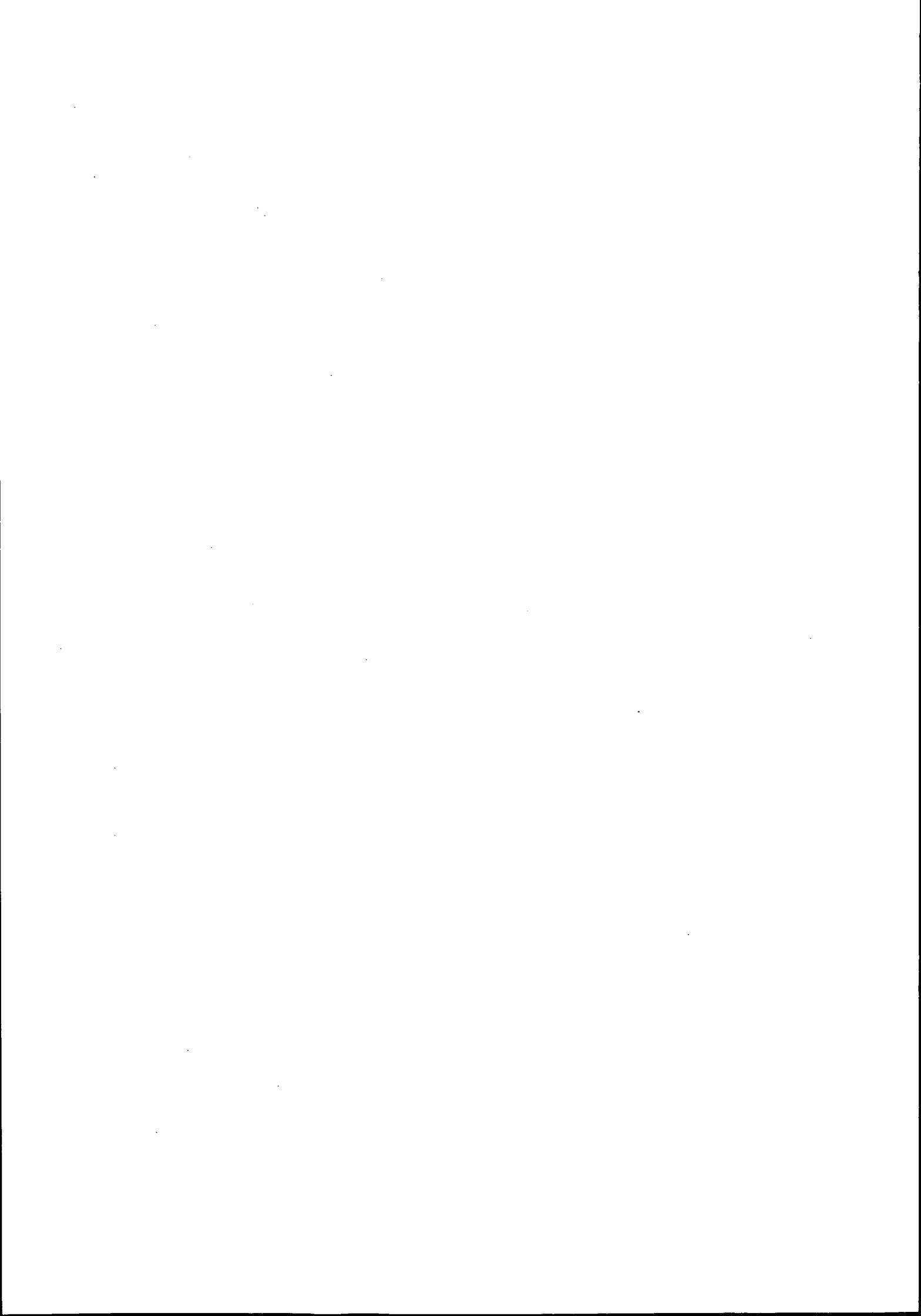
平成3年3月

財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター



平成2年度 電子取引調査研究委員会名簿

	氏名	勤務先及び所属	役職
座長	堀部政男	一橋大学 法学部	教授
委員	梅本吉彦	専修大学 法学部	教授
	大野幸夫	(株)日本総合研究所 法務室	室長
	大棟和夫	(財)金融情報システムセンター調査企画部	部長
	小野耕三	(財)流通システム開発センター 情報処理システム部	部長
	渋谷眞男	伊藤忠商事(株) 調査部	次長 役
	梶山敬士		弁護士
	鈴木敏夫	駿河精器(株)	専務取締役
	関田隆	ヤマト運輸(株) 事務改善部	取締役部長
	宝田久治	第一家庭電器(株) 社長室 企画部	部長
	種部信夫	(株)日本電子機械工業会 EDI推進センター事務局	次長
	玉生弘昌	(株)プラネット	専務取締役
	永田眞三郎	関西大学 法学部	教授
	野村豊弘	学習院大学 法学部	教授
	長谷川貫一	長谷川産業(株)	専務取締役
	室町正実	東京丸の内法律事務所	弁護士
	村上統英	住友化学工業(株) システム部	部長 補佐
	吉田正夫	植草・吉田法律事務所	弁護士



目 次

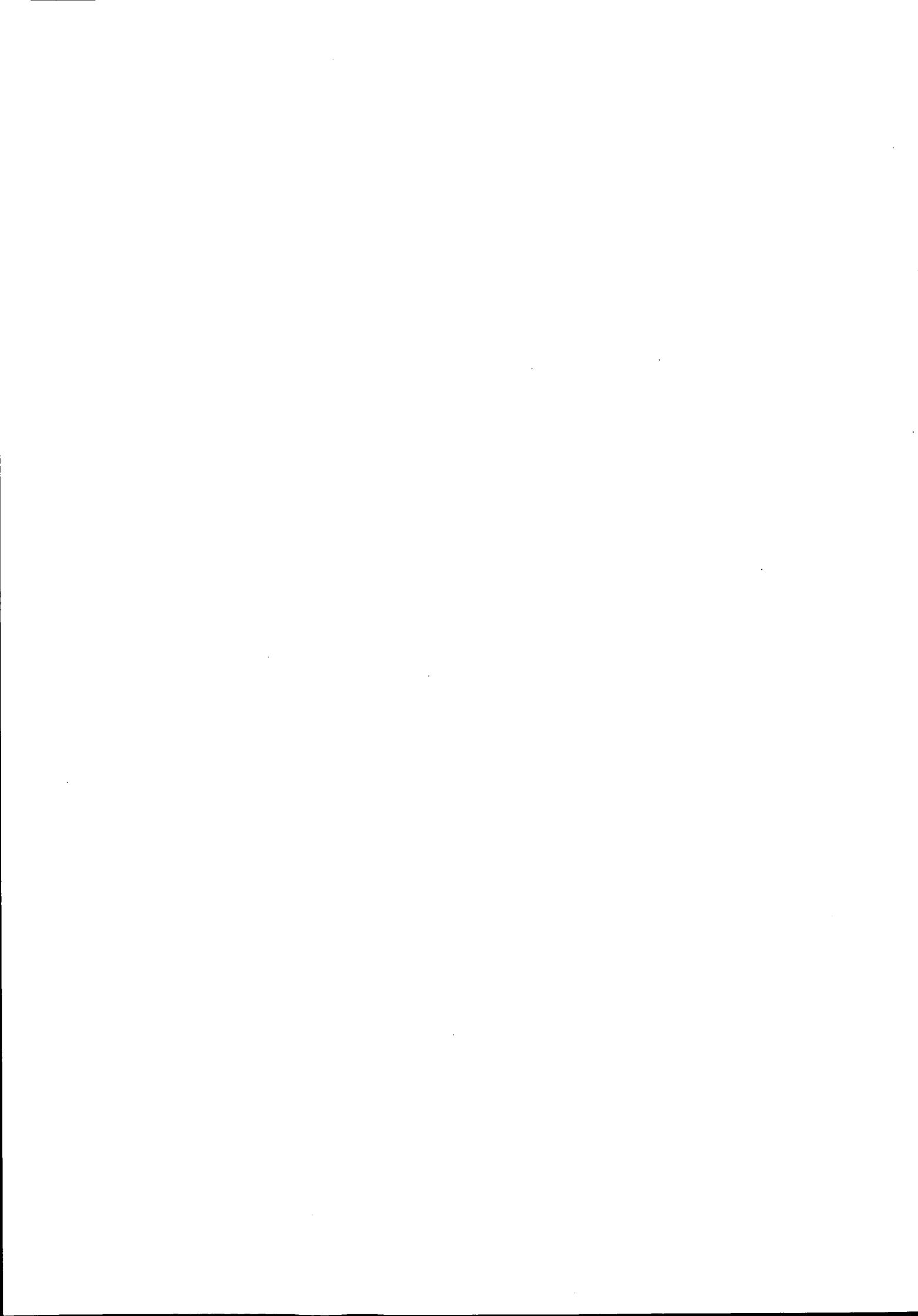
はじめに

第1章 序 論	1
1. 1 調査研究の概要	1
1. 2 電子取引のパターン化	7
1. 3 モデル業種の選定	11
第2章 プラネットにおける電子取引の事例分析	13
2. 1 業務処理の概要	13
2. 2 運用に関する基本事項	18
2. 3 費用負担に関する基本事項	22
2. 4 契約に関する基本事項	25
2. 5 障害に関する基本事項	26
2. 6 セキュリティに関する基本事項	27
第3章 プラネット事例に対する法的考察	29
3. 1 総 括	29
3. 2 システムの共同利用	29
3. 3 基本的契約	31
3. 4 個別的契約	31
第4章 E I A Jにおける電子取引の事例分析	35
4. 1 業務処理の概要	35
4. 2 運用に関する基本事項	43
4. 3 費用負担に関する基本事項	47
4. 4 契約に関する基本事項	50
4. 5 障害に関する基本事項	50
4. 6 セキュリティに関する基本事項	51

第5章 E I A J 事例に対する法的考察	53
5.1 総括	53
5.2 業態の概要	54
5.3 運用に関する考察	55
5.4 費用負担に関する考察	57
5.5 契約に関する考察	58
5.6 障害に関する考察	60
5.7 セキュリティに関する考察	64
 第6章 資料編	 67
6.1 プラネットシステム・サービス契約書及び運用規定（摘要）	67
6.2 プラネット通信サービス契約書及び利用規定（摘要）	70
6.3 E I A J オンライン取引標準システム基本契約書	73
6.4 E I A J - E D I 接続確認書	80
6.5 電子取引システムの事例	91

第 1 章

序 論



第 1 章 序 論

1. 1 調査研究の概要

我が国における買手と売手との商取引の手続きでは、物の製造や引き渡しに関連して、両者間で多くの情報が交換され、取引の事実を証明するための文書等が作成されている。文書は、取引契約の安全と確実化のために重要な役割を果たしており、最も一般的なものとして利用されてきた。

しかしながら、コンピュータと電気通信の発達とともに、事務処理や情報伝達の迅速化・簡易化のニーズが高まり、商取引データの伝達手段が多様化してきた。

これまでの企業間で行われる商取引に際し、各種の帳票、書類が交換されていたが、コンピュータの導入により、発注者側の出力帳票を受注者側で再入力したり、一歩進んで磁気テープなどに出力して、そのまま受注者側のコンピュータに入力する方法がとられるようになった。

さらに、通信回線の利用が進み、コンピュータとコンピュータの間で直接にデータの交換が行われるようになった。このように商取引の形態を大きく変えていくものが、E D I (Electronic Data Interchange : 電子データ交換) である。

E D I は、企業間の商取引をコンピュータネットワークを駆使して、迅速に、正確に、効率よく行うための最良の手段であり、取引の範囲が業界横断的に広がれば広がるほど各企業はさまざまなメリットを得ることができる。E D I のメッセージが書類と同等の意味と機能を持ち、かつ企業間のデータ交換に用いることにより書類の交換と同じ効力を持つことができる。しかしながら、現行の法律上では必ずしも E D I における法律関係が想定されていない面がある。

従来の紙に依存してきた権利義務の確定をペーパーレスで実現することになるので、電子データによる取引（電子取引）を円滑に推進する上では法的側面からの検討が必要となる。

従来の文書等による取引とは違った意味でのいろいろな問題が生ずるものと思われるので、このような電子取引に関してどのような問題が生じるのか法的視点に立って総合的に分析・検討することが本調査研究の目的である。

(1) EDIに必要な取決め

EDIは、従来の書類ベースによる取引とは異なり、人間の介在しない電子的な取引形態であり、多数の異なる企業間でも同一の業務なら自由に業務処理ができるところに大きな特徴がある。そこで、EDIに参加する企業の数が多ければ多いほど、各企業の間で次のような各事項について1つの合意、つまり共通的な取決め(図1-1を参照)が必要である。

EDIに必要な取決めは、下位レベルから順に4つに分類することができる。

① 情報伝達規約(第1レベル)

相手企業のシステムと接続するために、お互いに使用する通信回線の種別や伝送制御手順などの通信プロトコルとも呼ばれる。この部分は、OSIの7階層とアプリケーションとのインターフェースの集合に相当するものと考えられている。また、第1レベルと第2レベルとのインターフェースがユーザーの領域で存在している。そのインターフェースで与えられる機能は、それぞれのレベルにおける取決めと関係している。

② 情報表現規約(第2レベル)

このネットワークシステムにのせて転送する取引業務等に関するデータを双方のコンピュータが理解できるようにするための取決めで、メッセージのフォーマットやデータコードに関する取決めである。

第2レベルは、具体的な適用業務に大きく依存したデータコード/フォーマットの問題なので、ユーザー間の調整が必要であり、以下の要素で構成されている。

- ・標準メッセージ
- ・シンタックスルール
- ・データエレメントディレクトリー
- ・データコード表

③ 業務運用規約(第3レベル)

システム運用規約ともいわれ、EDIによって結合する業務処理システムの運用のための規約である。このレベルに含まれる要素は、第2レベルのように明確にはなっていないが、以下のような規約が含まれていると考えられる。

- ・システム運用に関する規約(業務処理システムレベル)
- ・業務運用に関する規約(最終ユーザーレベル)

第3レベルの規約は、例え条件判断が伴っても機械的に運用の処置が決められるものを中心になる。一般的に大規模システムでは、業務処理システムにこれら

のロジックを組み込んで自動化する場合もある。あらかじめ想定される障害についての復旧処理などもこのレベルに入れることができる。

④ 基本取引規約（第4レベル）

どのような取引業務をEDIで行うかなど、双方の契約に関する基本的な取決めである。オンライン取引基本契約とかEDI取引基本契約と呼ばれるもので、現在ではまだ一般化されていない。

EDIによって相互に商取引を行うことを明示した企業間のオンライン取引基本契約の中には、その法的有効性の確認や事故発生時の損害賠償責任、通信及びVAN利用料の費用分担などを明記したものがある。

民法の契約に関する一般原則は必ずしも文書交換を要求していないが、商取引の安定と安全を確立するために証拠書類の交換を要件とする契約が多いし、法的に文書化が義務づけられているものもある。特に、当事者間契約では、電子的データ交換によるペーパーレス取引の有効性と責任範囲を取決めることが重要である。

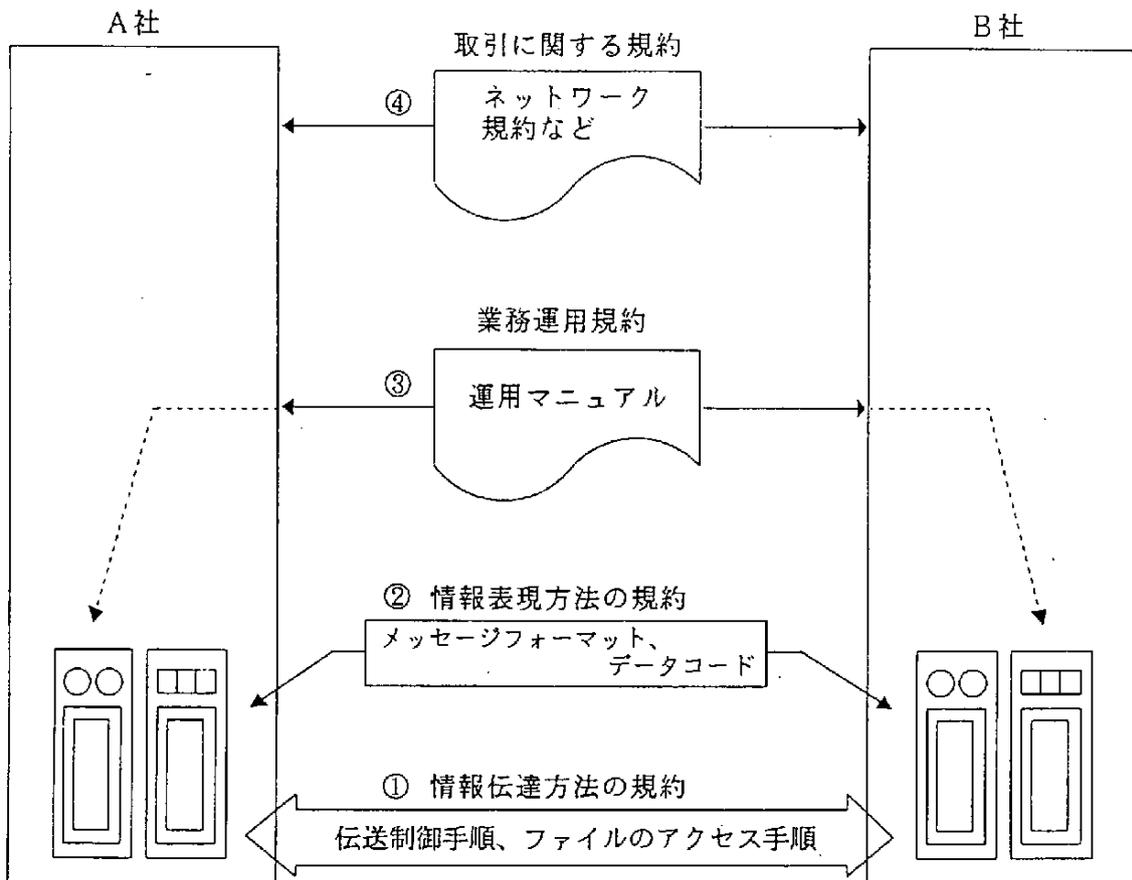


図1-1 EDIに必要な取決め

(2) 対象とするEDIのレベル

企業間の商取引に関連するデータを、電子的なデータ交換によって行う場合には、法律的有效性を確保したり、業務的連結を有効に実現することが必要である。

電子データの取引では、EDIの仕組みに一定の条件を設け、それをEDIの当事者がそれぞれ契約によって確認することにより、EDIによる電子データの取引を法的に有効とする手続きがとられている。しかしながら現状では、EDIによる取引の有效性について法制度上の一般則が確立されていないことと、実用化レベルで確立された完全な取決めを行っている例はないものと思われる。そこで、本調査研究では、EDIの取決めのうち主にシステム運用や業務運用、及びオンライン取引基本契約に係わる取決めである第3レベルと第4レベルを中心に検討作業を進めることとしている。

第3レベルと第4レベルの区分は、次のように考える。企業間でEDIの取決めの調整をする時、社内の業務処理マニュアルを見ながらシステム担当者や業務処理担当者の範囲で取決め内容の策定が可能なのが、第3レベルである。一方、第4レベルは、責任者の判断項目になっていたり、社内のマニュアルなどには記載されていないなかったりして、担当レベルでは、取決め内容を策定できないような商取引に関する取決め項目である。

第4レベルの取決め内容は、法制度的なものが中心になると考えられる。例えば、契約成立時点、ログ・データ（履歴データ）の取り方と保存方法、事故（復旧不可能な障害）時における責任の所在、損害賠償の必要性の判断基準と損害賠償方法などの項目である。

(3) 基本方針

企業間における電子取引のシステム形態等については、さまざまなバリエーションがあるので、本調査研究を進めるに当たっては、ある程度、電子取引のシステム形態等をパターン化し、調査対象範囲を絞り込むこととした。電子取引のパターンを特定するについては、以下に示すような切り口から分類し、その中から本調査の対象とするいくつかのパターンを選定することとした。さらに、選定したパターンに合うモデル業種を選び、モデル業種を中心に電子取引に関する諸問題について検討を行い、その中から電子取引における法制度面を踏まえたガイドラインを策定することとした。本年度においては、モデル業種を中心とした電子取引の事例分析とその法的考察までをとりまとめることとした。

① システム形態

EDIにおけるシステム形態は、システムの処理方式等により大きく区分される。

システムの処理方式としては、ファイル転送型とリアル接続型に分けることができる。

ファイル転送型は、データを一括送信し、ファイルに格納したり、格納されたファイルからデータを一括受信する方式である。

リアル接続型は、データ一件毎にパススルーする方式であり、データの送受信を即時に処理することができる。

また、データ送受信方法については、以下に示すように取引当事者間だけでなく、VAN会社、VAN運営会社などを介在するいくつかのケースが考えられる。

イ. 取引当事者間の直接データ送受信

ロ. VAN会社経由のデータ送受信

ハ. VAN会社経由（VAN運営会社が有）のデータ送受信

ニ. VAN会社2社経由のデータ送受信

ホ. VAN会社2社経由（VAN運営会社が有）のデータ送受信

対象とするシステム形態については、ファイル転送型を中心とした典型的なモデルシステムを中心に取り上げ、段階的にモデルシステムを拡大して行くこととした。

② 取引関係

EDIは、単に受発注の当事者間（メーカー、卸、小売等）だけでなくVAN会社、運送業者、金融機関など多数の関係者が関与している。（図1-2を参照）

このようなことからEDIの対象とする業務や取引関係については、ある程度取引の対象範囲を絞り込む必要がある。

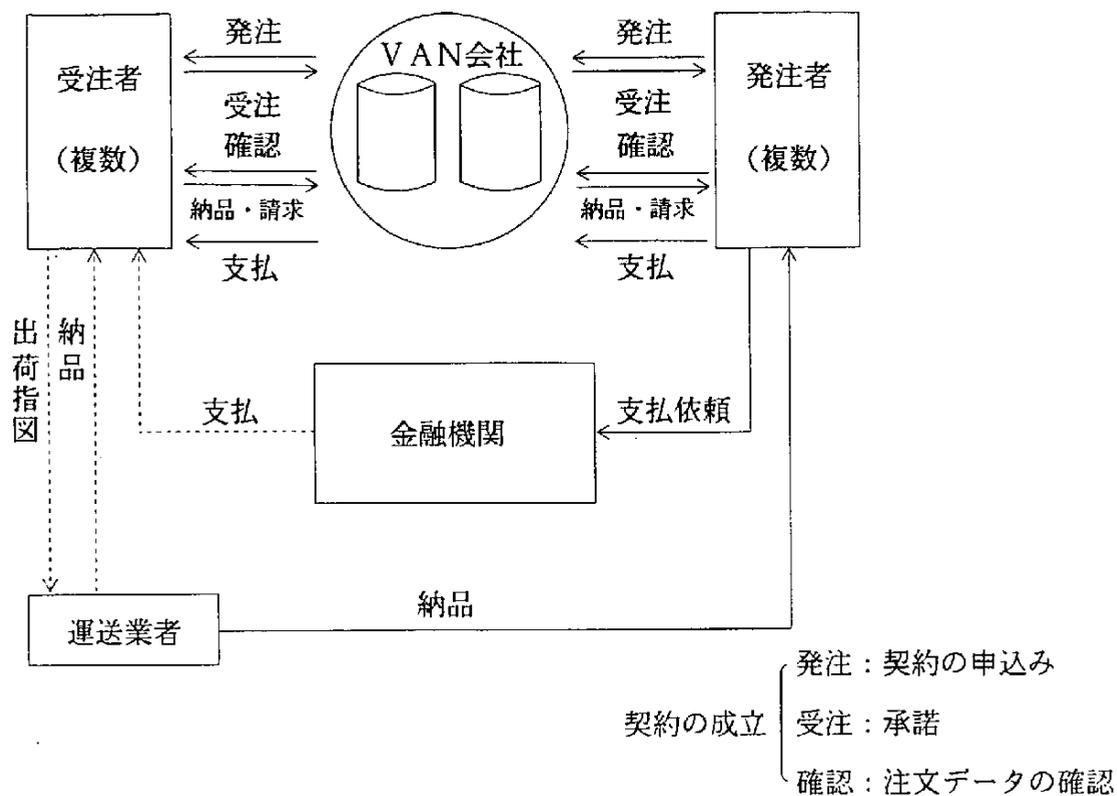


図1-2 取引関係

③ 取引データの交換形態

取引データ交換の形態については、さまざまなバリエーションがあり、その形態ごとに個別契約の締結方法、成立時期等が異なってくるものと思われる。

一般にEDIの適用範囲は、あくまでも商取引のためのデータを通信回線を介して、コンピュータ（端末も含む）間でオンラインによりデータ交換することである。

このことにより、取引データの交換形態は、オンラインによるデータ交換を対象とする必要がある。オンラインによるデータ交換は、単方向型、双方向型の2つに分けることができる。

1. 2 電子取引のパターン化

電子取引システムのパターン化については、以下に示すような視点からシステムの類型化を行い、いくつかのパターンに分類した。現実的には、分類したパターンにのらないシステムのバリエーションがあったり、実存しないパターンも含まれるが、本調査研究の対象範囲を絞り込む手段としては有効な方法である。

(1) システム形態のパターン化

まず第1に電子取引におけるシステム形態を大きく分類すると、ファイル転送型とリアル接続型の2つに分けることができる。

ファイル転送型によるデータ交換方法は、バッチ処理を前提としたメールボックス方式であり、企業間接続の主流となっている。

リアル接続型によるデータ交換方法は、データのリアル中継処理を前提としたパススルー方式であり、企業間接続としては希なケースとして存在する。

次に、それぞれのパターンについてデータ送受信方法で分類すると、①取引当事者間直接型（図1-3を参照）、②VAN会社介在型（図1-4を参照）、③VAN運営会社介在型（図1-5を参照）に分けることができる。

そこで、調査対象とするシステム形態は、ファイル転送型のVAN会社介在型とVAN運営会社介在型の2種類に絞ることとした。

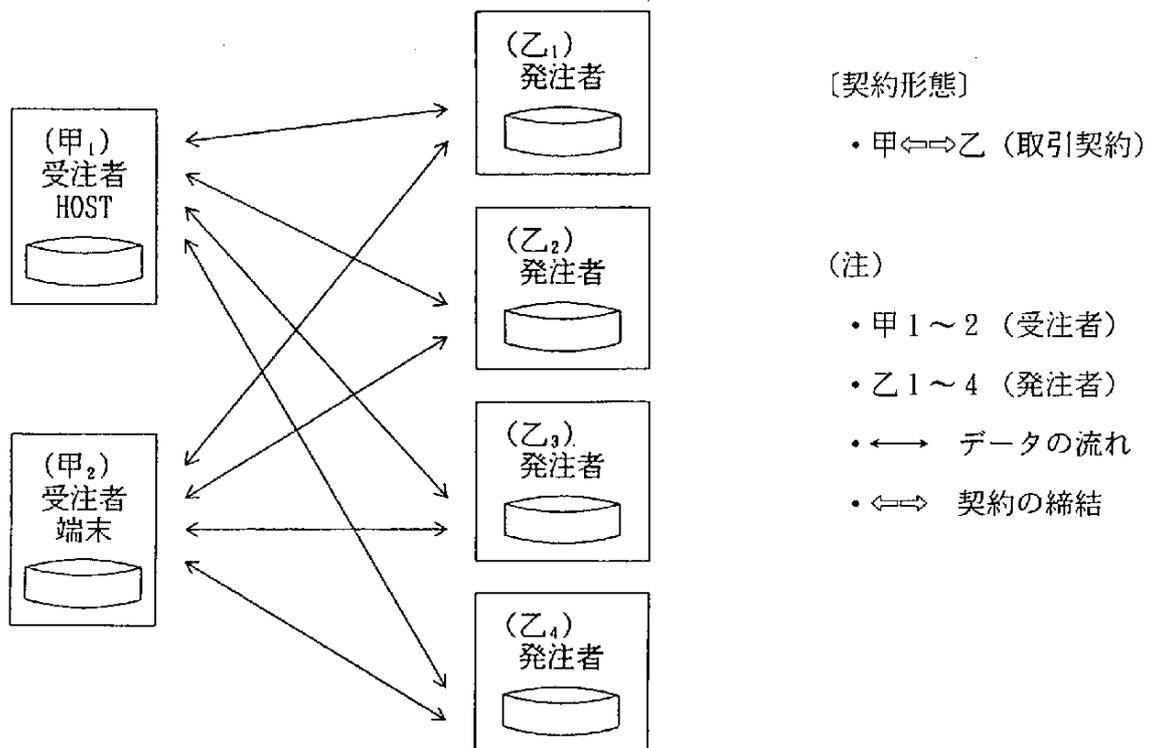


図1-3 取引当事者間直接型

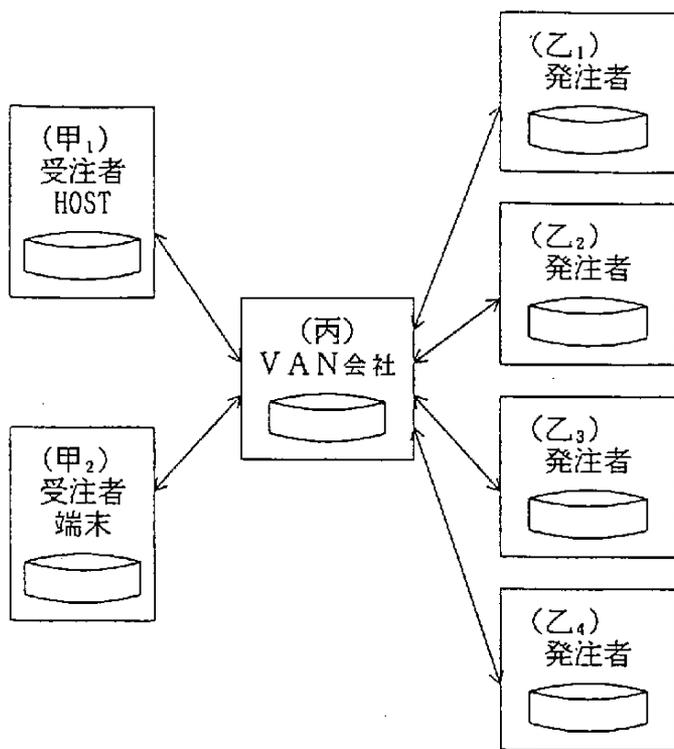


図1-4 VAN会社介在型

[契約形態]

- 甲 \leftrightarrow 乙 (取引契約)
- ① 甲乙 \leftrightarrow 丙 (VAN 利用契約)
- ② 甲 \leftrightarrow 丙, 乙 \leftrightarrow 丙 (")
- ③ 甲 \leftrightarrow 丙, 乙 \leftrightarrow 丙, 甲 \leftrightarrow 乙 (")

(注)

- 甲1~2 (受注者)
- 乙1~4 (発注者)
- 丙 (VAN会社)
- \longleftrightarrow データの流れ
- \leftrightarrow 契約の締結

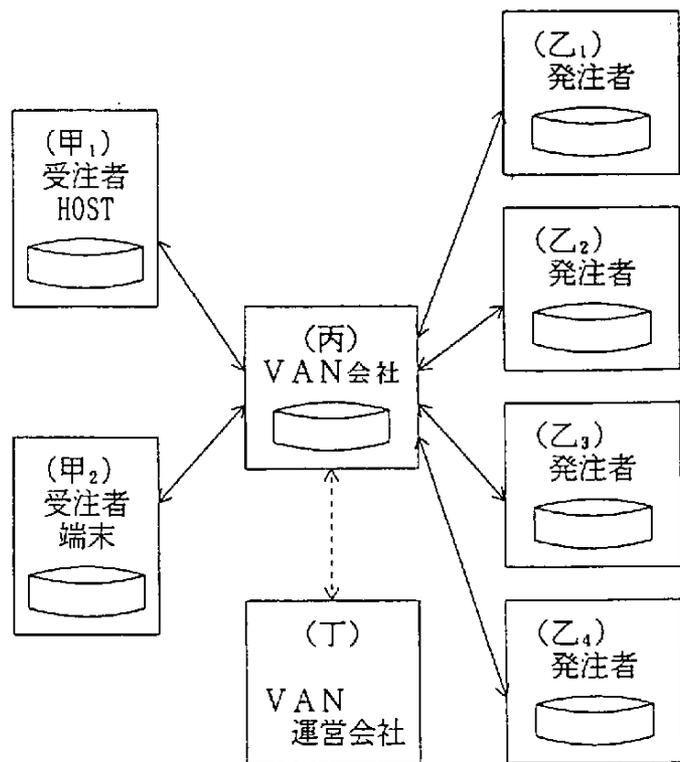


図1-5 VAN運営会社介在型

[契約形態]

- 甲 \leftrightarrow 乙 (取引契約)
- ① 甲乙 \leftrightarrow 丙 (VAN 利用契約)
丁 \leftrightarrow 丙
- ② 甲 \leftrightarrow 丙, 乙 \leftrightarrow 丙 (")
丁 \leftrightarrow 丙
- ③ 甲 \leftrightarrow 丙, 乙 \leftrightarrow 丙, 甲 \leftrightarrow 乙
丁 \leftrightarrow 丙, 甲 \leftrightarrow 丁, 乙 \leftrightarrow 丁 (")

(注)

- 甲1~2 (受注者)
- 乙1~4 (発注者)
- 丙 (VAN会社)
- J (VAN運営会社)
- \longleftrightarrow データの流れ
- \leftrightarrow 契約の締結

(2) 取引関係のパターン化

取引関係については、業種・業態などによりいろいろなパターンが考えられる。例えば、受発注業務を中心とした場合の取引の当事者間としては、以下に示すような取引関係がある。

- イ. メーカー・卸売間
- ロ. 組立メーカー・部品メーカー（加工メーカー）
- ハ. メーカー・下請企業間
- ニ. 卸売・小売店間
- ホ. 素材メーカー・商社間
- ヘ. メーカー・ボランタリチェーン間（小売、卸売）

また、金融機関とは決済関係が出てくるし、運送業者とは輸送関係が出てくる。場合によっては、海外関連会社との取引関係などもあり、多数の関係者が関与している。

最近のネットワーク化の急速な発展に伴て、VAN会社あるいはVAN運営会社を介するケースもあり、取引の当事者間だけではパターン化できない状況である。

そこで、取引関係のパターン化については、EDIの典型的なモデルである受発注業務を中心とした取引関係に限定し、段階的に関係する当事者を増やして行く必要がある。

そこで、調査対象とする取引関係については、受発注業務を中心とした場合の各当事者を電子取引の対象とすることとした。

- ① VAN会社介在型の場合
 - ・受注者
 - ・発注者
 - ・VAN会社
- ② VAN運営会社介在型の場合
 - ・受注者
 - ・発注者
 - ・VAN会社
 - ・VAN運営会社

(3) 取引データの交換形態のパターン化

取引データの交換形態のパターン（図1-6を参照）としては、単方向型と双方向型に分けることができる。

単方向型のデータ交換は、発注データ又は、受注データのみを相手方に伝送する方式である。

双方向型のデータ交換は、発注データと受注データ（確認データも含む）の双方を相手方に伝送する方式である。

そこで、調査対象とする取引データの交換形態は、①単方向型、又は②双方向型のどちらかを対象とし、実際のモデル業種により選択することとした。

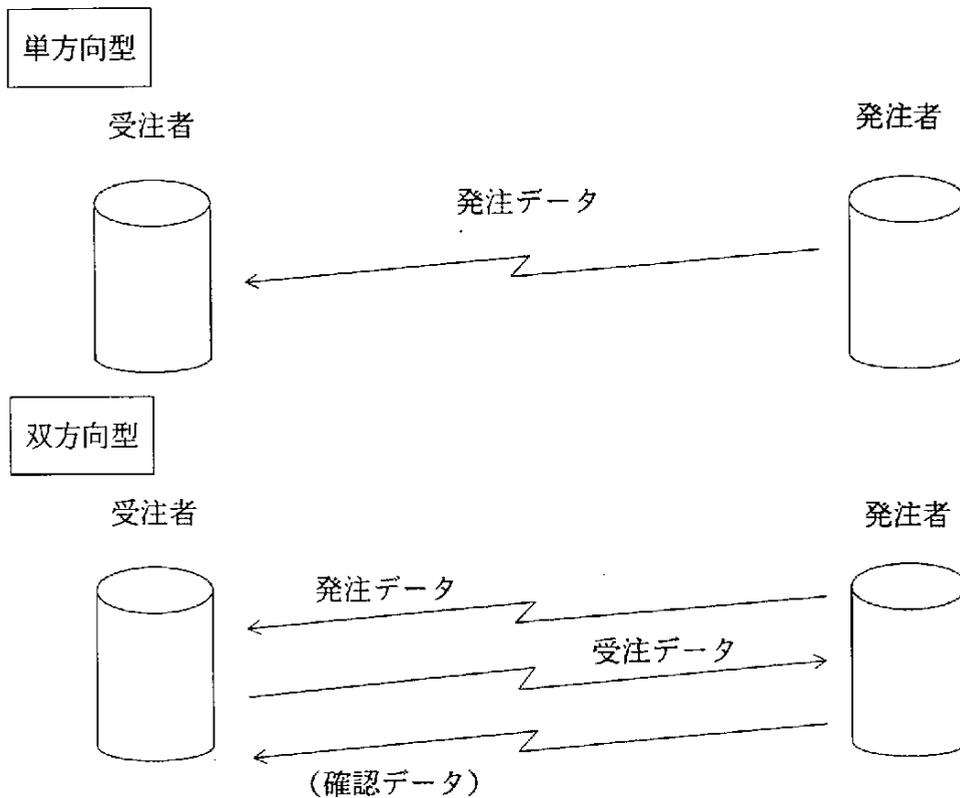


図1-6 取引データの交換形態

1. 3 モデル業種の選定

現状におけるE D Iネットワークのほとんどは、企業グループごと、業界内ネットワークごとにE D Iの導入が進んでいる。多くの大手企業におけるE D Iの導入は、個別企業群ごとの垂直的ネットワークとして拡大している。一部のネットワークでは、業種の枠を超えた業種横断的（業際）E D Iも実現されつつある。特に、流通業界では業界標準を策定し業界内のE D Iの導入が急速に進んでおり、今やE D I導入の牽引車の役割を果たしている。また、業務的にも受発注処理中心から関連業務を含めた総合的なE D Iへと発展しつつある。

一方、製造業を中心としたE D I導入については、主に電子機器業界、自動車業界などで活発に導入されている。いずれも資材V A Nと称する製造業独自のE D Iで比較的に大企業とその系列企業を主体とした関係企業グループのネットワークとなっている。

日本電子機械工業会（E I A J）を中心とする電子機器のセットメーカー、部品メーカー間の各種資材の受発注取引のE D Iは、かなり大規模なネットワークへと発展している。

さらに、関係業界を始めとし総合商社、海運港湾、航空貨物、旅客輸送、旅行業、金融業等の各業界レベルにおいてもE D Iの導入が進展している。

以上のような状況から、本調査研究の電子取引のモデル業種として消費財流通業におけるE D I導入の代表的な業種である日用雑貨業界のネットワーク事例のプラネット（図1-7を参照）と、製造業における資材流通の代表的なE I A Jを核とするネットワーク事例の電子機器業界（図1-8を参照）をモデル業種として選定した。

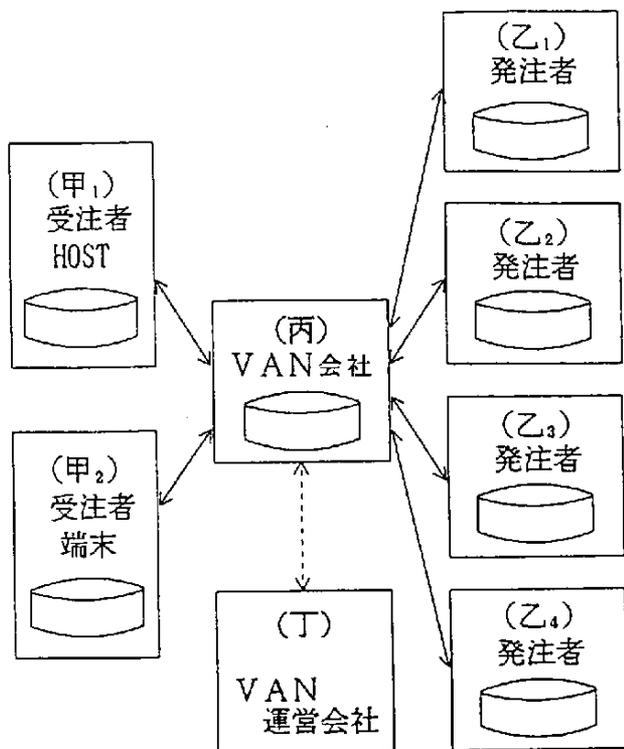
2つのモデル業種における契約形態は、それぞれに大きな特徴がある。

プラネットにおける電子取引の契約形態は、取引当事者間でオンライン取引基本契約書を個別に締結せず、プラネットとの間で個別にV A N利用契約が締結されることとなる。

一方、E I A Jにおける電子取引の契約形態は、『オンライン取引標準システム基本契約書』に基づき、取引当事者間で個別契約を締結することが基本になる。

また、V A Nを利用する場合には、V A N会社と取引当事者間でV A N利用契約書を締結することになる。但し、取引当事者間のデータ授受の方法は、V A Nの接続形態により異なってくる。

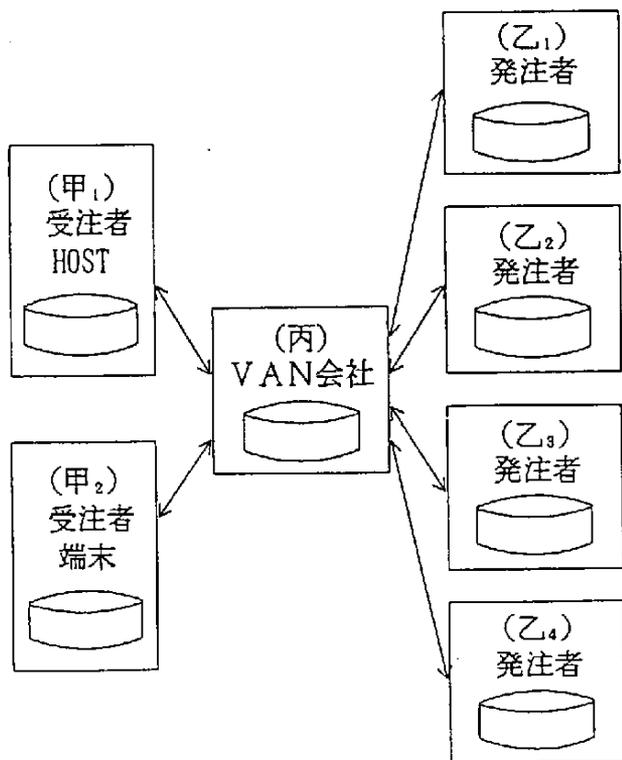
以上により本調査研究の電子取引のモデル業種として上記の2業種を取り上げることとした。



[契約形態]

- 甲 \leftrightarrow 乙 (取引契約)
- 甲乙 \leftrightarrow 丁 (VAN利用契約)
丁 \leftrightarrow 丙

図1-7 プラネット事例 (ファイル転送型・VAN運営会社介在型)



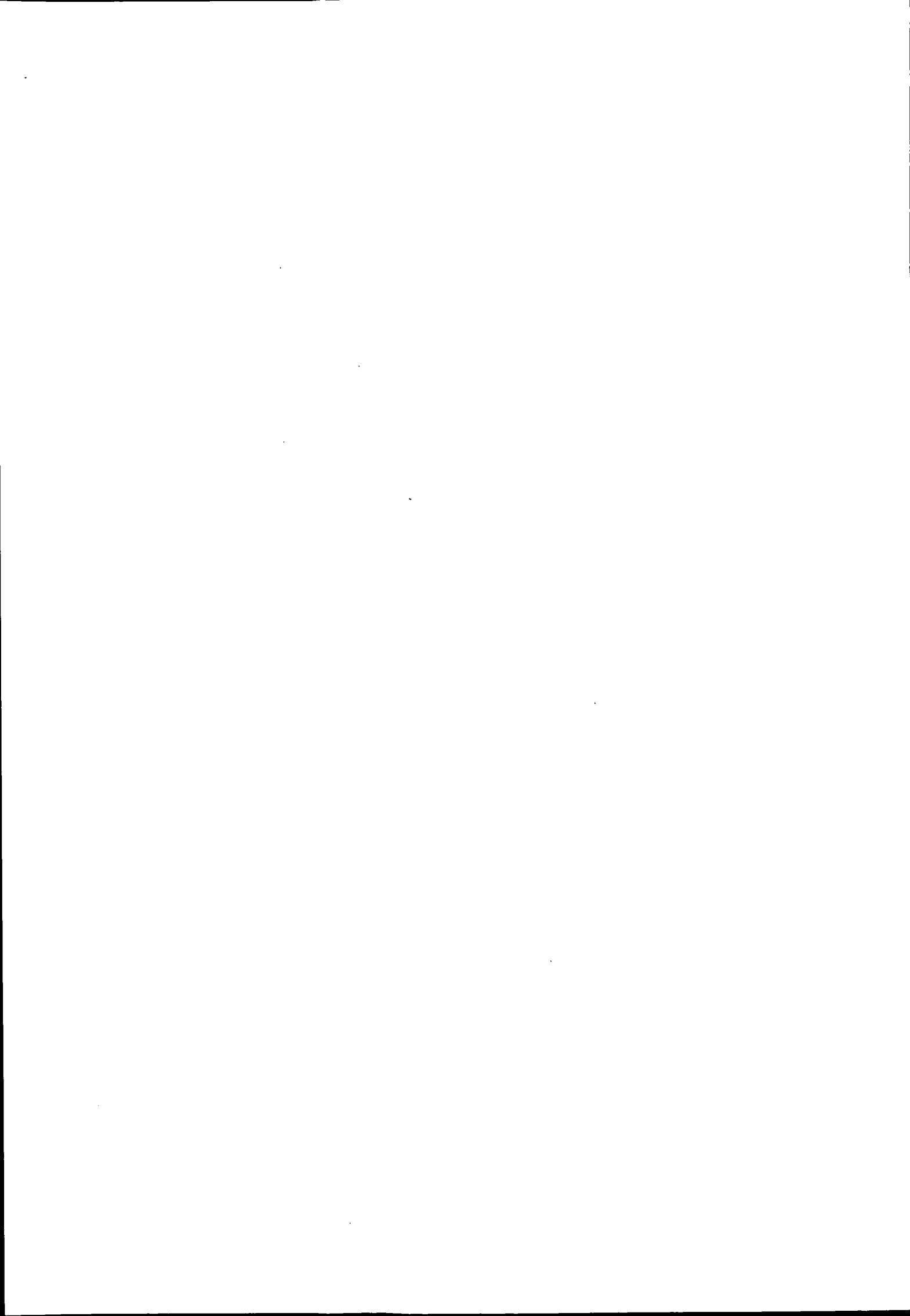
[契約形態]

- 甲 \leftrightarrow 乙 (取引契約)
- 甲 \leftrightarrow 丙,
乙 \leftrightarrow 丙 (VAN利用契約)

図1-8 EIAJ事例 (ファイル転送型・VAN会社介在型)

第 2 章

プラネットにおける電子取引の事例分析



第2章 プラネットにおける 電子取引の事例分析

2. 1 業務処理の概要

(1) 日用雑貨業界の概要

日用雑貨業界及び一般化粧品業界は、石鹼・洗剤・歯磨・歯ブラシ・シャンプー・リンス・生理用品・ティッシュペーパー・カミソリ及び一般化粧品などを製造販売する業界で、メーカー約700社、卸店が約3000社、小売店が約30万店によって構成されている。

日用品雑貨業界及び一般化粧品業界の流通は下記に分類される。

- ① 直接一般家庭を訪問し販売する“訪問販売チャンネル”
- ② メーカーが系列の販売会社を介して小売店に販売する“販社流通チャンネル”
- ③ 卸店を経由して小売店に販売する“卸店流通チャンネル”

企業間通信をする場合、メーカー系列の販売会社については、その販売会社はそのメーカーとして通信する必要はないため、どのような通信方式を採ろうと他に影響を及ぼすことはない。

いま問題となるのは、業界の大半を占める卸店流通チャンネルの部分であり、ここに多数のメーカーと多数の卸店があり、潜在的な企業間通信ニーズが存在する。現に、昭和50年後半には、メーカー数社が各々独自に対卸店ネットワークを進めており、卸店の方もメーカーとのネットワーク化をしようという動きが見られ、放置しておく、とてつもない『VANの錯綜』に陥ってしまう恐れがあった。(図2-1を参照)

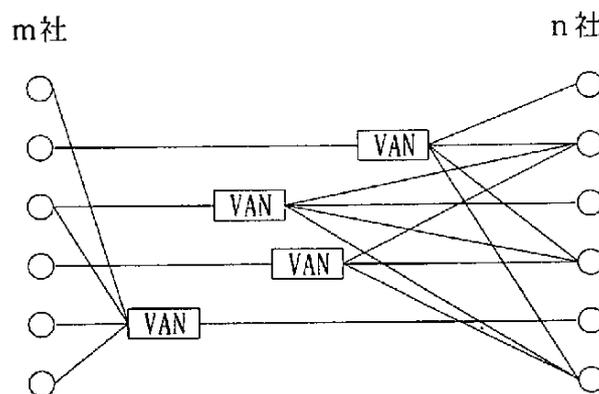


図2-1 VANの錯綜

(2) プラネット設立の経緯

日用品雑貨業界では、昭和55年より業界大手のライオン(株)が卸店とのオンライン・ネットワークの構築を進めており、昭和60年の時点では146の卸店とのネットワークを実現していた。そのような状況の中で、卸店の『端末だらけ』現象を憂慮してユニ・チャーム(株)が端末機の共同利用を申し入れた。

その当時、ライオン(株)の社内では、『VANの研究会』という私的な研究会があり、業界VANを始めない限り業界のシステム化は進まないというライオン(株)のトップに提案をしていた。そんな中でユニ・チャーム(株)の申し入れは真剣に業界VANの設立を考えるキッカケとなった。

このような経緯のもと昭和60年年頭よりライオン(株)とユニ・チャーム(株)が手分けをして、業界のメーカーである(株)資生堂、サンスター(株)、ジョンソン(株)、十條キンバリー(株)、牛乳石鹼共進社(株)の6社に呼び掛けを行い昭和60年8月にVAN運営会社として(株)プラネットが設立された。(図2-2を参照) 競争会社ばかりの8メーカーが合意したということは、それだけ業界内のニーズが逼迫していたということである。

今日、参加メーカー35社・接続卸店数260社に及んでいるが、8メーカーの勇気ある決断が真に証明されていると言えよう。

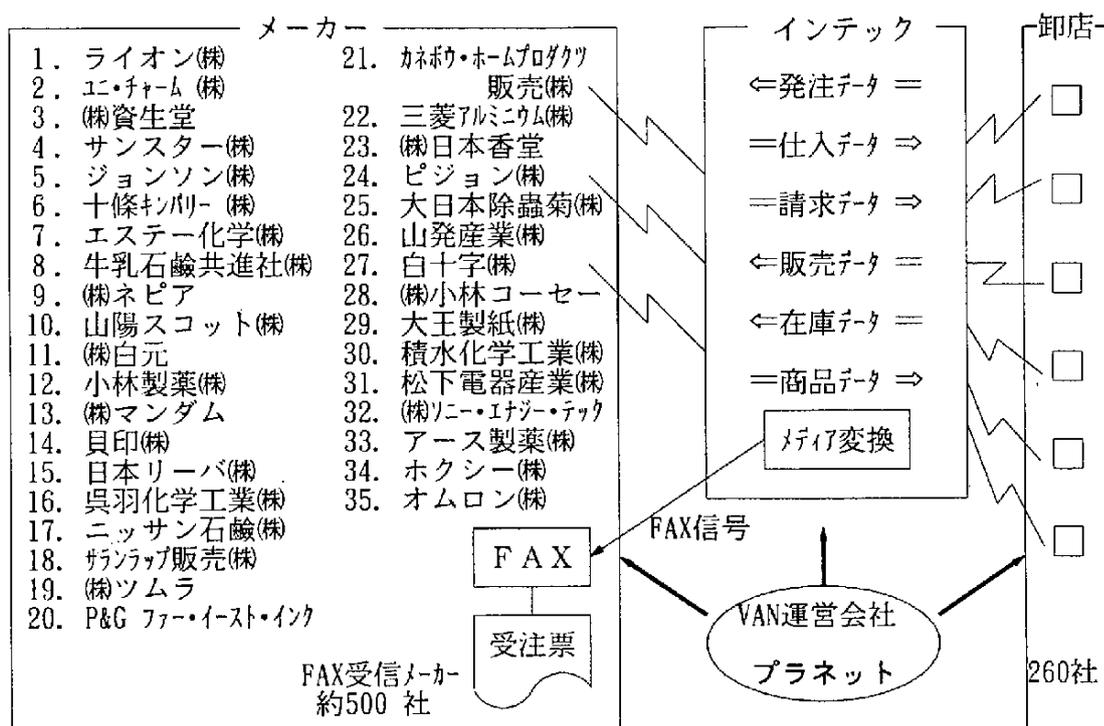


図2-2 プラネットの業界VANの体系

(3) VAN運営会社としてのプラネット

業界の企業というのは全て競争会社であるから、なかなか統一的な業界VANを実現することは困難である。

そこで、プラネットは業界の共通するニーズをもとに、統一的なシステムにまとめ、それを公共性のある専門のVAN会社に一括して依頼をするという“VAN運営会社”方式という新しい構造を考え出した。つまり、“VAN運営会社”であるプラネットは、データ通信を全て専門のVAN会社に委託し、プラネット自身はデータを扱わないことによって、競争企業同士のデータの機密が完全に守られるという構造にしたのである。

(4) プラネットの役割と機能

VAN運営会社としてのプラネットの役割は次の通りである。

① 通信ニーズのとりまとめ

業界のメーカー、卸店の企業群同士の共通のデータ通信ニーズをとりまとめる。

② 標準化の推進

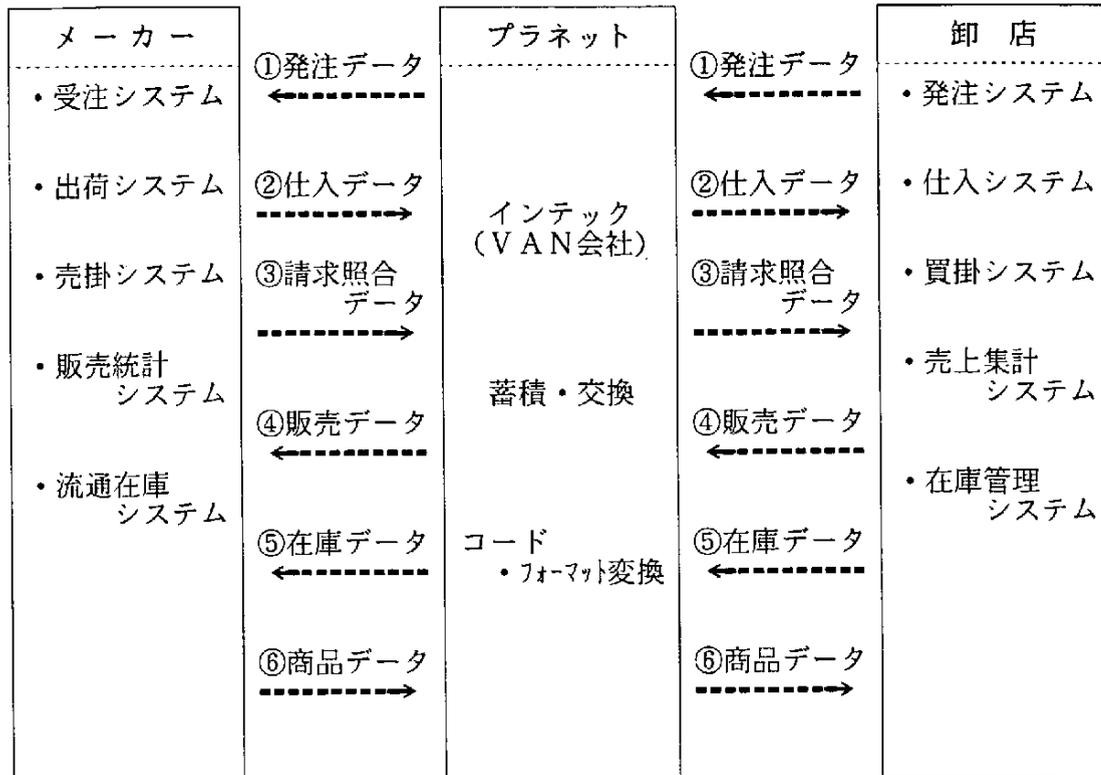
通信プロトコル（通信手段）、伝送フォーマット、コードの標準化を行いVANを安く効率的に利用する。

③ ネットワークの運営会社

業界の商習慣にマッチしたオンライン取引システムを開発し、運用規定通りに受発信をしているかの監視を行う。

(5) データ交換の概要

現在プラネットでは次の6種類のデータ交換サービスを行っている。(図2-3を参照)



- ① 発注データ : 商品を発注するデータ
- ② 仕入データ : 商品を納品するデータ
- ③ 請求照合データ : 代金を請求するデータ
- ④ 販売データ : 小売店に販売したデータ
- ⑤ 在庫データ : 在庫を報告するデータ
- ⑥ 商品データ : 商品名、商品コード、価格、サイズ等のデータ

注1) ①・②・③は、商品取引の基本データ。

注2) ④・⑤は、卸店・メーカー双方合意のもとデータ交換を行う。

図2-3 データ交換の種類

(6) VANの接続形態

VANの接続形態は、送信者、受信者が1社ごとにVANに接続するのが基本である。(図2-4を参照)

但し、一部の社内ネットワーク未整備のユーザーは図2-5に示す接続形態をとっている。

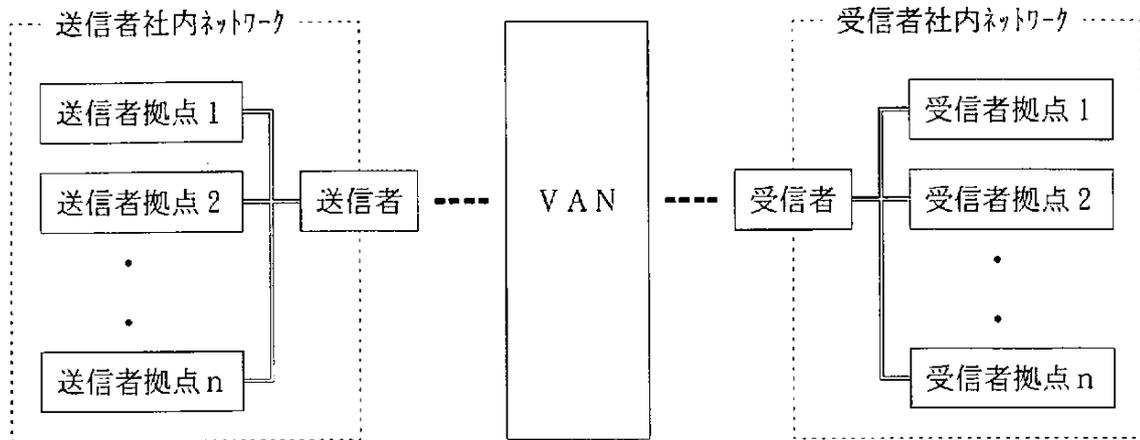


図2-4 VANの接続形態

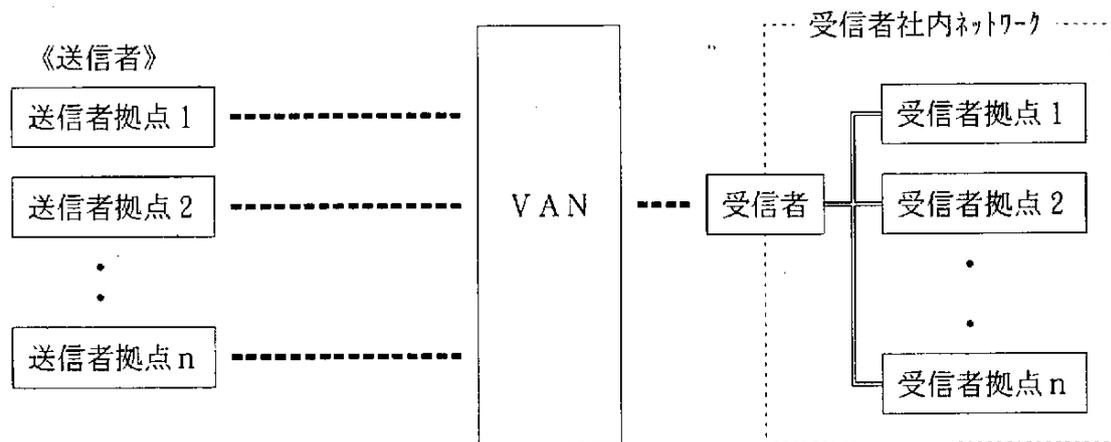


図2-5 社内ネットワーク未整備の場合の接続形態

(7) データ送受信の基本パターン

プラネットの標準プロトコル（通信手順）はJ手順と全銀手順であり、データ送受信の基本パターンは、図2-6に示す通りである。

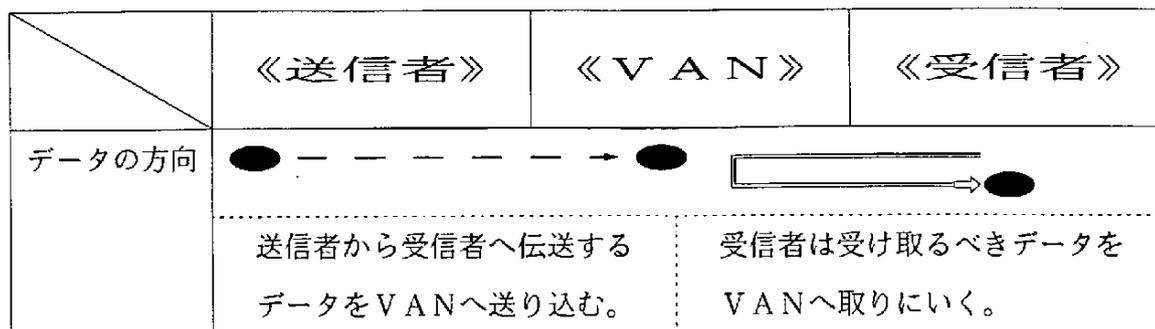


図2-6 データ送受信の基本パターン

2. 2 運用に関する基本事項

(1) 発注者・受注者・VAN会社の運用時間

発注者・受注者がVAN会社を通じてデータ交換を行う理由の一つに、VAN会社の運用時間が早朝から深夜にいたっており、都合の良い時間帯にデータを送受信できるところがある。

プラネットの運用時間は原則として朝7:00から夜22:00迄であるが、従来データ種別毎に（例えば、発注データ、仕入データ…）運用時間帯を設定していたのをサービスの拡張を行い全データ種共通の運用時間帯とした。

運用日についても、日曜日と年末31日から年初1月3日までを除く日は祝祭日といえどもサービスを行っている。

一部のユーザーからは、日曜日運用の要望や24時間運用の要望が出ているが、今のところ対応していない。

社会的背景として、年中無休24時間営業のコンビニエンス・ストアが台頭しており、運用時間帯の拡張については、いずれ実現しなければならないと考えている。

(2) データ授受のタイミングとその確認方法（伝送完了とみなすタイミング）

前述の通り、発注者と受注者はVANのメールボックスを介してデータ交換を行

うが締め時刻の取り決めは発注者と受注者が個々に行っているのが現状である。各企業固有の社内事情がある為、ルール化しづらい部分があり、現在のところ業界の標準的な締め時刻はない。

ところで、データ交換時において伝送上の障害については、VAN会社のインテックに運用監視の為設置してあるフィールド・サービス部が全運用時間帯に運用監視を行い障害が発生した場合、該当ユーザーに電話でのフォローを行うとともに毎日プラネットにも障害状況レポートの提出を行っている。

運用監視の精度の高さについては自信があるが、残念ながら発注者から伝送すべきデータが間違いなく伝送されているかどうかは、VAN会社では判断がつかない。

正確なデータ伝送を行うには、

- i) データをメールボックスへ伝送する発注者が正しいデータ（チェック後データ）を正常に伝送すること
- ii) 伝送上の障害があれば、VAN会社でのチェックがかかること
- iii) VAN会社はメールボックスに蓄積されたデータを正しく振り分けること
- iv) 振り分けられたメールボックスから受注者が正常に受信すること

以上の条件が満たされることであるが、発注者側での十分なチェック体制がないと、出発点である上記i)の条件が満足されなくなってくる。

具体的には、発注者が伝送すべきデータが間違いなくVAN会社のメールボックスに蓄積されたことを確認しなければならないが、プラネットでは、発注者が容易にVANでの蓄積件数を検索できる仕組みを用意している。

万一の伝送ミスがあれば、欠品・納期遅れが生じて円滑な商取引ができなくなる為、プラネットでは発注者に対して従来以上の運用監視を強く要望している。

このようにして正しくデータ交換を行っているが、決められた適正な時刻にデータ交換がなされているとは別問題である。

プラネットユーザーの発注者と受注者との締め時刻の取り決めは、実務上の制約から余裕のある取り決めになっていないのが実情である。

例えば締め時刻が午前11時というように取り決められていると、発注者は10時50分にデータを伝送し、受注者は11時10分にデータを受信するという具合である。

一見20分の余裕があると見受けられるがコンピュータの処理遅れが一旦発生すると余裕どころか非常にきびしい状況に陥ってしまう。

たまにはあるが、発注者はデータを伝送したつもりであっても発注者がそれを

受信していなくて納期遅れになったことを耳にする。プラネットの伝送フォーマットには伝送時刻・振分時刻を設定する項目はないが、ひとつのアイデアとしてVAN内で当該のタイムスタンプをセットすればトラブル時の原因説明も容易に行えると考えられる。(図2-7を参照)

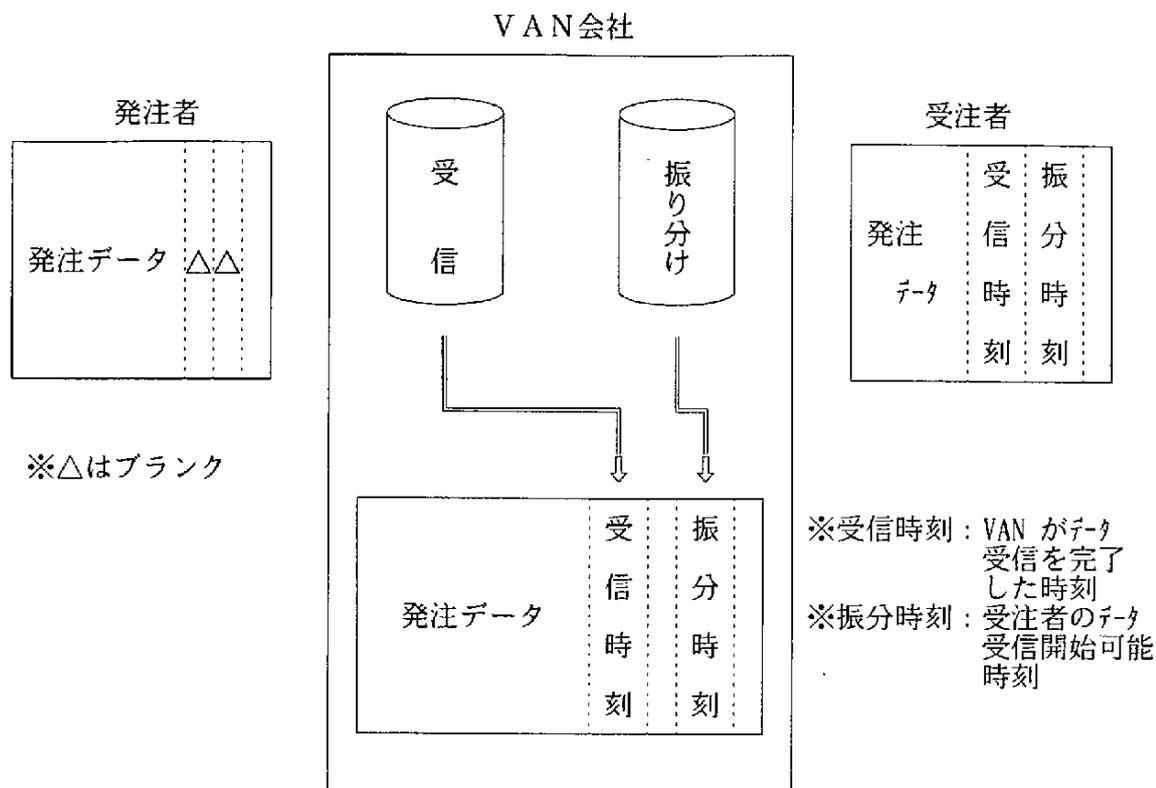


図2-7 タイムスタンプの概要

(3) 取引内容の変更方法

プラネットの発注データは、発注訂正・返品データを通信していない。現在、発注取消・発注数量の訂正やさらに納品リードタイムの変更・着荷日の指定や返品等については、実運用上の事項として発注者と受注者とが個々にFAX、電話で連絡し調整を行っている。

(4) 運用上の責任範囲

契約上その責任範囲を明確にしておく必要があるが、通信業者が障害によって生じた損害のすべてを賠償することは事実上不可能であり、さらにその賠償額を適正に評価することも難しい。従って、障害発生の変因・損害賠償の範囲を極力限定す

ることが肝要である。

たしかに万全の措置をとっても障害は皆無にはならないが、何にもまして障害が発生しない為の対策、並びに一度発生した障害が二度と発生させない為の再発防止策についての検討・実施が重要である。

障害を発生させないことと併に重要な事項は機密保持である。プラネット通信サービス契約書では『本契約及びこれにもとづく本件サービスにより知り得た相手方の業務上の機密を、本契約期間中のみならず契約終了後も第三者に漏洩してはならない』との契約条項を記載している。

(5) データ保存期間

VANの基本的な機能は、発注者から受注者へのデータ受け渡しであるので長期間に渡るデータ保存は不要であると判断する。たしかに、ユーザーである発注者・受注者は極力長期間のデータ保存の要望をするかもしれないが、VAN側での必要資源も考慮のうえ、適切な保存期間で運用することが望ましい。

データ保存期間は契約条項もしくは運用上の細則として明記する必要がある。プラネットの場合は、運用の細則として利用規定を設けているが、下記の記載をしている。

但し、年末年始の4日間（12月31日～1月3日）は、VANの稼働はしない。

利 用 規 定

6. 通信データの保管期間

仕入・発注・請求・販売データは暦日で7日間、新商品案内データは14日間を保管期間とします。但し年末年始の4日間は、保管期間の算定に含みません。

(6) 取引証拠の作成と保存方法

発注者はVAN会社を通じて『データ』で発注を行うが、その証拠書類である発注票をペーパーに出力又はマイクロフィッシュを作成しておく必要がある。

同様に受注者は、受注票としてペーパーに出力又はマイクロフィッシュを作成して保存しなければならない。

『法人税法施行規則第59条』で帳簿書類の整理保存が7年間と定められているので、発注票、受注票双方について7年間保存しなければならない。（図2-8を

参照)

発注データと同様に商取引の基本データである仕入データや請求照合データを送受信した際の仕入伝票、請求明細書の出力・保存も発注データの発注票、受注票と同じく7年間保存する必要がある。

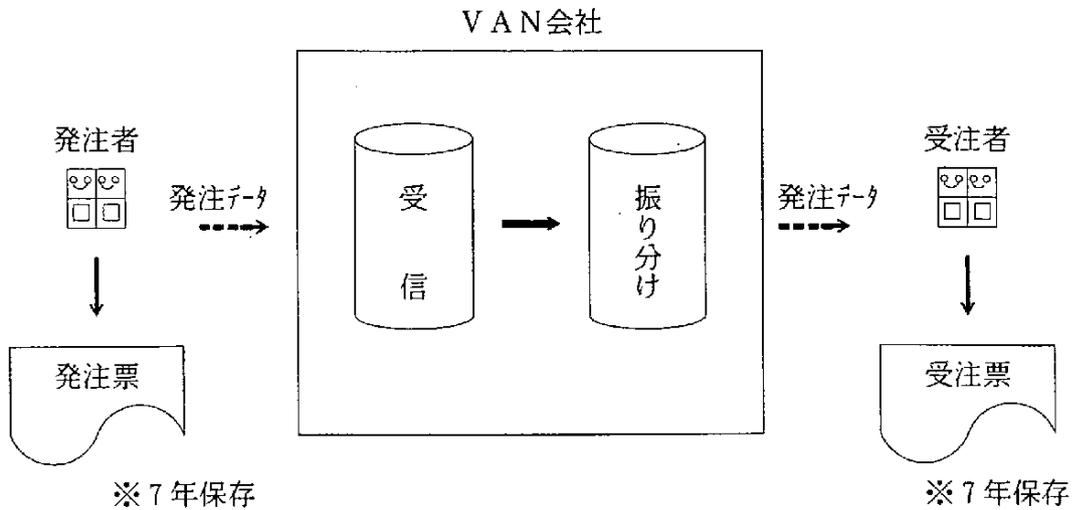


図2-8 取引証拠の保存

2.3 費用負担に関する基本事項

(1) 費用負担の境界

費用負担は下記のルールが考えられる。

- ① 送信者／受信者折半で負担
- ② 受益者負担（データの送受信にかかわらず）
- ③ 主導者負担（データの送受信・利益の享受にかかわらず）

プラネットの設立の目的である『卸店流通を基本政策とするメーカーが協力して、業界内の情報通信ネットワークの構築と卸店のシステム化支援を行い、業界の流通機構全体の体質強化を図る。』のもとに、会社設立の主導をとったメーカーがVAN利用時の初期経費並びにVAN利用料を負担している。つまりプラネットは、卸店が利用するデータ交換サービスをメーカーに斡旋していることになる。

但し、卸店側のコンピュータ運用経費・通信回線料金・システム開発費用等は卸店の負担としている。（図2-9を参照）

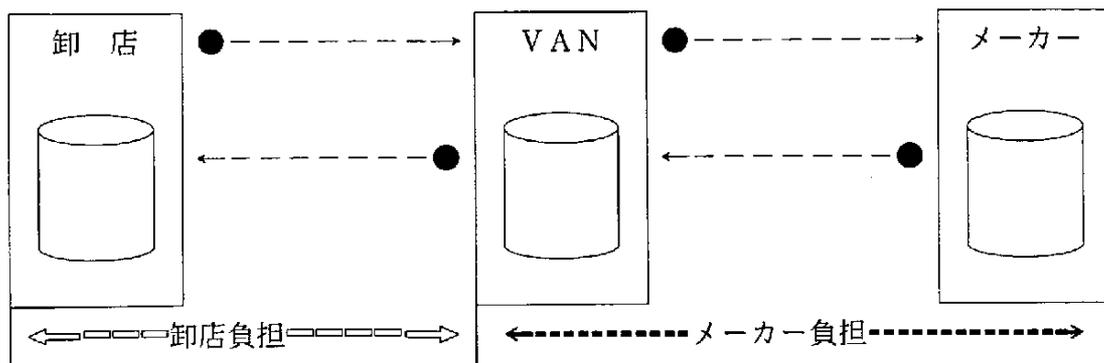


図 2 - 9 費用負担の境界

(2) システム開発費用・運用費用の負担

VANの初期経費・VAN利用料はメーカーが負担しているが、詳細には表 2 - 1 に示すような分担になっている。

表 2 - 1 システム開発費用・運用費用の分担

費用項目	卸店負担	メーカー負担
①システム開発費用		
1. モデム・NCU費用	◎ (卸店設置)	◎ (メーカー設置)
2. 通信回線開設費	◎ (卸店設置)	◎ (メーカー設置)
3. コンピュータ・リース料	◎ (卸店設置)	◎ (メーカー設置)
4. ソフトウェア開発・購入費	◎ (卸店設置)	◎ (メーカー設置)
5. VAN利用時の初期経費		◎ (卸店側・メーカー側)
②システム運用費用		
1. 通信回線料	◎ (卸店・VAN間)	◎ (メーカー・VAN間)
2. VAN利用料 (受信・蓄積・振分)		◎
3. コンピュータ運用経費	◎ (卸店設置)	◎ (メーカー設置)

注) ◎印が負担する側を示す

(3) VAN利用料体系

プラネットを利用する場合のVAN初期経費とVAN利用料は、メーカー負担となっているが、詳細には以下の料金体系になっている。

A. 接続料金（卸店単位に当初1回のみ負担）

- ① 基本接続料金：1卸店当り 150,000円
- ② 加算接続料金：1卸店当り
 - i) 発注データ 30,000円
 - ii) 販売データ 60,000円
 - iii) 在庫データ 30,000円
 - iv) 仕入データ 10,000円
 - v) 請求照合データ 30,000円

B. 利用料（1接続当りの月々の分担金）

- ① 基本利用料：通信対象卸店の当月接続メーカー数により異なる。

<接続メーカー数>	5社以下	6～7社	8～11社	12社以上
<基本利用料>	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
- ② 加算利用料：通信データの種類ごとに分担
 - i) 発注データ 3,000円
 - ii) 販売データ 5,000円
 - iii) 在庫データ 4,000円
 - iv) 仕入データ 2,000円
 - v) 請求照合データ 3,000円
- ③ 割増利用料：当該卸店との接続メーカー数が3社未満のときは、3社接続に至るまでの間、上記料金に代り次の割増利用料を負担する。
 - i) 接続メーカー数1社の時：上記基本利用料・加算利用料の各々 3倍
 - ii) 接続メーカー数2社の時：上記基本利用料・加算利用料の各々 1.5倍

C. 通信処理料（ネットワーク内での通信処理に直接かかわる料金で、データ種類毎の通信アイテム数により負担）

- i) 発注データ 2.2円（1アイテム当り）
- ii) 販売データL型（一括処理方式） 1.0円（1アイテム当り）
- iii) 販売データS型（セミリアル方式） 1.1円（1アイテム当り）
- iv) 在庫データ 1.0円（1レコード当り）
- v) 仕入データ 2.0円（1アイテム当り）

vi) 請求照合データ	0.8円(1アイテム当り)
vii) チェックリスト	1.5円(1レコード当り)

(4) 今後のVAN利用料体系

現在のメーカー負担の利用料体系は、ネットワークを構築する為の料金体系であり、今後は受益者公平負担に変更したいと考えている。

さらに、単価についても従来2度値下を行ったが、今後も値下を行い広く門戸を開放する予定である。

2.4 契約に関する基本事項

(1) メーカー・卸店間の基本取引と電子取引に関する問題点

電子取引(データ交換)が卸店とメーカーで実現する以前から、取引を行う為の契約が締結されているが、従来の取引形態を電子的取引に変更する場合、その旨の付帯事項を契約条項に追加し再契約、または覚書の手交が必要である。

プラネット・ユーザーで取引関係のあるメーカー・卸店間では、受発注をデータ交換で行う際に運用上の詳細な打合せがなされているが、契約条項を付加した契約の再締結や覚書の手交は必ずしも行われていないのが現状である。

(2) VAN利用に関する利用契約

プラネットの契約体系は図2-10に示すようになっている。

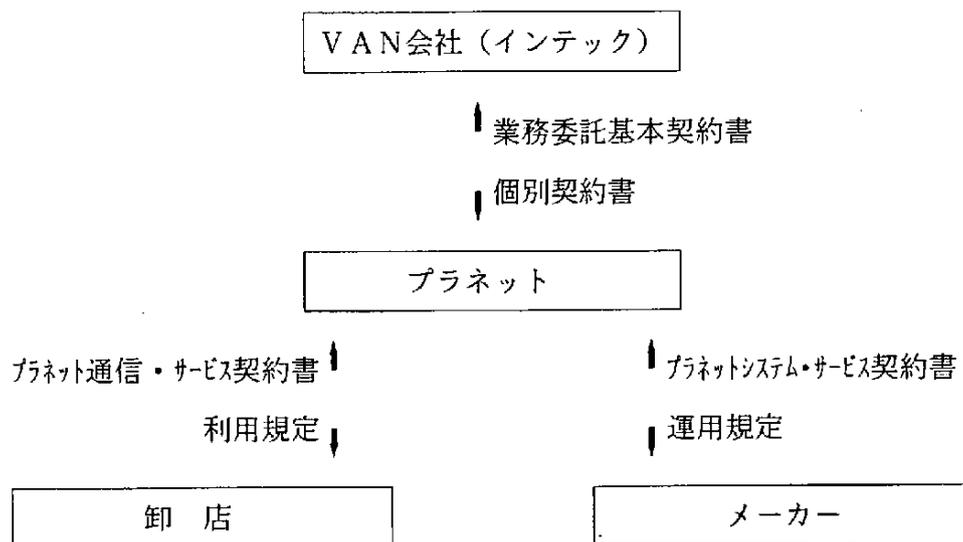


図2-10 契約体系

2. 5 障害に関する基本事項

(1) エラーデータの取扱いと連絡方法

エラーデータの取扱いについては、データの種別毎に緊急度が異なってくるが、受発注のデータ交換時はその影響度が大きいいため、当事者であるメーカーと卸店間において事前の取り決めを要望している。

データ内での論理的なエラーは、VAN会社で即座に発見できるが、データの内容に関するエラーについては、一切検知できないため、メーカー・卸店双方のシステム運用精度向上と運用監視強化に依存している。

(2) 障害時の復旧方法と障害連絡ルート

障害発生箇所としてメーカー・VAN・卸店の各々の可能性が予想されるが、原因・影響度・復旧対策等については予測できない。より早く復旧するために、ハードウェアであれば予防保守や障害訓練実施等が考えられるが、抜本的対策でないことは明確である。

障害発生時は早く対策することは当然ながら、影響範囲を極力小さくする為、早く連絡することが必要である。

VANでの障害発生時はVAN会社の運用監視担当者が責任を持ってユーザーであるメーカー・卸店に連絡するが、ユーザーでの障害発生時の場合、連絡は障害が発生したユーザーにお願いしている。障害連絡を行う場合、その原因や復旧のメド等の情報交換が必須であるからである。迅速かつ正確な連絡を可能とする為、全ユーザーの担当者名簿をプラネットは公開している。

(3) 障害時の代替方法

障害時、いつも短時間で復旧できるとは限らない。最悪の事態を予想して、ハードウェア・通信回線等を二重化しその切替訓練も常に行うのが理想といえるが、VANのアクセス・ポイントとユーザー間ではそのコスト負担等の制約があり、必ずしも実現できるとは限らない。非常時の代替措置については手作業も含め充分検討しておく必要がある。

(4) システム構成機器の信頼性対策

通常のコンピュータ定期保守点検に加えて、システム監査上重要な火災対策、漏

水対策、停電対策、防犯対策について十分な対応をしている。

2. 6 セキュリティに関する基本事項

(1) 伝送相手の確認方法

ハッカー事件が社会問題になっているように、コンピュータの存在が当然になり、コンピュータセキュリティがクローズアップされている現在、伝送相手の確認に要するメカニズムは複雑にはなっても簡単になることはない。

現在プラネットがサポートしているJ手順や全銀手順にある機能としてパスワードの機能を有効に活用することが即座に思いつくが、人手による定期または不定期の変更にも増して、さらに工夫が必要である。

プラネットでは、データ種別毎に取引関係がないとメール・ボックスをオープンしない仕組みで運用を行っている。

(2) 伝送可否の確認方法

プラネットでは、以下のような確認を行っている。

① パスワードのチェックと共に、伝送開始前に登録依頼された伝送相手に対しての妥当なデータ交換であることを確認する。

② データ内部同志での論理的なチェックに通過すること。

例えば、次のような論理チェックを行っている。

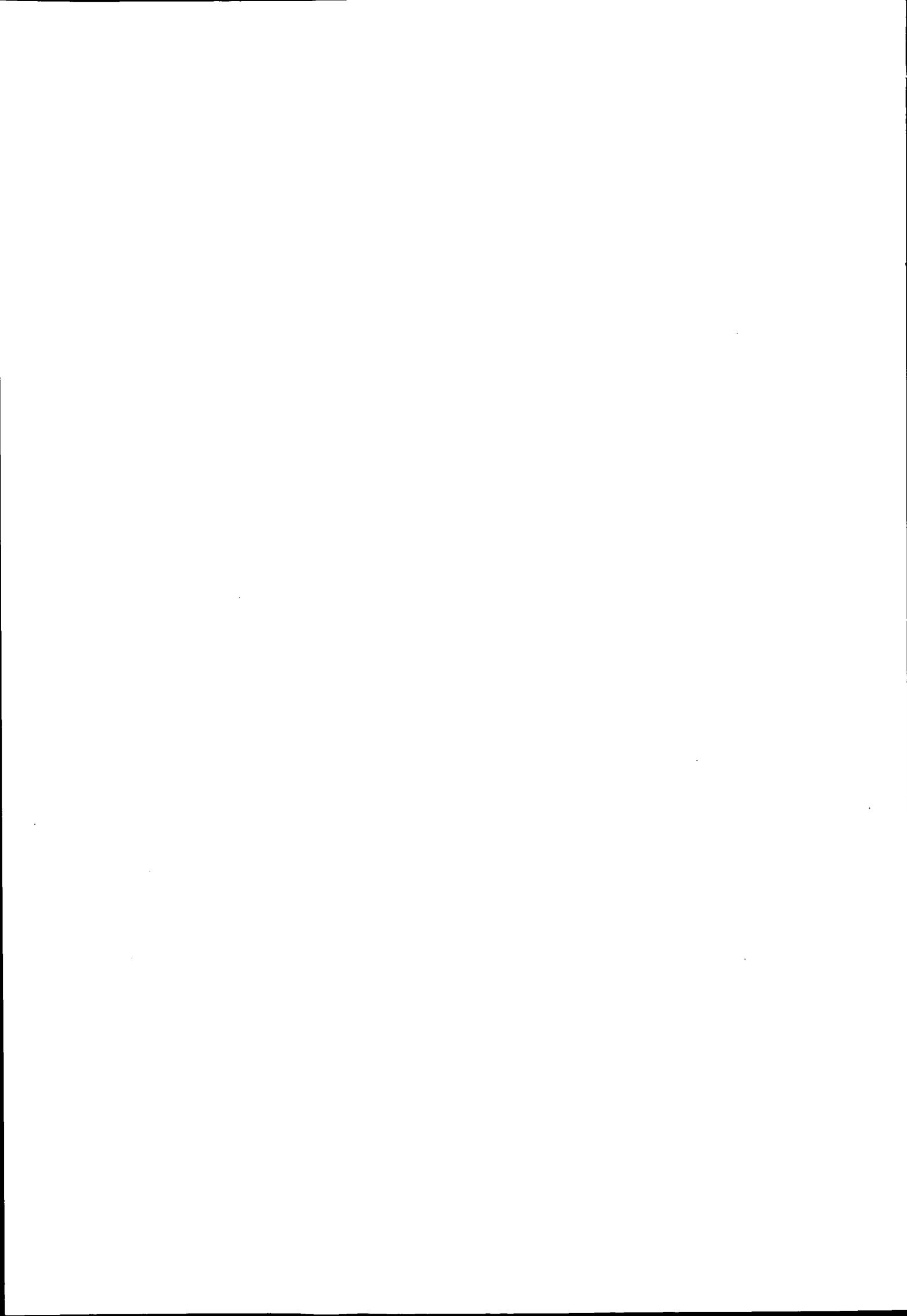
・アイテム部の金額または数量の合計とトレーラの金額または数量の合計が一致していること。

・ヘッダー情報の伝送先とデータ部の伝送先が一致していること。



第 3 章

プラネット事例に対する法的考察



第3章 プラネット事例に対する法的考察

3.1 総括

プラネットシステムは、VAN運営会社であるプラネットを中核として、日用品雑貨及び一般化粧品のメーカー、卸売業者間の電子データ交換による受発注取引等をVAN会社を介して、共通のVANサービスの利用によって遂行するシステムである。

個々のメーカー、卸売業者はそれぞれ統一書式によるシステム利用契約をVAN運営会社との間に結び、且つVAN運営会社とVAN会社との間には、業務委託基本契約を締結することになる。

その結果、プラネットを中心とした包括契約により、取引の当事者間で電子取引が実施されることとなる。

今後はこのようなインフォメーションオーガナイザー（VAN運営会社）を介しての電子取引が他の業種でも積極的に活用されると思われる。

既に、食品業界ではファイネット、製薬業界ではJD-NETというインフォメーションオーガナイザーが誕生している。

このようなことからプラネットシステムにおける電子取引の法的問題を考察することは、他の業種における電子取引モデルの在り方を検討する上で貴重な示唆を与えるものであり、きわめて有意義なことと考える。

以下、プラネットシステムの電子取引に関して、システムの共同利用、基本的契約、個別的契約の側面から法的考察を加えることとする。

3.2 システムの共同利用

システムの共同利用（図3-1を参照）に関しては、システムへの加入が利用の前提となるが、利用資格者の範囲を制限したりすることはなく、他系列企業や異業種企業が利用を希望する場合でも可能である。

既に加入している企業が任意脱退することも可能であるが、システムが高度なものとなればなる程、電子取引の維持継続の観点からも脱退条件等について慎重な検討が必要と思われる。

また、企業が他系列企業に合併されたり、業種転換を行いその後もシステムに留まることを希望する場合についても十分に留意しておく必要がある。

システム利用に関しては、関与者全員が契約当事者となるべきか、全体システムとの契約関係をどのように構成するのが適切かは、契約約定上の問題であると思われる。

また、共同組織が組合や法人格なき社団のような場合には、団体法理的な法律関係についても、今後検討してみる必要があると思われる。

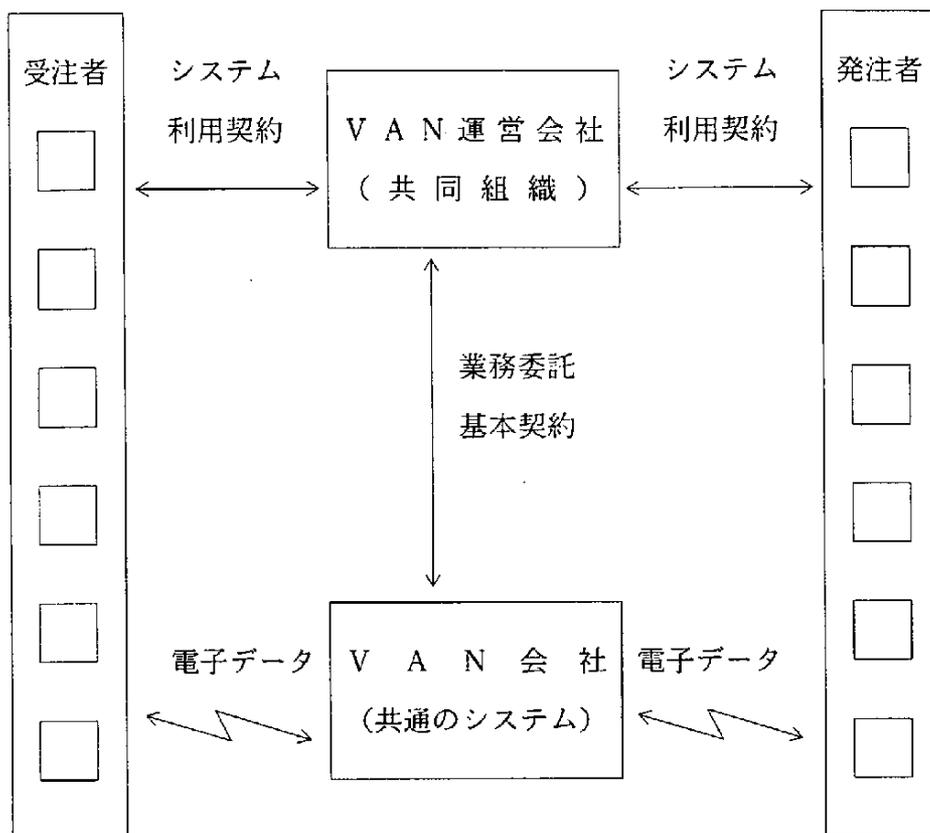


図 3 - 1 システムの共同利用

3. 3 基本的契約

個々のメーカー、卸売業者はそれぞれシステム利用契約によって、全体的なシステムの枠組みによって影響されることになる。

即ち、共同利用の対象となっているシステムサービス内容やVAN会社等について直接契約当事者となっていない加入者がどのような法的地位に立つのかといった点について検討する必要があると思われる。

ただし、いずれにせよシステムサービスの継続に関しては、取引当事者のシステムへの依存度を考慮する観点から、何らかの形における維持継続が望ましいと考えられる。

これらの点を含めて、一般論的にどのような形の基本契約を定めるのが適切か、あるいは当事者間の基本契約という形でなく、システム全体を包括して構成する組織的な原理を導入すること等について検討する必要があると思われる。

個々のメーカー、卸売業者とVAN会社との間にVAN運営会社が介在した場合における各当事者の責任範囲や責任制限契約の可能性については重要な検討課題である。

また、ソフトウェアやデータの保管、解約権の制限など契約上の規定を工夫、実現することにより、ネットワークの停止等の場合における不利益を、最小限におさえることも可能と思われる。

システムの機能的グレードアップをする場合の継続的契約関係については、十分な配慮が必要と思われる。

卸売業者による販売・在庫データについては、当該商品のメーカーに提供されており、小売店との関係等についても十分に配慮する必要があると思われる。

3. 4 個別的契約

プラネットシステムでは、メーカー、卸売業者間の商品受発注取引に関しては、それぞれ既往の取引パターンに変更を加えないことを前提とし、VANサービスの利用という側面に限っては、統一的な方式を用いている。

現状においては、個々のメーカー、卸売業者間のオンライン受発注取引に関しては、書面による契約を作成している例は僅少で、大多数の契約関係は文書化されていない。そこで、これらの受発注取引は、通常、当事者間の合意に基づく事実の集積として行われている。そこには或る共通の取引パターンがあるものと考えられる。

受発注取引の特徴は、次の通りである。

- ① 商品の在庫補填のための継続的な発注が殆どである。
但し、小売店の特売に関連した臨時的な発注もレアケースとしてある。
- ② 卸売業者からメーカーに対し、VANを介して発注データが送られるが、これに対してメーカーからは、受注データは、返信されていない。
- ③ 納品の直前に、納品内容を示すデータとして仕入データがメーカーから卸売業者に送られる。
- ④ 発注内容に対してメーカー側でそのまま承諾できない場合には、電話やFAXで当事者間で協議が行われ調整を行う。
- ⑤ 軽微な納期のズレや欠品の発生は、継続的な受発注のプロセスの中で弾力的に調整を行う。

プラネットシステムにおいては、受発注取引の特性、及び電話、FAXなどマニュアル的手段による意思疎通により異例な事態への対処が補完的に行われており、事故等が損害につながることを防止している。

また、欠品を生じて、必ずしも事前の連絡や交渉がなく可能な範囲で納品される場合が少なくないこと、欠品に関し受注者側の責任を追求する例は皆無で、そのような意識も持たれていないことと、実務に携わっている人々の中に、納品によって売買契約が成立するという意識がかなり強いことがあげられる。

このように、欠品のリスクは、事実上発注者が負っていることになる。しかし、発注者側も多少の在庫があるため、現実に欠品や納期の遅れなどによる損害を被る例は殆どないようである。

さらに、特売等の関係で大口の発注を行う場合は、電話等で受注者の意向を確かめたり、経常的に来る筈の発注データが届かなかったり、発注内容に異常があれば、受注者側から電話等の連絡がなされデータ伝送上の障害や入力エラー等による損害発生が防止されている。

以上のような事情によって、現状では大きなトラブルを生じた例はない。

一般的には、瑕疵ある意思表示の有効性や取消しの可否、データ送達の時点や契約義務の発生要件などがあるが、このような事情から見る限り、特に議論すべき法的な問題はないと思われる。

しかしながら、将来の情報ネットワーク化の進展に伴い、企業実務における電子データへの依存度が飛躍的に高まることが予想される。そのように取引の形態が文書から電子データへ大きく移行することに伴って、従来行われていた人間によるチェックが働か

なくなったり、それを必要とする場合にも次第に効かなくなってくることが予想される。

このような変化は、これまで欠品や納期遅れなどを未然に防止し、あるいは事後的にその影響を吸収していたバッファが将来縮小する可能性があることを意味する。

そのような事態においては、トラブル防止のための確認や修正等の情報の制御機能をシステム自体の中に組み込むことが必要と思われる。

以下、個別契約に関する一般的な検討課題について示すこととする。

(1) 発注データの送達時点と売買契約の成立時点

発注データの送達時点を明らかにする意味は、発注データの撤回可能な時点を描くことと、例えば、システム事故によって発注データが消失した場合に、発注データが不到達となるか、到達後に消えたかを判断する基準となる。

(2) 発注データの変更と記録の保存

発注内容を当事者協議のうえ変更する場合があるが、その場合は原則として当初の発注データはキャンセルし、変更後の合意内容をFAX等で送達することになる。しかし、電話等で協議を行った場合、常に文書の形で記録が残されるか否かは、必ずしも明らかではないが、紛争時に証拠として使用する記録の保存としては、合意内容を一元的に電子データとして記録し、適正なセキュリティ措置のもとに保存することが課題となろう。

(3) データ送達の確認

データの送達において、送達の有無、送達の相手、送達の内容の『確認』について明らかにして置く必要がある。

特に、システム障害や入力エラー等によるデータの不到達、到達の遅れ、誤配、ビット化け等のチェックのために、システム的な確認方法が検討課題となる。

(4) 入力エラー、無権（越権）代理等意思表示の瑕疵

エラー入力については、表示の錯誤、表示内容の錯誤、動機の錯誤が区分されるが、表意者の帰責事由や相手方による認識可能性、巻き戻しによって被る相手方の不利益等を考慮しつつ、判例の適用や特約の可能性を検討する必要がある。

無権限による発注データの伝送等については、表見代理が成立する場合を除き効力を生じないが、アクセス権限に関する認証等本人におけるセキュリティ措置の適

切さを含めて帰責事由の有無が問題となり得る。

(5) 事故と責任

システム上の事故によって、データの不到達、到達の遅れ、ビット化け等が生じた場合の責任関係はどうなるのか、責任制限等の免責特約について検討する必要がある。

回線障害やハードウェア、ソフトウェアの欠陥、オペレーションミス、第三者による不正行為などによって、データの不到達や到達の遅れ、誤配、データ内容の変質や消失を生じ関係者に損害をもたらした場合は、債務不履行責任や不法行為責任について明確にする必要があり得る。

この場合、誰がどのような責任を負うべきかについては、不可抗力か人為的な事故か、損害の程度や予見可能性、契約上の位置づけ、結果回避義務の有無と履行状況、事故原因が支配領域に属するか否か、損害賠償の限度や賠償責任保険の利用可能性等が検討事項となる。

(6) 決 済

請求照合データの一致を単なる参考とするのではなく、代金決済の要件とするように、メーカー、卸間の約定を変えた場合、請求照合データ・アンマッチが生じた際に、どのように解決すべきか当事者間の取り決めが必要となる。

第 4 章

E I A J における電子取引の事例分析



第4章 E I A Jにおける電子取引の事例分析

4.1 業務処理の概要

(1) 電子機器業界の概要

日本電子機械工業会（E I A J）は、わが国のコンピュータベンダー、端末機器ベンダー、電子部品・半導体メーカーなど電子機器および同部品、L S Iチップなどに関連する広範な電子メーカー約600社の工業会である。

コンピュータメーカーや電子機器メーカーの多くは同時に半導体チップメーカーであり、部品メーカーでもある。

その構成員は、一方では大企業を中心とした大規模な系列下に所属しているとともに、他方で系列を越えた相互間の取引も活発である。

電子機器製造業における資材の購入に関する取引の現状は、発注元、納入者が錯綜した状態の取引形態となっている。（図4-1を参照）

E I A Jにおける最近の資材購入取引については、従来の注文書や電話・F A Xによる事務処理からコンピュータ間のオンラインデータ送受信による電子取引（E D I）に変わりつつある。E I A Jでは、この電子取引についての標準化を行い、業界各社がこの標準に従って取引データの交換を始めている。

標準によるE D Iが多くの企業間で行われるほど業務の効率化に大きく貢献するものと思われる。E I A J標準によるE D Iは、すでに業界各社で実施されており大きな効果を上げつつある。（図4-2を参照）

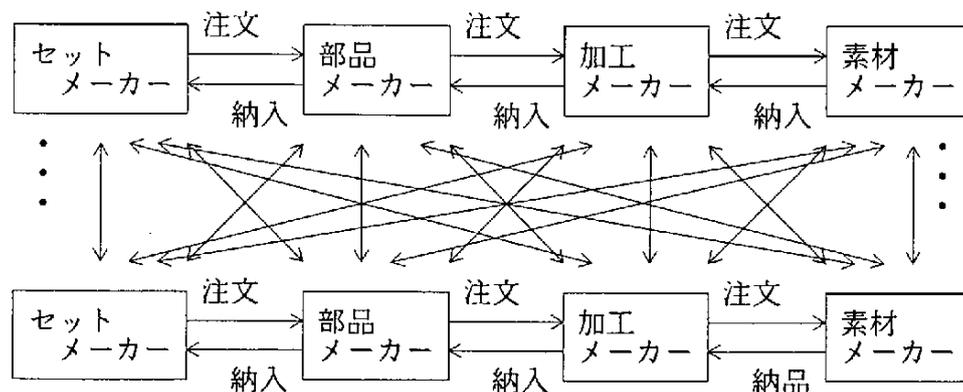


図4-1 資材購入取引

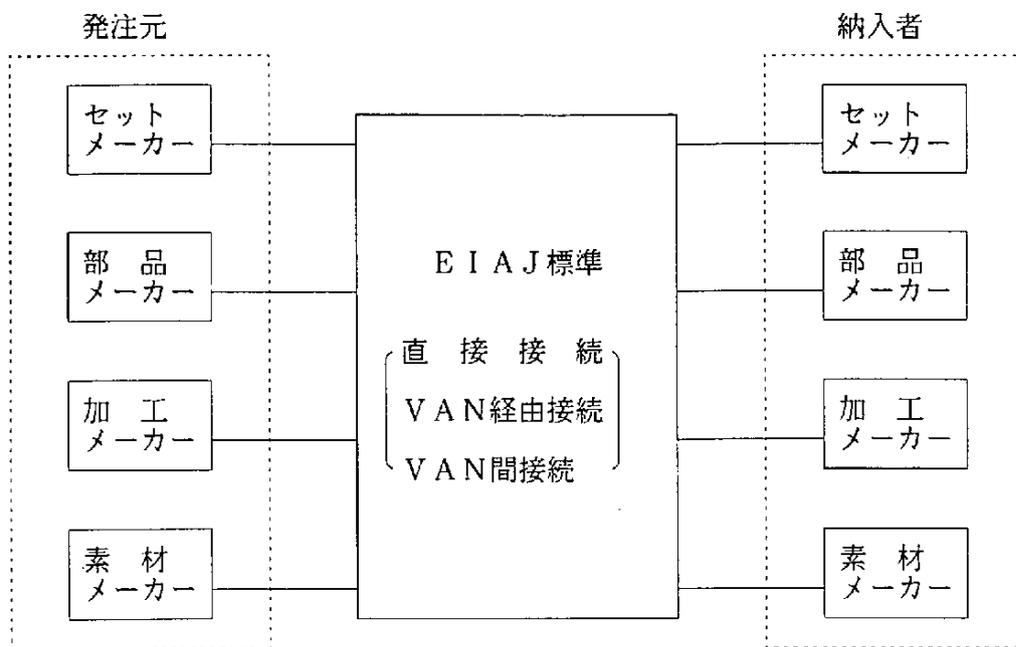


図 4 - 2 E I A J 標準による E D I

(2) 業務処理手順

E D I の基本は、コンピュータから直接相手のコンピュータへ情報を送り込むことである。そのため、自社内のどこがデータを受信し、どこへ通知し、各部門でなにを処理するかを情報種別ごとに具体的に決める必要がある。これらの業務処理手順は、『業務処理フロー』、『業務処理マニュアル』として各関連部門に提供される。

ここでは、情報種別ごとの業務処理フローの概略を表 4 - 1 に示す。

表 4 - 1 業務処理フローの概略 (続く)

業務	情報種別	処理概要 (発注元)	発注者 (VAN)	受注者 (VAN)	処理概要 (納入者)
仕様承認	仕様書 承認図		○ → ○ ○ ← ○		
計画	所要計画 (0201) コック引当 (0202) 予約注文 (0203)	発注元の生産計画 (注) コックの出荷計画 発注予定の提示	○ → ○		製造日程/能力計画
見積依頼	見積依頼 (0301)	見積条件	○ → ○		見積受付 発注・価格管理 価格折衝
見積回答	見積回答 (0302)	価格査定/折衝	○ ← ○		販売価格 受注条件
支給	支給予定 支給実績		○ → ○ ○ → ○		
注文	内示注文 (0501) 確定注文 (0502) 変更注文 (0503) 注文取消 (0504) 注文打切 (0505) 注文請	一部未定項目発注 注文要件決定発注 個別契約の変更 個別契約の解除 未納残の解約	○ → ○ ○ ← ○		受注管理 注文書作成 進捗管理 製作手配 日程管理
納入	納期確認 (0701) 納期回答 (0702) 納入指示 (0703) 出荷 (0704) 入荷 (0705)	注残管理 納期管理 分割納入指定日 納入数 納期管理 受領の確認	○ → ○ ○ ← ○ ○ → ○ ○ ← ○ ○ → ○		注残照会 納入予定日回答 納品管理 受注品の出荷 納品書発行 売掛管理
検査	検査		○ → ○		

(注) コックとは、預託在庫のことをいう。

表4-1 業務処理フローの概略(続き)

業務	情報種別	処理概要 (発注元)	発注者 (VAN)	受注者 (VAN)	処理概要 (納入者)
検収	検収 (0901)	検査/検収 買掛管理	○	→ ○	売掛管理
返品	返品		○	→ ○	
支払	買掛明細 (1101)	特定期間の買掛金	○	→ ○	会計 売掛管理
支	売掛明細 (1102)	会計	○	← ○	特定期間の売掛金
	照合確認 (1103)	買掛管理 売掛・買掛の照合	○	← ○	売掛・買掛の照合
	相殺通知 (1105)	相殺処理	○	← ○	相殺処理
払	請求		○	← ○	
	支払		○	→ ○	
	銀行振込		○	→ ○	

(注) ——— 当面の電子データ(平成3年3月現在)
 将来の電子データ

(3) 情報種別ごとの取決め内容

発注元と納入者間における当面のEDIについて、情報種別ごとに次のような内容により取決められている。なお、将来の電子データの取決め内容については省略する。

① 所要計画情報：発注元の関連製品の生産計画または、“もの”の所要計画を定(0201) 期的に示す情報である。同一所要期について一定サイクルで提供される場合には、その都度見直された最新情報として提供される。

なお、本情報については、発注者・納入者に買取義務、供給義務はないものとする。

② コック引当計画情報：該当する期間にコック(預託在庫)より出荷する計画情報(0202) 報で発注元に個別契約を成立する意志があり、発注元および納入者に買取義務および供給義務がある。

下請取引においては、このコック方式は、下請事業者との合意の有無を問わず下請法上認められていないため使用しないものとする。

- ③ 予約注文情報：確定注文前に期間中の発注予定を提示するもので、発注元および納入者に買取義務および供給義務がある。
(0203) 下請取引においては、この注文は下請法第3条で規定する記載事項（以下、3条書面の記載事項という）を満足せねばならず、確定注文情報として交換される。
- ④ 見積依頼情報：発注元が指定する“もの”について納入者に販売価格の提示を
(0301) 依頼する情報で見積条件を網羅したもの。
- ⑤ 見積回答情報：見積依頼品に関する納入者からの見積回答で、販売価格の他受
(0302) 注条件を網羅したもの。
- ⑥ 内示注文情報：発注項目のうち一部未定項目のある発注申込み情報で、未定項目
(0501) 目が決定した時に確定注文情報が発行される。納入者が当該申込みを承諾した場合、発注元および納入者はそれぞれ買取義務および供給義務を有する。後日両者が合意に達しない場合は、当該提示注文は失効し、納入者が供給義務を遂行するために要した費用は、両者協議の上これを定め、発注元がこれを補償する。
下請取引においては、この注文は3条書面の記載事項を満足しなければならないため、内示注文情報を交換対象としないものとする。
- ⑦ 確定注文情報：個別契約を成立させようとする発注申込み情報で、“もの”、
(0502) 納期、価格、納地等の注文要件を満たしている情報。納入者の承諾（書面、口答、契約）により個別契約が成立する。
下請取引においては、3条書面の必要記載事項を全て満たさなければならない。また、無理な納期の押しつけはしてはならず、支払い方法等については下請法の規定に従うものとする。
- ⑧ 変更注文情報：個別契約の変更申込みで、単価変更、納期変更、納入数量変更、
(0503) 納地変更、単位変更、担当者コードの変更等の各種変更で、相互の合意で成立する。但し、変更者は、相手方に対して損害を発生させた場合は、協議の上補償内容を定め、その補償責任を負う。
下請取引においては下請事業者の責に帰すべき理由のある場合を除き、変更注文情報を交換対象としないものとする。また、

下請取引の場合、減額・受領拒否・支払遅延に該当するような変更は行ってはならないものとする。

- ⑨ 注文取消情報：個別契約の解約情報で相互の合意をもって成立する。発注元は、
(0504) 納入者に対し、損害が発生した場合は、損害内容を協議の上定め、その補償責任を負う。

下請取引においては下請事業者の責に帰すべき理由のある場合を除き、注文取消情報を交換対象としないものとする。また、下請取引においては、下請事業者が合意したとして注文を取り消すことは受領拒否に該当することとなる。

- ⑩ 注文打切り情報：個別契約の一部が納入済である時、未納残の全数を解約する
(0505) 情報で相互の合意をもって成立する。発注元は納入者に対し、損害が発生した場合は、損害内容を協議の上定めその補償責任を負うものとする。下請取引においては下請事業者の責に帰すべき理由のある場合を除き、注文打切り情報を交換対象としないものとする。また、下請事業者が合意したからといって注文を打切るとは受領拒否に該当することとなる。

- ⑪ 納期確認情報：発注元が納入者に対し注残の一部または全部について納入予定
(0701) 日の回答を求める情報。

- ⑫ 納期回答情報：納期確認情報に対する納入予定日の回答情報、または注残に対
(0702) する納入予定日を納入者から通知する情報。

- ⑬ 納入指示情報：個別契約の納期が期間指定（1ヵ月を超えない）である場合、
(0703) 当該期間中の分割納入指定日と納入数を提示する情報。
また、下請取引においては、期間指定の確定注文は出来ないの
で、納入指示情報を交換対象としないものとする。

- ⑭ 出荷情報：納入者が発注元に受注品を出荷したことを示す情報。
(0704)

- ⑮ 入荷情報：発注元が納入された発注品の受領を確認した情報。
(0705)

- ⑯ 検収情報：発注元に納入された納入品が、発注元の買掛金に計上されたこ
(0901) とを示す情報。

コック倉庫より発注元が在庫した際に、納入者に対し注文／入荷／検収が行われたことを証とする情報を含むものとする。ま

た、下請取引においては、コック契約は行わないため、コック関連の情報はないものとする。

- ⑰ 買掛明細情報：特定期間（月間等）の買掛金を発注元が一覧化して提示する情報（1101）報。
- ⑱ 売掛明細情報：特定期間（月間等）の売掛金を納入者が一覧化して提示する情報（1102）報。
- ⑲ 照合確認情報：相互に売掛金、買掛金を明細レベルでチェックし、その差異の（1103）発生原因を明らかにした結果の情報。
- ⑳ 相殺内容通知情報：企業間の取引基本契約または個別契約により、買掛金から（1105）売掛金、未収金等の相殺処理を行う情報。

（4）VANの接続形態

EIAJにおけるVANの接続形態は、以下の3タイプに分けられる。（図4-3を参照）

図4-3 VANの接続形態

タイプ	形 態	概 要
タイプ1： 発注VAN		<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が構築したVANに受注者が接続していくタイプ。 ・このタイプは受注者側がVANを持たない場合であり、受注者がホスト/端末で直接データ授受する。
タイプ2： 受注VAN		<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が構築したVANに発注者が接続していくタイプ。 ・このタイプは発注者側がVANを持たない場合であり、発注者がホスト/端末で直接データ授受する。
タイプ3： VAN間接続 (注)		<ul style="list-style-type: none"> ・発注者VANと受注者VANがVAN間接続しているタイプ。 ・このタイプは、発注者側も受注者側もVANを持つ場合であり、VAN間振り分け（原則としてどちらか一方のVANからデータを送り込むこととする）によりデータ送信を行う。

（注）本書におけるVAN間接続は、網間接続でなく端末接続を意味している。

(5) データ送受信の基本パターン

データ授受の基本パターンは、データ送信者はVANに全銀手順の連絡モードで送信し、受信者側が起動し全銀手順の照会モードで直接データをVANに取りに行くことを原則としている。(図4-4を参照)

また、VAN間接続においてデータ授受を行う場合は、データ送信者のVANから受信者側のVANへデータを送り込む(全銀手順の連絡モードによるデータ送信)ことを推奨としている。但し、VAN間の協議により受信者側のVANからデータを送信元のVANへデータを取りに行く方式を選択することも可能とする。

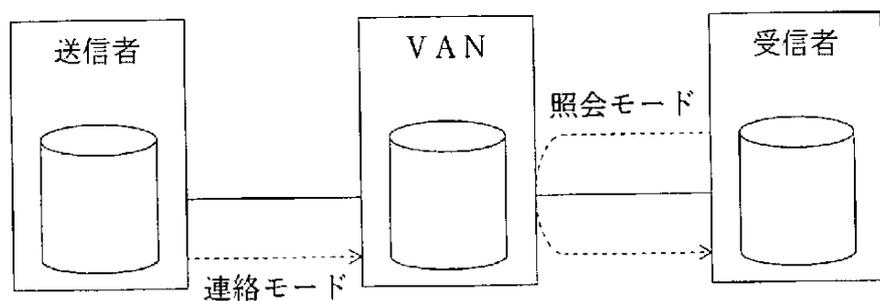


図4-4 データ送受信の基本パターン

4. 2 運用に関する基本事項

(1) 運用時間

原則としてVANの運用時間帯は、365日24時間とする。VANの都合上やむを得ず稼働・運用を停止する場合は、利用者に対し事前連絡を行うものとする。

VANの運用時間及び送信者・受信者側の運用時間を事前につき合わせ協議することにより、稼働日・運用時間帯を当事者間で設定することも可能とする。

(2) データ授受のタイミングと確認方法

EIAJでは全銀手順を業界標準としており、起動側により回線接続・切断を行うこととしている。

全銀手順の電文シーケンスでは、開局要求電文の送信から始まり閉局回答電文の受信までを一連の伝送単位とみなすことができる。そのため、データ伝送完了とみなすタイミングとしては、閉局回答電文の内容が正しく、かつ回答結果が“OK”なら正常にデータ通信が完了したと判断することができる。(図4-5を参照)

閉局回答電文の制御シーケンスのどの時点で終了とするかは相互に確認しておく必要がある。

また、アプリケーションレベルでは、受信者側が受信確認情報を発信者側へ送信することにより、データ伝送の完了を確認することができる。この受信確認情報の返送タイミングや設定内容(メッセージグループ、ヘッダー・トレーラの内容、受信処理エラーフラグ、作成日付時刻)については当事者間の協議とする。(図4-6を参照)

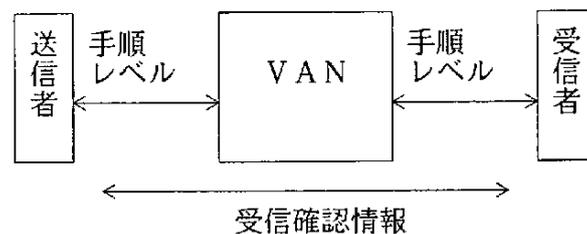


図4-6 データ授受の確認方法

(3) データ配信状況の確認

受信確認情報をやりとりしない場合で、発注者側からVAN間接続によってデータを送信する場合、受注VANに接続されている受注者がデータを引き取ったかど

うかを確認する必要がある。そのためには、発注者側から発注VANにデータ配信状況の問い合わせに対応する方法を事前にと決め準備しておく必要がある。また、逆のデータに関しても同様の取決めが必要である。(図4-7を参照)

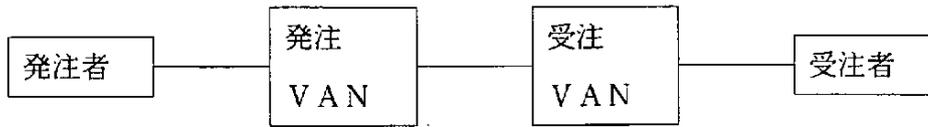


図4-7 データ配信状況の確認

■メッセージフローの例

(一次局、二次局や照会、連絡の各モードに依らず、通信制御電文の閉局回答の送受信をもって伝送完了とする。)

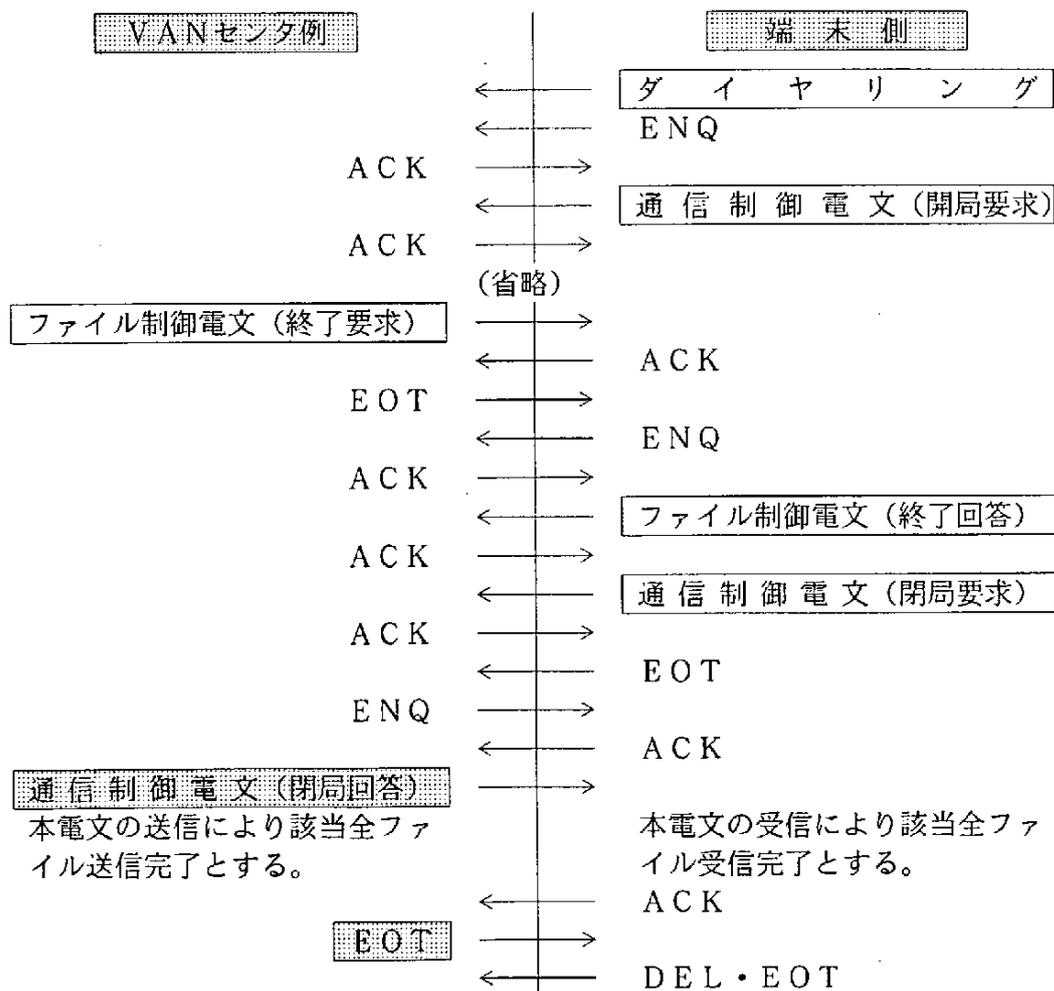


図4-5 伝送完了のタイミング

(4) 取引内容の変更方法

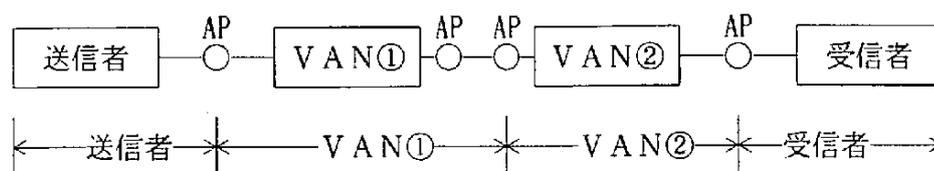
取引内容の変更については、発注者と受注者とが個々に調整を行い変更可能なタイミング、変更内容の範囲、処理方法等について取決める必要がある。

注文情報(0502)に関しては、個別契約の変更、取消、打切りの変更申込みを原則として行うことができることとなっている。

(5) 運用上の責任範囲

① データ送達の実責任範囲

VAN間接続によるデータ送達の実責任範囲は、送信者、VAN①、VAN②、受信者に分けられる。(図4-8を参照)



AP ○ : アクセスポイント

図4-8 データ送達の実責任範囲

データ授受におけるデータ伝達の実責任範囲は、次の通りである。

イ. 送信者-VAN①

全銀手順によるデータ授受の確認が原則であり、手順レベルで確認(リンクバイリンク)がとれれば、それ以降はVAN①側がデータ送達の実責任を持つことになる。

ロ. VAN①-VAN②

全銀手順によるデータ授受の確認が原則であり、手順レベルで確認がとれれば、それ以降はVAN②側がデータ送達の実責任を持つことになる。但し、VAN①がデータを送り込む場合は、VAN①側がデータ送達の実責任を持つこととする。

ハ. VAN②-受信者

全銀手順によるデータ授受の確認がとれれば、それ以降は受信者側がデータ送達の実責任を持つことになる。

VAN②のデータ送達の実責任範囲は、送信者側よりデータを正常に集信後、受信者側へ正常に配信が完了するまでである。

二. 送信者－受信者

データ送達の責任範囲は、データ保証の問題ではなく、取引の成立に関する責任範囲のため、当事者間の契約によるものとする。受信確認情報の授受（エンドツーエンド）によりデータ送達の確認をする必要がある。

（6）データ保存期間

① 配信済データ

原則として配信済データは配信当日内に限り再送できるようVAN①及びVAN②のメールボックス上に保存する。当日を過ぎたデータは消去してもよいこととする。また、後日の再送のために保存が必要な場合は、当事者間の契約によるものとする。

但し、業務運用上では送信者が30日間保存するものとする。

VAN会社ではリソースの節約の為、メールボックス（オンラインファイル）上には必要最小限の期間保存し、その後はMT等に落とすことも可能である。また、送信者・受信者との運用形態により保存期間、保存方法はVAN会社との協議により取り決めることとする。

② 未配信データ

未配信データは、VANの標準稼働日に於いて当日を含め15日間保存することとする。但し、当日を含め最初の4日間はメールボックス内に保存する。15日を過ぎたデータは消去してもよいこととする。尚、保存期間について、VAN会社と加入者が協議することにより設定できるものとする。

しかし、VAN会社毎に保存期間は異なるため、VAN会社は、加入者の要請に対し、未配信状況について通知できる機能を有するものとする。

（7）取引証拠の作成と保存方法

従来の取引証拠としては、ペーパーが利用され、取引関係書類は、法人税法で7年間の法定保存期間が決められている。

そのため、電子データをどのような形でいつまで取引証拠として用意すべきかあるいはその保存方法については、法の定めに基づいて各当事者で保存することとする。

(8) データの再送方法

データの再送については、全銀手順上の再送と、アプリケーション上の再送との2種類がある。

① 伝送手順上のエラーによる再送

全銀手順上の再送については、前述の(2)に示す通り伝送完了のタイミングがVAN会社毎（実際に利用しているコンピュータメーカー）に異なるケースがあるため、事前に双方で確認する必要がある。伝送完了のタイミングが異なる場合、送り側はデータを送ったと認識しているにもかかわらず、受け側はエラーとして認識した場合の対応及び逆のケースの受け側から見て2重送信した場合の対応方法について取決める必要がある。

② 配信済データの再送

アプリケーション上の再送（配信済データの再送）については、各VAN会社の再送の仕様が異なるのが現状である。そのため、次のような点について当事者間で協議の上取決める必要がある。

- ・オンラインにて対応可能か、電話にて依頼可能か。
- ・情報区分別に伝送可能か。
- ・当日の最初からか、欲しいデータだけ伝送可能か。

4. 3 費用負担に関する基本事項

(1) 費用負担方法

VANの料金負担の原則は受益者負担としているが、EDIの導入メリットは、発注者側にも受注者側にもあり、受益の範囲は不明確であり情報の内容にもよるところが大きい。そのため、データの受渡し場所（メールボックス）を境界線として、送信者、受信者が各自負担することが原則となっている。（図4-9を参照）

但し、メールボックスの所在場所は、接続形態により定められることになる。

① 発注VAN（受注VAN）の場合

送信者は、提供データをその責任と費用負担で、EIAJ標準プロトコルの状態でVANのメールボックスに格納する。

受信者は、VANのメールボックスより格納されたデータをその責任と費用負担で受信し利用することとする。

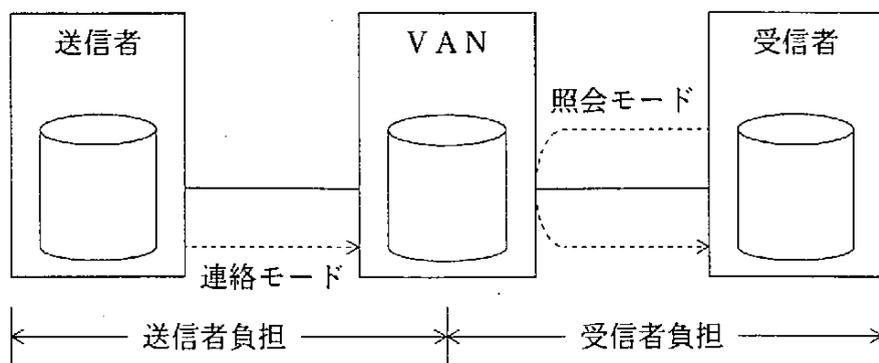


図4-9 費用負担方法

② VAN間接続の場合（図4-10を参照）

送信者は、提供データをその責任と費用負担でVAN①のメールボックスに格納する。VAN①はその責任においてVAN②に提供データを送り込む。受信者はVAN②のメールボックスより格納されたデータをその責任と費用負担で受信し利用することとする。但し、VAN①、VAN②に係わる費用負担については最終的には、送信者あるいは受信者の協議の上どちらかで費用負担するかを取決めることとなる。

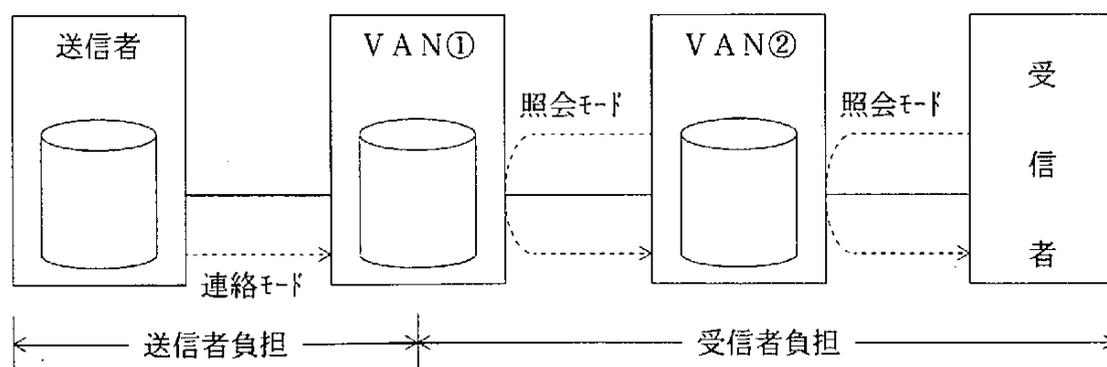


図4-10 VAN間接続の費用負担

(2) システム開発費用・運用費用の負担方法

① システム開発費用

E I A J標準によるオンライン取引を行う場合の発注者側、受注者側のシステム開発費用は、原則として各々が負担することとする。取引上の力関係等によって費

用の一方的負担が発生することはない。費用項目としては、次のようなものが考えられる。

- ・モデム、NCU（網制御装置）
- ・第1種電気通信事業者回線開設費
- ・コンピュータ
- ・ベーシックソフトウェア（OS、COBOL他）
- ・アプリケーションソフトウェア（自社業務専用ソフト、変換ソフト）
- ・VAN利用時の初期登録費

VAN側のシステム開発費用については、VAN会社が負担しサービス料金として回収する。

しかし、EDIそのものはそれ程、付加価値の高いサービスではないため料金も比較的安く、VANサービスだけでは回収は難しい状況となっている。

② システム運用費用

各システム内で発生する運用費用は、各々で負担することとする。また、相手側の都合によりシステム変更等の費用が発生する場合は、双方で協議の上費用負担を取決める。

費用項目としては、次のようなものが考えられる。

- ・回線利用料
- ・VAN利用料
- ・コンピュータ運用経費（用紙、電気代等のオペレーション費用）

(3) 損害賠償

通信回線、ハード、ソフト等の異常により障害が発生した場合には、原則として障害を発生させた側で費用の負担を行うこととする。そのため、これによって発生した損害の賠償の責任、賠償範囲、費用負担等について双方で協議することが必要になる。

また、異常データに対するチェックシステムのルールを確立することも重要なことである。

VANとしては、加入契約書上賠償範囲を定めているが、その内容はVAN会社それぞれに異なる。また、一般的には伝送データの価値について賠償責任を持つことは少なく、伝送料金（サービス料金）をベースとした賠償を行うのが普通である。

4. 4 契約に関する基本事項

(1) 取引基本契約書及び覚書

資材受発注など相互に取引関係のあるユーザー企業間（発注元と納入者）において、取引情報交換を行う場合の契約関係は、既に締結されている。

取引基本契約書とE I A J標準による電子取引に伴う取引基本契約書の補足事項を取決める覚書が必要である。

E I A J取引情報化対応標準1Bの「E I A Jオンライン取引標準システム基本契約書（標準版）」に基づき、当事者は契約書を作成し契約締結するものとする。

(2) VAN利用契約書

VANを利用して取引情報交換を行う場合の契約関係としては、VAN会社とユーザー企業間においてVAN利用契約書を締結する。

VAN利用契約書は、VAN会社所定の契約約款及び契約書により作成される。

(3) VAN間接続におけるデータ中継契約書及び接続確認書

VAN間接続において利用者との協議によりVAN間での請求行為が発生する場合、VAN会社間でデータ中継契約書を取り交わすことが望ましい。

また、請求行為が発生しなくてもVAN間での取決め事項を接続確認書をもって取り交わす事が望ましい。

また、VAN会社に対するセットアップ用の利用通知書を取り交わすことも必要である。

4. 5 障害に関する基本事項

(1) エラーデータの取扱いとの連絡方法

エラーデータの取扱いについては、E I A J標準では明確に規定されていないが、エラーデータ発生時の対応を迅速にできるよう当事者間で協議の上取決める必要がある。

特に、VAN間接続においては、VAN会社毎に運用が異なるため、発信者側のVAN①において正しいデータであっても受信者側のVAN②のチェックでエラー

になった場合の障害対応方法について取決めておく必要がある。

全銀手順上、正常に受信されたデータにおいてメッセージグループヘッダなどにエラーがあった場合は、VAN内でエラーデータとして取り扱うこととしている。エラーデータについて送信者側への連絡方法は個別に決めることにしている。

- ・送信者側が別のデータを受信する時それらのデータと一緒にエラーデータを送り出す方法。
- ・エラーファイルを別に設けエラーデータだけを取り出せるような方法など。

また、フォーマット変換エラーなどについては受信確認レコードで送信者側に連絡することとしている。

(2) 障害時の復旧方法と障害連絡ルート

障害時の復旧方法は、障害の内容・発生時間、環境によって異なることと、復旧を最短時間で実行することが必要である。そのためには、復旧手順の明確化や復旧の支援体制等を事前に整備しておくとともに、障害時の運用窓口及び障害連絡ルートについても事前に取決めておく必要がある。

(3) 障害時の代替方法

障害時の復旧処理に時間がかかる場合には、その代替方法を考慮する必要がある。そのため、その代替方法を採用する時期や代替手段等について事前に取決めておく必要がある。現状では特に取決めはなく、当事者間の取決めによる。

4. 6 セキュリティに関する基本事項

(1) 伝送相手の確認方法

伝送相手の確認方法については、回線種別、ネットワーク形態別に取り決めを行う必要がある。全銀手順レベルでの対応とパスワードを定期的に変更する等の運用面での対応がある。

① アクセス権チェック

あらかじめVANセンターに登録された内容と全銀手順上の通信制御電文（相手/当方センター確認コード、パスワード）、ファイル制御電文（ファイル名、ファイルアクセスキー）により、チェックすることで確認する。

② 閉域サービスの利用

上記①の他に、伝送相手先を固定にする閉域サービスなどを利用する方法もある。

(2) 伝送の正確性の確認方法

あらかじめVANセンターに登録された内容とEIAJヘッダ情報（発信センターコード、発信者コード、受信センターコード、受信者コード、データ種別）のペアチェックにより確認する。

チェックアウトデータについては、上記ヘッダ情報でチェックアウトされたデータの取扱いについては、当事者間の契約によるものとする。

また、伝送トータル件数、数値情報のトータルチェック、シーケンスの確認を行うとともに受信データの逆送信を行い送信側で比較確認する方法も考えられる。その場合は、チェック方法について事前にと決めておく必要がある。

(3) 暗号化のルール

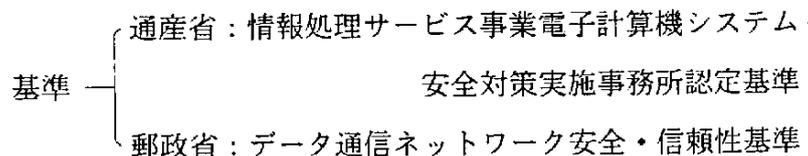
伝送相手、データ内容、通信方法等を勘案して暗号化を考える必要がある。そのためには、相手先のシステム機器構成、コスト関連等も考慮し、相互に協議して取決めることとする。

(4) システム構成機器の信頼性対策

安全対策として、火災対策、地震対策、漏水対策（防止工事、自動検知、等）防犯対策（無窓化、非常装置、等）、各種運用諸規則、等がある。

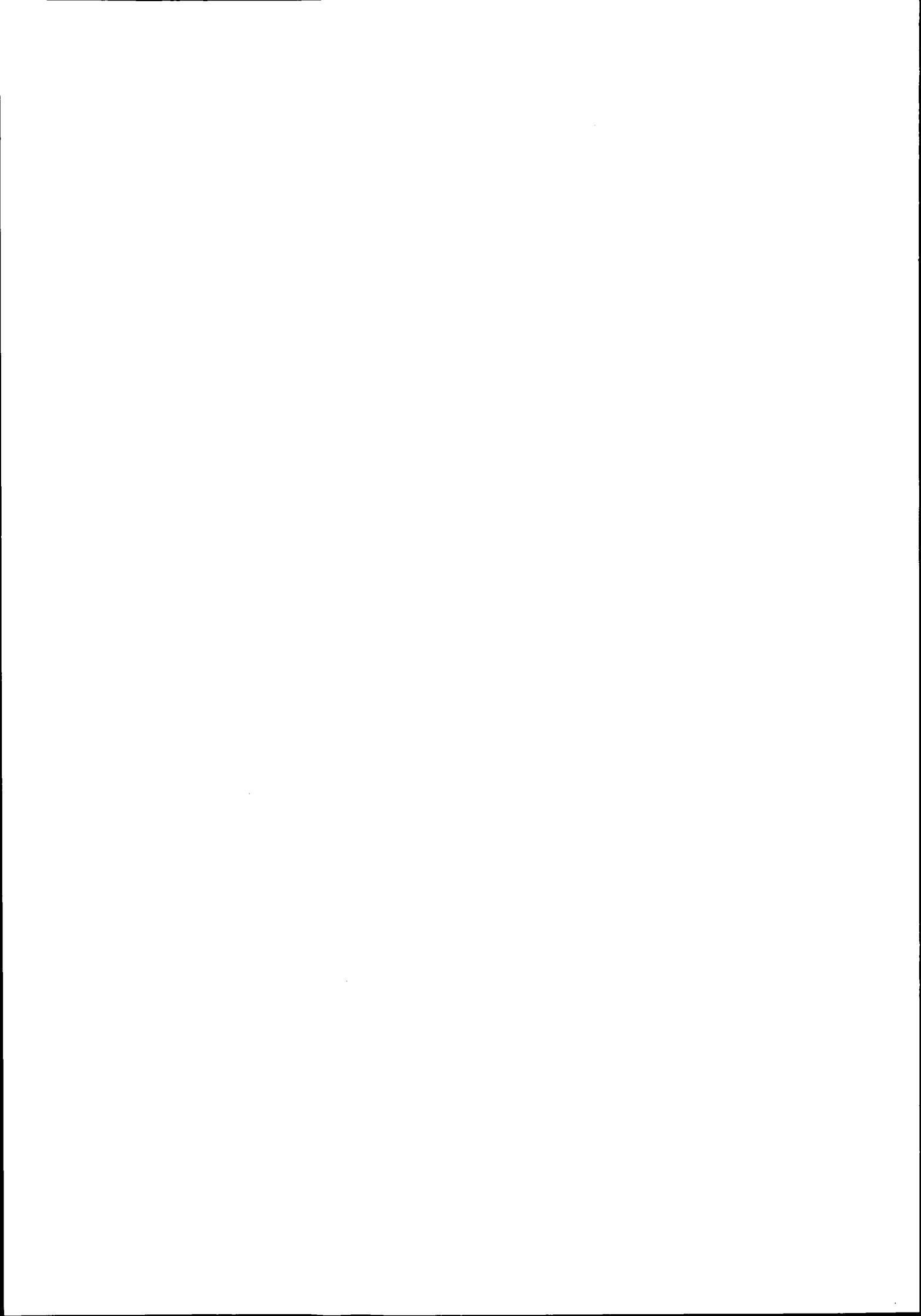
システムの高信頼性対策としては、処理装置の2重化、電源対策、ネットワーク装置の2重化（基幹回線、ノード/AP、等）等がある。

通産省/郵政省により基準が出されており、EIAJ標準としてはこれらの基準をできるだけ満たしていることが望ましい。



第 5 章

E I A J 事例に対する法的考察



第5章 E I A J 事例に対する法的考察

5.1 総括

日本電子機械工業会は、平成元年5月に「E I A J取引情報化対応標準1 A」を制定・発行した。これは、「データ交換規約」、「運用諸規則」、「バーコード・ラベル・システム標準」から構成されている。その後、この基準は多数の企業において受発注業務の標準として運用されている。また、平成2年4月には、この基準を拡充させ、「E I A J取引情報化対応標準1 B」を発表するに至っている。

E I A J 標準は、各企業において受発注のシステムが各社各様であって、それらをオンライン化することが容易でなく、また経済的な効率性にも欠けることから、標準化することの必要性を認識したことに基づいて生まれたものである。したがって、上記の制定の趣旨を踏まえて、各企業においては、この標準によって、実施し、運用することが要請されているものである。

E I A Jにおける電子取引は、先に第3章、第4章で紹介し、検討した「プラネット」における電子取引システムが手段的性格をもっているのと異なり、取引的性格をもっていることに特徴があるということが出来る。

この特徴の違いは、両者における契約形態の違いにあらわれている。すなわち、プラネットにおける電子取引の契約形態は、取引の当事者間でオンライン取引基本契約を個別に締結せず、プラネットとの間で個別契約が締結されることになる。その結果、プラネットを中心とした包括的な契約関係によって、取引の当事者間で電子取引が実施されることになる。

これに対して、E I A Jにおける電子取引の契約形態は、「オンライン取引標準システム基本契約書」に基づいて、取引の当事者間で個別に契約を締結することが基本になっている。また、VANを利用する場合には、VAN会社と取引の当事者間でVAN利用契約を締結することになる。もっとも、取引当事者間のデータの授受については、VANの接続形態によって異なってくる。

もとよりこのE I A Jにおける電子取引に係わる企業において取り扱う品は多種多様であるが、取引の情報化対応基準として定めたところの事項は、広範囲にわたるとともに、多角的に検討されたところの成果であるので、そこにおける法的問題を考察することは、他の業種における電子取引の在り方について今後検討する際にも、きわめて有益であると考えられる。

本報告書では、つぎの5.2以下において、E I A Jにおける電子取引をめぐって、運用面、費用負担面、契約面、障害面、セキュリティ面について、法的考察を加えることとする。

5.2 業態の概要

いうまでもなく企業間で行われる取引は、多種多様である。取引の対象が物であり、取引の形態が売買である場合でも、その物が特注品である場合（製作物供給の場合）と大量生産品である場合には、その特性は異なっているであろうし、取引に、例えば商社などの第三者が介在する場合には、これが介在しない取引とは異なった特性があり得る。

こうした企業間取引の多様性にてらせば、企業間取引をコンピュータと通信を利用して「電子化」するE D Iの制度構築、運用などについても、業態としての特性、慣行、取引当事者間の従来の取引形態を必ずしも無視できないことは、容易に想像される。したがって、本節において、E I A J取引情報化対応標準（以下「E I A J標準」という）の運用に関する検討を行うに際し、まず、このE I A J標準が取り扱う分野の業態について簡単に考察しておきたい。

業態の概要は、おおむね次のとおりである。

（1）取引の当事者

部品メーカー、アSEMBル・メーカーその他のメーカーを含み、E I A J標準参加者は、それぞれ重層的な取引関係がある（各部品メーカー同士でも、相互に発注、受注の関係がありえ、部品メーカー、アSEMBル・メーカーの間でも相互に発注、受注の関係があり得る）。

なお、現実には、商社介在の取引もあるようであるが、今回検討の対象とされているE I A J標準においては、このような介在のない取引を前提としているようである。

（2）系列取引性

上記のようにそれぞれ重層的な取引関係があるため、系列取引性（特定の企業グループ間におけるいわば階層的取引）は、比較的薄い。

(3) 対象商品

規格標準品から特注品まで多様であり多種にわたる。

(4) 取引形態

取引の当事者、対象商品により様々のようであるが、対象商品によっては、年間の取引数量をあらかじめ約定または予定し、納期、納入数量、納入場所などを具体的に決定する取引形態や、納入先にあらかじめ一定数量の在庫を確保し、納入先が使用した部分について売買が成立するという取引形態もある。

なお、取引当事者間に、法律的な意味での基本契約・個別契約の区分・締結がされているか否かは、一様でない。

(5) メディア

業界の性質上、グループ内に第二種通信事業者である事業会社を有し、また自らこれを行う参加会社もある。ただ、上述のように、取引は、必ずしもグループ参加企業内に止まらないため、網間接続であれ、ポイント接続であれ、利用するメディア相互の接続の必要性は高い。

5. 3 運用に関する考察

以上の概要を前提として、その運用におけるデータの伝達方法、運用時間、代金決済、第三者が介在する場合の問題、責任の諸点を取り上げ、ラフな考察をするならば、概ね次のようになろう。ただ、この考察は、あくまでも、標準契約書を前提としたものであることをおことわりしておく。

(1) 伝達方法

E I A J 標準においては、取引情報、特に個別の取引の成立に必要な発注情報の伝達方法として、メールボックス方式が取られている（E I A J オンライン取引標準化システム基本契約書第6条。以下この契約書を「標準契約書」という。）。すなわち、発注者は、あらかじめ特定されたメールボックス内に自己の発注情報を蓄積させ、受注者においてこれを「取りに行く」という形式であり、受注者が一定の期間内に諾否の通知をしない場合には、承諾したものと看做され、必ずしも受注情報の伝達は行われないうのである（標準契約書第6条。なお、商法509条参照）。

このような方式は、いわゆる「単方向型」のシステムである。このシステムは、通信コスト、その他のコストが比較的低額で済むことに特徴があるが、発注者にしてみれば、欠品のリスクをいかに避けるかが問題となる。

この点、E I A J 標準においては、承諾情報の伝達はないものの、発注情報の受領に関する情報授受を行うことが可能であり、この情報には、ヘッダー部分が含まれるため、発注情報の未受領によるリスクを回避することが可能である。単方向型、特にメールボックス型の方式を採用する場合には、このような運用を行うことは有益であろう。

(2) 運用時間

E I A J 標準の運用時間は、V A N 接続時において1日24時間、年365日が原則とされる。ただ、形態によってシステムの休業日、一定の締日や締時間を設定する必要がある取引もありえ、この場合の運用時間などに関しては、当事者間でこれに関する取決め、締日、締時間経過後のデータ処理に関する取決め（翌日発注に振り替えるなど）などを定める必要があろう。

(3) 代金決済など

E I A J 標準においては、代金算定、決済に関する事項は、標準契約書においては定めがおかれていない。ただ、交換されるデータの中には「売掛明細情報」、「買掛明細情報」が含まれており、このシステムで交換されるデータによって決済金額の確定を行うということも考えられる。このように考えた場合は、上記「売掛明細情報」、「買掛明細情報」のマッチングによる決済額の確定という方式が考えられる。しかし、例えば、返品、検収不合格品の取扱い、また、場合によっては、各当事者における経理処理方式の相違などの事情により、売掛データ、買掛データの間でアン・マッチが生ずることも多く、このアン・マッチの発生原因を解明し、決済額を確定するのに時間を要することも多い。

したがって、このシステムによって交換されるデータに基づいて代金決済額を確定するためには、これに、関する取決めをすることが好ましいと考えられる。

(4) 第三者の介在

前記5. 2で述べたように、E I A J 標準の標準契約書は、（第一種通信事業者を除き）必ずしも商社やV A N 事業者などの売買の直接的当事者以外の者の介在を

前提としていないようである。しかしながら、形態によっては、これらの者が売買取引、運用に関与することも十分にあり得ることであり、この関与がある場合、標準契約書の内容をどのように調整するかは、今後の検討課題といえるであろう。

一例だけを挙げれば、通信回線の障害による損害の責任者負担主義（原因者負担主義といいかえることが可能か。標準契約書第8条参照）と通常設けられているVAN事業者の責任制限条項の調整がこのような検討課題といえるであろう。

（5）責 任

標準契約書第8条においては、上述のとおり、障害発生時における原因者負担主義ともいえる考え方が採用されている。ただ、発生する障害には種々のものがあり、場合によってはその原因を究明することが著しく困難なこともあり得る。このような事態が発生したときに本条に基づく処理をすることが可能であるかどうかは今後の検討課題と考えられ、本報告書別項によって考察がなされるであろう。

5. 4 費用負担に関する考察

EIAJ標準においては、「システムに係わる費用は、受益者負担を原則」とするとされる（標準契約第9条）。立案の趣旨は理解できるが、どの費用についていずれの当事者が「受益者」というかは一律に決せられないように思われる。このことを踏まえた上で、「EIAJ取引情報化対応標準1B運用諸規則・費用負担の考え方」において、初期投資、ランニングコスト、接続形態別費用負担の考え方などが示されており、現実には締結される契約の上では、このような考え方に基づいて、各費用ごとにその負担者を具体的に定めることが望ましいと考えられる。

なお、費用負担の決定に当たっては、平成3年1月17日に開示された公正取引委員会の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（案）」において、小売業者による優越的地位の濫用行為に関して、「発注のオンライン化……のための費用として納入業者に負担を要請することがある」が、「システム化に伴って生ずる費用について具体的な負担の根拠や割合を示さないまま、例えば、受発注オンライン・システムの利用料……として、納入業者に負担を要請する」ことが、優越的地位の濫用として問題を生じやすい、としていることには、留意すべきであろう。

5. 5 契約に関する考察

(1) 取引基本契約書及び覚書

「E I A J オンライン取引標準システム基本契約」を中心として

契約の成立、変更、取消、撤回および解除等権利の得喪に係わるデータの運用ルールは、ほとんどが当事者間の取り決め事項として利用者に委ねられているので、標準契約の利用に際しては次の点に配慮することが必要ではないだろうか。

①意思表示の時期（第5条）

受信者側の電子取引に係る運用上の負担を押えるという観点からは、受信者側が少なくともアプリケーション・レベルで受信確認情報を発信することを前提にすれば、メールボックスへ記憶させたことにより意思表示が行われたとみなしてもよいであろう。

しかし、発注者側が複数のVANを経由して注文データ（注文変更、取消および打切を含む）を受注者側に送信するような場合は、エンドツーエンドの確認手段がないかぎり、メールボックスへの記憶段階で意思表示があったとみなすのは躊躇される。

そのような場合、受信者が一定の間隔をおいてメールボックスに照会してデータが現実に到達するときとの時間差リスクが、受注者にしわよせられないよう配慮が必要である。

またメール機能が停止した障害時の代替手段としてペーパーまたはFAX等の代替手段に訴える場合の契約成立のルールについても同様の配慮が必要である。

②システム障害時の措置（第8条）

システムの障害に関しては、通常第一種電気通信事業者に起因するものについて、第二種電気通信事業者（VAN会社）が責任を負担する必要はないものとみられるが本条3項では必ずしもこの点を明確にしていえないようにみえる点は問題と考える。VAN会社の立場が受注者側と対等に考慮されているのか疑問に感じる。

③取引関係情報の保存（第13条）

電子取引におけるデータ授受の履歴が明らかになるように、少なくともアプリケーション・レベルで取引関係情報が対応していることを前提に考えたい。

エラー発生に伴う錯誤の主張、損害賠償請求の原因究明・因果関係立証の資料として、発注者側でも受注者側であっても入手可能な状態になることが望ましい。

（2）VAN利用契約書

VANを利用した電子取引に当たっては、発注者／受注者のいずれに対しても中立的立場にあるVANを複数の発注者と複数の受注者で利用するという形態をも想定できる。その場合、発注者または受注者がそれぞれVAN会社と、VAN会社が法令に則って定めている契約約款に基づき、契約することになる。

また発注者または受注者のどちらか一方だけがVAN利用契約を締結することもあるが、その場合、所定のVANに端末接続する他方の当事者の加入脱退の自由（脱退により不利益を被らない等）を保障し、下請法の定めに配慮することが必要である。

なお、発信者とVANおよびVANと受信者との間では、それぞれ運用レベルで責任範囲（「データ保証」という表現については、データの内容に関する正確性・完全性の保証のような誤解を与えるおそれがある。）の問題があるが、複数VANの接続を前提とする場合に、当事者の一つに負担が集中しないようにバランスに注意したい。

（3）VAN間接続におけるデータ中継契約書及び接続確認書

VAN間の接続確認書については、発信者側で受信者側のVANに送るものとするか、受信者側が発信者側に取りに行くものとするのか、いずれの方式を選択するかによって発信者または受信者に与える影響が大きいだけに、VAN間の協議だけで決めることはできないと思われる。

5. 6 障害に関する考案

(1) エラーデータの取り扱い

エラーデータの取扱いについては、E I A J 基準ではとくに規定されていない。エラーデータに関しては、実務上はエラーデータが発生した時にいかに迅速にそれに対応するかということが関心の対象となっている。その限りでは、問題は、エラーデータによるトラブルの拡大防止とそのコストというリスク・マネジメントのあり方についての議論に尽きる。そこでは、とくに法的問題を議論するに及ばない。

しかし、エラーデータに関しては、その取り扱いという事実上の対応とは別に、いくつかの法的問題を孕んでいる。その主要なものとしては、①エラーデータが発生した場合の契約の成否、②エラーデータにより損害が発生した場合の損害賠償責任、③エラーデータが発生した場合の関係者の送信者への通知義務、以上の3つの問題があげられる。

① エラーデータの場合の契約の成否

エラーデータの場合、受信されたデータの意味が確定できないような場合には送信者側の意思は到達しなかったことになり、契約の成立を論ずる余地はない。

受信されたデータから取引関係上考えうるような一定の意味が読み取れるような場合もある。その場合、受信者側がエラーデータではないと誤信して次のステップの取引上の所作をとることも考えられる。これは、法的には錯誤（送信者の本来の意思と受信された内容との食い違い）の問題となり、民法上の錯誤の要件を充たした場合には、その意思表示は無効ということになる。しかし、そのような場合でも、事業者間取引では、受信者が不測の不利益を負担するような、錯誤という法的構成に依拠して双方が争うというような結果となることは、まずありえないことである。したがって、当事者間に余程の信頼関係がないような場合を除き、この点に留意してとくに法的対策を講じておく必要はないといってもよい。

② エラーデータにより損害発生した場合の損害賠償責任

エラーデータにより、何らかの取引上の損害が生じることもある（たとえば、商機の逸失、納期の遅れ等による損害）。エラーデータの発生が被害者以外の者に起因する場合には、法的な問題として、その被害者に対する契約違反ないしは不法行為を理由とする損害賠償責任の問題が生じる。そこでは、立証の困難さ、損害賠償

の範囲の問題等、解決の難しい問題を含んでいる。しかし、それらについてはシステム障害等その他のトラブルに起因する場合と基本的には同様のスタンスで対応すべきものである。つぎの項(2)③)でまとめて整理したい。(なお5.3参照)。

③ エラーデータ発生の場合の送信者への通知義務

エラーデータの取扱いについて、リスク・マネジメントとして、迅速なそれに対する対応が問題となり、E I A J基準には規定がないものの、当事者間の協議により一定の取り決めが必要であることが指摘されているし、全銀手順上も、エラーデータについての送信者への連絡方法は個別に決めることとしている(4.5(1)を参照)。エラーデータについては、この送信者への連絡が一番問題となる。そして、その事務処理が適切であったかどうか、あるいはトラブルの拡大を適切に防止したかどうかは、事業者間取引でも正面から問題とされるであろう。

このように、エラーデータの送受信それ自体についての責任よりも、事業者としての事後処理のあり方が問われるとすれば、法的にも、それに対する対応をしておくことが望ましい。

具体的には、エラーデータをチェックする義務あるいはその義務の範囲、エラーデータについて送信者へ遅滞なく通知すること、事後処理としての対応を速やかに図ること等を、契約上の義務として取り決めておくことが望ましい。

(2) システム障害の場合の対応

システム障害時の措置については、E I A Jオンライン取引標準基本契約書では、その第8条(本システムの障害時の措置)で規定されている。そこでは、①当事者双方の相手方の通知義務および速やかに対応を図る義務(第1項)、②障害発生後復旧までの間に代替方法によりシステム運用をする義務(第2項)、③障害に基づく損害賠償責任(第3項)、以上の3つの事項が規定されている。上記の3つの場合の他に、システム障害についても、エラーデータの取扱の場合と同様、理論上は契約の成否の問題も考えられるが、上記(1)①)で述べたとおり、とくにそれに対応しておく必要はないといえよう。

①当事者双方の相手方への通知義務および速やかに対応を図る義務

エラーデータについて述べたのと同様に、システム障害の場合も、障害それ自体についての責任よりも、事業者としての事後処理の仕方が問われることになる。

これに対して、前記第8条第1項は、当事者双方の相手方の通知義務および速やかに対応を図る義務を規定するものである。システム障害に対する対応としては、そのほかにも、復旧手順や運用窓口、障害連絡ルートなどの取り決めも必要である（4.5(1)を参照）。

②障害発生後復旧までの間に代替方法によりシステム運用をする義務

システム障害が復旧するまでの間の取引については、前記第8条第2項は、当事者双方が合意のうえで、「必要に応じて所定の注文書等の書面を相手方に交付するか、それに代わる方法により通知する」と規定している。ここでは、原則的な代替方法として書面の交付を挙げているが、それは、システム障害の原因にしがたって、もっとも適切な方法が選択されるべきことになる。

たとえば、通信システムの異常の場合には、いきなり書面の交付に戻るのではなく、フロッピーディスクのハンドデリバリーによる方法を代替措置として取り決めておくことも考えられる。

この障害時の取引手段の代替措置の問題と関連して、さらに代替措置で処理した取引を障害が復旧した後に、二重発注、二重請求、あるいは逆に、請求漏れなどないように、その取引をどのように扱うかという点を配慮しておかなければならない。

とくに受発注のデータ交換取引が、納品・請求・支払いの事後のプロセスとリンクしてシステム化されている場合、書面等の代替措置で処理した取引を改めてそのデータ交換取引のシステムへ転換しておくことが必要となる。したがって、この点については、前記8条では明記されていないが、当事者双方で取り決めが必要な事項といえよう。

③システム障害に基づく損害賠償責任

システム障害に基づく損害賠償については、前記第8条第3項は、当事者のうち「当該障害の発生について責任を有する側が負担し、その負担額および負担方法は両者協議のうえ決定する」と規定している。

システム障害の場合の損害賠償責任については、解決困難な様々な問題が含まれている。そのリスク配分についての合理的なルールを見出すことは、データ交換取引が取引手段として広く採用されるようになり、ようやく定着しつつある現段階では、かなり困難である。

したがって、取引標準基本契約書の前記の規定が、原因者負担の原則と負担額および負担方法は協議による旨、この2点を定めるに留まっているのも、このような現状からはやむをえない。しかし、なお、以下のような問題点に留意して、より合理的な基準を追求すべきであろう。

i 責任を有する側

まず、実際上もっとも難しい点は、「当該障害の発生について責任を有する側」の意味をいかに解するかである。そこでは、主たる問題点として、つぎの3つを挙げることができる。

第一には、当事者のいずれの側に起因する障害とみるかという判断が、システム運用上のいわゆる「データ送達の責任範囲」（4.2(5)を参照）によるのか、セキュリティ上のいわゆる「保安責任に関する責任分界」（4.6(4)を参照）によるのか、あるいは、それらは一種の行為規範に過ぎず損害賠償責任の判断とは直接リンクしないとみるべきなのか。

第二には、「責任を有する」という判断は、契約違反や不法行為の民事責任にかかる伝統的な理論で求められてきた「過失」ないし「責に帰すべき事由」の存在を前提とするものなのかどうか。

第三には、同じく「責任を有する」という場合、当事者の行為に直接起因するのではなく、たとえば、VAN業者、通信回線業者、電力供給業者等の第三者の行為に起因する場合も、前記の責任分界の考え方、伝統的理論である履行補助者の過失の法理、近時のいわゆるシステム責任論等を介して、ここに含まれると解すべきなのかどうか。

以上の3つのいずれの論点についても、現段階では、必ずしも共通の認識があるとはいえない。

ii 損害賠償の範囲

さらに、損害賠償の範囲についても、「負担額および負担方法は両者協議のうえ決定する」としているが、何を基準として協議するのか、民事責任についてのこれまでの基準、すなわち、通常損害と特別損害に分けてそれぞれについて賠償範囲を定める民法の規定（416条）がここでも妥当するのかが問題となる。

結局は、あらかじめ免責ないし責任制限の特約をいれることによってトラブルを回避しようとする事になる。その場合、その特約の社会的妥当性が問題となる

が、それを判断するに際しては、どのような要素が汲みあげられるべきかも問題となる。

これらの損害賠償の範囲に関するいずれの問題点についても、まだなお、共通の認識があるとはいえない。

iii 損害賠償の法的根拠

なお、取引標準基本契約書のこの条項は、もちろん、受発注の当事者間の損害賠償責任を規定するものである。しかし、このことは、システム障害が第三者の行為に起因する場合に、その被害者となった受発注の当事者の一方が、その直接の加害者に対して、どのような法的根拠でどのような請求ができるか、ということと密接に関連している。また、それは、同様の場合にこの条項により受発注の当事者の一方が被害者である他方に賠償したとき、その者が、直接の加害者に対して、どのような法的理由でどこまで求償できるか、ということとも密接に関連している。

これらの問題についても、その責任の根拠、損害賠償の範囲等に関して、受発注の当事者の場合とまったく同様の議論があり、これまた、現段階では十分に整理されているとはいえない。

5. 7 セキュリティに関する考察

(1) セキュリティと法的責任

コンピュータとそのシステムに関する事故・障害発生による影響・損害を守るための対策および措置をコンピュータセキュリティとよぶならば、それ自体は法的な議論の対象とはならない。それは、リスク回避のためのエレクトロニクス技術の問題であり、またコンピュータシステムのリスク・マネジメントの問題である。

その範囲で取り決めがなされても、それは、そのまま当事者間で紛争があった場合の解決基準（最終的には裁判の基準）になるものではない。なお、当事者間で「電子計算機システム安全対策基準」（昭和52年4月4日通産省公表）、あるいは「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年2月14日郵政省告示第73号）を充たしているべきことを約している場合でも、同様の問題が残る。

E I A J取引標準基本契約書の11条は、当事者双方が「善良なる管理者の注意をもって、装置の保守・管理を行う」旨を定めている。この規定も、必ずしもシステム障害時の損害賠償責任について定める第8条3項の前提となっている（すなわ

ち「責任を有する側」についての判断基準を示すもの)とは認められない。システム障害時の民事責任の問題は、前述したように、様々な難しい要素をはらむ8条3項の解釈問題として論じられることになる(5.5(2)③を参照)。

(2) 伝送相手の確認と契約の成否に関する法的問題

セキュリティの問題の一つとして、伝送相手の確認方法については、回線種別、ネットワーク形態別に取り決めを行う必要があるとし、全銀手順レベルでの対応とパスワードを定期的に変更する等の運用面での対応があるとされている(4.6(1)を参照)。

無資格者がパスワードを使用してアクセスした場合、法的には、前述の損害賠償の問題とは別に、それによる契約の成否が問題となる。現在のE I A J取引標準基本契約書には、これに関する条項は盛り込まれていないが、データ交換取引では、登録されたパスワードによるアクセスがあった場合には、つねにその名義人である契約当事者によるアクセスとみなす旨が規定されることが多い。

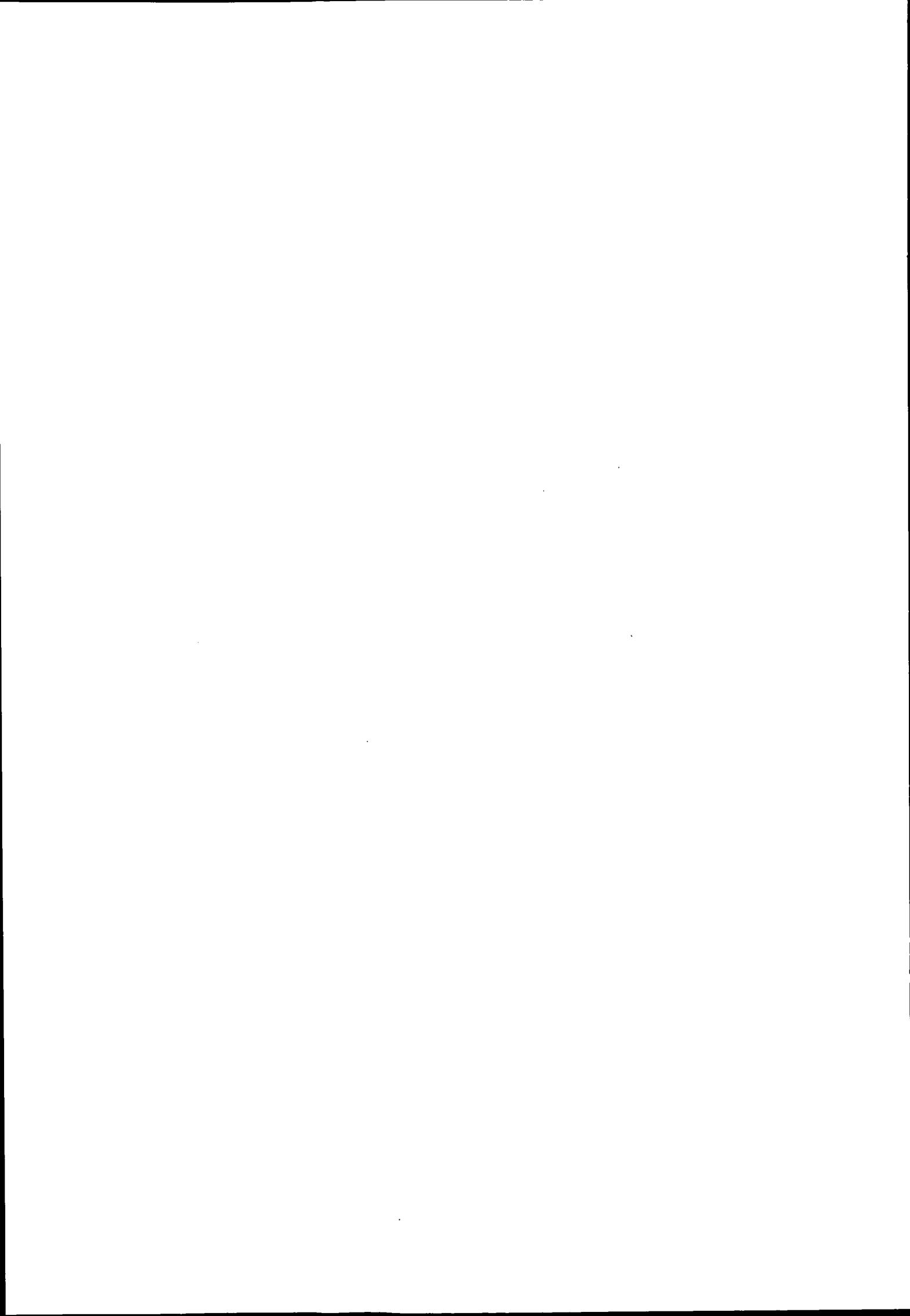
このように、無資格者によるアクセスについては、伝統的な法理論としては、表見代理や手形の偽造などの法技術が対応することになる。これによると、そのアクセスを有効とするには、名義人である契約当事者がアクセスした者に対してなんらかの取引権限を与えていた場合など、一定の帰責事由のあることが要求される。したがって、一律に有効とする、このようなみなし規定を設けることには、厳密には、問題がないわけではない。

しかし、登録されたパスワードによるアクセスがある限り、それが権限ある者によるアクセスであるという事実上の推定が強く働き、無資格者によるアクセスをめぐるトラブルについては、とくにオープンシステムでもないかぎり、事業者間取引では、問題とする意味は少ないといえる。なお、まったく部外者の業務妨害的な行為として無資格者によるアクセスが行われた場合についていえば、それは、このような規定の射程外にあるものと解さざるをえない。



第 6 章

資 料 編



第 6 章 資料編

6. 1 プラネットシステム・サービス契約書及び運用規定（摘要）

プラネットシステム・サービス契約書

（以下甲という）と株式会社プラネット（以下乙という）は互いに協力して、甲及びその卸店の業務を円滑に遂行させ、ひいては業界の合理化と公共の利益に寄与することに合意したので、次のとおり契約する。

第一章 総 則

第 1 条 （目 的）

第 2 条 （定 義）

第二章 プラネットシステム・サービス

第 3 条 （プラネットシステム・サービスの運営）

第 4 条 （本件サービスの特定）

第 5 条 （接続用コンピュータ・通信プログラム）

第 6 条 （通信回線）

第 7 条 （本件サービスの利用）

第 8 条 （付随的な権利義務）

第三章 金銭の支払い

第9条 (料金・支払方法)

第10条 (料金の改定)

第四章 その他

第11条 (機密保持)

第12条 (本件サービスの提供停止)

第13条 (免責)

第14条 (損害賠償)

第15条 (契約の期間)

第16条 (事情変更による契約の終了)

第17条 (契約の解除)

第18条 (契約終了等をめぐる処置)

第19条 (協議事項)

第20条 (合意管轄)

制 定：昭和 年 月 日

最終改訂：平成 年 月 日

運 用 規 定

この運用規定はプラネット参加メーカー（以下甲という）と㈱プラネット（以下乙という）の間で締結されたプラネットシステム・サービス契約の運用に関する細目を定めたものです。

1. 接続希望卸店数の申込み
2. 接続の準備
3. 通信の申込み
4. 通信テストの完了通知
5. 通信の中止・変更
6. 通信サービス稼働日・時間帯
7. データ別保管期間
8. 問合せ窓口
9. サービス要綱
10. 支払口座

以 上

6. 2 プラネット通信サービス契約書及び利用規定（摘要）

プラネット通信サービス契約書

（以下甲という）と株式会社プラネット（以下乙という）は、互いに協力して、甲の情報通信業務を円滑に遂行させ、甲の業務の合理化ひいては卸流通業界の発展に寄与することに合意したので、次のとおり契約する。

第一章 総 則

第1条 （目 的）

第2条 （定 義）

第二章 プラネット通信サービス

第3条 （プラネット通信サービスの運営）

第4条 （本件サービスの特定）

第5条 （端末機・通信プログラム）

第6条 （通信回線）

第7条 （本件サービスの利用）

第三章 その他

第8条 （機密保持）

第9条 （本件サービスの提供停止）

第10条 (免 責)

第11条 (契約の期間)

第12条 (事情変更による契約の終了)

第13条 (契約の解除)

第14条 (契約終了をめぐる処置)

第15条 (協議事項)

第16条 (合意管轄)

制 定：昭和 年 月 日

最終改訂：平成 年 月 日

利 用 規 定

この利用規定は卸店（以下甲という）と株式会社プラネット（以下乙という）との間で締結されたプラネット通信サービス契約の運用に関する細目を定めたものです。

1. 導入接続準備
2. 個別メーカーとの通信開始
3. 通信テストの完了通知
4. 通信の内容変更・中止
5. 通信サービス稼働日・時間帯
6. 通信データの保管期間
7. 問合せ窓口
8. プラネット通信サービス契約の第2条1号に該当しないメーカー（以下丙という）との通信
9. サービス要綱
10. サービス料金・支払方法
11. 請求締日・口座振替日

以 上

6. 3 E I A J オンライン取引標準システム基本契約書

甲；発注者、乙；受注者

_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、甲乙間の取引に関し、E I A J オンライン取引標準システムを利用するにあたり、
次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲乙がE I A J オンライン取引標準システムを利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条（適用範囲）

1. 本契約は、E I A J オンライン取引標準システムを利用して行う甲と乙との取引およびその付帯業務について適用する。
2. E I A J オンライン取引標準システムを利用して行う甲と乙との取引およびその付帯業務の内容は、甲乙別途協議のうえ決定する。

第3条（用語の定義）

(1) E I A J オンライン取引標準システム

この契約においてE I A J オンライン取引標準システム（以下「本システム」という。）とは、甲および乙が、相手方に提供する取引関係情報をメールボックスにE I A J 標準プロトコルの状態で記憶させ、提供をうける側が、当該取引関係情報をメールボックスから受信し、利用するシステムをいう。

(2) E I A J 標準プロトコル

本システムを利用して取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるプロトコルであり、(株)日本電子機械工業会（通称E I A J）発行の『E I A J 取引情報化対応標準』で規定するものをいう。

(3) 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個々の取引契約（以下「個別契約」という。）の申込、およびその回答、または、個別契約内容の変更もしくは解除の申込およびその回答、その他相手方に対する意思表示およびこれらに付随する諸情報のうち、本システムを介して甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。

(4) 申込データ

甲または乙が、前号の取引関係情報のうち、個別契約の申込として本システムを介して相手方に提供する情報をいう。

(5) メールボックス

本システムの利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を記憶させる場所のことをいう。メールボックスの運用時間帯に受信者の任意のタイミングにより受信可能であり、かつ、取引関係情報量に対応可能な蓄積機能を有するという条件に満足するものでなければならない。

以下、甲から乙に対して提供される取引関係情報の受渡場所を「乙のメールボックス」といい、乙から甲に対して提供される取引関係情報の受渡場所を「甲のメールボックス」という。なお、「乙のメールボックス」と「甲のメールボックス」とが第三者の電子記憶装置内の電子ファイルであることを妨げない。

(6) オンライン取引用設備

甲および乙が、本システムを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器等（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という）。

(7) オンライン取引用電気通信回線

甲および乙が、本システムを利用するために準備する、甲の装置と乙の装置との間の電気通信回線であり、第一種電気通信事業者により敷設、提供されたものをいう（以下「通信回線」という）。

第4条 (実施手順)

1. 甲乙は、以下の各号に定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。
 - (1) 甲乙は本システム利用に際し、取引関係情報の受渡場所としてのメールボックスを定める。
 - (2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成して原則としてE I A J標準プロトコルの状態で、乙のメールボックスに記憶させる。
 - (3) 乙は、前号により乙のメールボックスに記憶された取引関係情報を、乙の装置の受信機能を起動させることにより乙の装置内に受信し、利用する。
 - (4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成して原則としてE I A J標準プロトコルの状態で、甲のメールボックスに記憶させる。
 - (5) 甲は、前号により甲のメールボックスに記憶された取引関係情報を、甲の装置の受信機能を起動させることにより甲の装置内に受信し、利用する。
 - (6) 甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報をE I A J標準プロトコルの状態に変換する業務、および、E I A J標準プロトコルの状態の取引関係情報を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。
2. 本システム実施における取引関係情報のフォーマット、送信頻度、受信頻度、運用時間、メールボックスにおける保存期間、送受信確認方法等詳細事項については、別途甲乙協議のうえ決定する。
3. 取引関係情報が、本システムにより提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として本システムにより提供される取引関係情報が優先する。

第5条 (意思表示の時期)

本システムによる甲乙間の意思表示は、甲および乙が提供すべき取引関係情報をそれぞれの相手方のメールボックスに記憶させた時に、相手方に対して意思表示されたものとみなす。

第6条 (個別契約の成立および内容)

1. 甲が乙に対して個別契約の申込をなす場合には、第4条に定める実施手順にしたがい、申込データを乙のメールボックスに記憶させることにより行うものとし、乙は同実施手順にしたがい、乙のメールボックスから当該申込データを受信する。この場合、甲が乙に対して意思表示を行った時点をもって甲が乙に対し、当該申込データの内容通りの個別契約の申込を行ったものとみなす。
2. 乙は、第4条第2項により両者協議のうえ定められた受信頻度で乙のメールボックスから申込データを第4条第1項(3)に定める方法で受信するものとする。
3. 第1項により甲から個別契約の申込がなされたときは、乙は遅滞なく当該申込に対して諾否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から諾否の通知がない場合は、当該申込に対し承諾したものとみなす。
4. 第1項の申込データには、甲および乙の名称、発注年月日、品名、単価、数量、納期、納入場所、その他個別契約に必要な事項を含む。また、本システムにより伝送された情報は、適切な手段・手続等に則って行われ正当な権限を有する発注者が発信したものとみなす。

第7条 (個別契約の変更)

本システムによる個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、甲は、新たに取引内容を本システムにより乙に通知し、乙は遅滞なく諾否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から諾否の通知がない場合は、承諾したものとみなす。

第8条 (本システム障害時の措置)

1. 電子記憶装置、通信回線の故障またはその他の理由により、本システムに障害（以下「本障害」という。）が発生したときには、甲乙は、それぞれ相手方に連絡し、速やかに対応を図る。
2. 甲および乙は、合意のうえで本障害が復旧するまでの間、必要に応じ所定の注文書等の書面を相手方に交付するか、それに代わる方法により通知する。
3. 本障害等に基づく損害については、甲乙のうち、当該障害の発生について責任を有する側が負担し、その負担額および負担方法は両者協議のうえ決定する。

第9条 (費用負担)

本システムに係わる費用は、受益者負担を原則とし、甲乙それぞれが負担する。

第10条 (装置および通信回線の整備)

1. 甲および乙は、本システムを利用するために必要な装置および通信回線の整備を、それぞれ行う。
2. 甲は本システムの実施にあたり甲が必要と認めるときは、乙にハードウェアを貸与することができる。この場合、使用条件等については別途甲乙協議して定める。
3. 甲が有するオンライン取引用ソフトウェアを乙に対し使用許諾する場合は、使用許諾条件等について、別途甲乙協議のうえ決定する。

第11条 (装置の保守)

甲および乙は、善良なる管理者の注意をもって、装置の保守・管理を行う。

第12条 (記録内容のかいざん禁止)

1. 甲および乙は、本システムにおいて、メールボックスに記録された取引関係情報の内容をかいざんしてはならない。
2. 前項の規定は、相手方がメールボックスに記録された取引関係情報を受信した後も同様とする。また、第7条において個別契約が変更された場合、その記録内容についても同様とする。

第13条 (取引関係情報の保存)

取引関係情報の保存期間は、法の定めによるものとし、甲および乙は、当該取引関係情報の電子ファイル、磁気テープ、フロッピーディスクおよび書類などの記録媒体にて保存する。

第14条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約期間中はもとより、本契約完了後においても本システムの実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。

(3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

第15条 (権利義務の譲渡)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約および個別契約により生ずる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引受けさせ、または担保に供してはならない。

第16条 (本契約の解約)

甲および乙は、本システムが有効でないと判断した場合、3ヶ月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

第17条 (期限の利益の喪失)

甲および乙は、第18条第1項各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに相手方にその旨通知するとともに、相手方に対する一切の債務について、当然期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済しなければならない。

第18条 (本契約および個別契約の解除)

1. 甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本契約および個別契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
- (4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競争等の申し立て、または破産、和議、会社更生、会社整理の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払い停止、支払い不能の事由が生じたとき。
- (6) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき。
- (7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。

2. 前項の解除は、甲または乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第8号の場合はこの限りではない。

第19条 (協議事項)

本契約および個別契約に定めのない事項については、既に甲乙間で取り交わし済みの取引基本契約書による。また、疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。

第20条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約および個別契約に関する紛争の管轄裁判所を〇〇〇〇裁判所とする。

第21条 (有効期間)

本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙から書面による異議の申し出のないときは、本契約と同一条件で更に1ヵ年間更新するものとし、更新された期間についても同様とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：名 称
所 在 地
代表者氏名 印

乙：名 称
所 在 地
代表者氏名 印

E I A J - E D I
接続確認書

(平成 年 月 日)

会社名 _____
事業所名 _____
所 属 _____
役職・氏名 _____
担当者氏名 _____

会社名 _____ (VAN)
事業所名 _____
所 属 _____
役職・氏名 _____
担当者氏名 _____

会社名 _____
事業所名 _____
所 属 _____
役職・氏名 _____
担当者氏名 _____

会社名 _____ (VAN)
事業所名 _____
所 属 _____
役職・氏名 _____
担当者氏名 _____

接続確認書 (直結の場合)

会社名 _____
 事業所名 _____

会社名 _____
 事業所名 _____

[システム]

機種名	()
OS名	()
通信S/W名	()
全銀センターコード	()
EIAJセンターコード	()

[システム]

機種名	()
OS名	()
通信S/W名	()
全銀センターコード	()
EIAJセンターコード	()

[DCE]

種類(MODEM・DSU)	
--- 以下MODEM の場合 ---	
機種名	()
タイミング RS→CS	(ms)
キャリア→CD	(ms)
スクランブラ	(Yes・No)

[DCE]

種類(MODEM・DSU)	
--- 以下MODEM の場合 ---	
機種名	()
タイミング RS→CS	(ms)
キャリア→CD	(ms)
スクランブラ	(Yes・No)

[アクセスポイント]

No 1	()
No 2	()

[アクセスポイント]

No 1	()
No 2	()

[ネットワーク/手順]

回線種類
<input type="checkbox"/> 公衆 <input type="checkbox"/> DDX-C
<input type="checkbox"/> 専用 (帯域・符号)
<input type="checkbox"/> その他 ()
回線速度 (bps)
通信手順
<input type="checkbox"/> 全銀 <input type="checkbox"/> その他 ()

接続確認書 (VAN利用の場合)

会社名

事業所名

会社名

事業所名

[システム]

機種名	()
OS名	()
通信S/W名	()
全銀センターコード	()
EIAJセンターコード	()

[システム]

機種名	()
OS名	()
通信S/W名	()
全銀センターコード	()
EIAJセンターコード	()

[DCE]

種類(MODEM・DSU)	
--- 以下MODEM の場合 ---	
機種名	()
タイミング RS→CS	(ms)
キャリア→CD	(ms)
スクランブラ	(Yes・No)

[DCE]

種類(MODEM・DSU)	
--- 以下MODEM の場合 ---	
機種名	()
タイミング RS→CS	(ms)
キャリア→CD	(ms)
スクランブラ	(Yes・No)

[VAN]

アクセス点 No1	()
No2	()
全銀センターコード	()
EIAJセンターコード	()
回線種類	
<input type="checkbox"/> 公衆	<input type="checkbox"/> DDX-C
<input type="checkbox"/> 専用 (帯域・符号)	
<input type="checkbox"/> その他	()
回線速度	(bps)
通信手順	
<input type="checkbox"/> 全銀	<input type="checkbox"/> その他 ()
アクセス点 No1	
No2	
回線種類	
<input type="checkbox"/> 公衆	<input type="checkbox"/> DDX-C
<input type="checkbox"/> 専用 (帯域・符号)	
<input type="checkbox"/> その他	()
回線速度	(bps)
通信手順	
<input type="checkbox"/> 全銀	<input type="checkbox"/> その他 ()

[VAN]

アクセス点 No1	()
No2	()
全銀センターコード	()
EIAJセンターコード	()
回線種類	
<input type="checkbox"/> 公衆	<input type="checkbox"/> DDX-C
<input type="checkbox"/> 専用 (帯域・符号)	
<input type="checkbox"/> その他	()
回線速度	(bps)
通信手順	
<input type="checkbox"/> 全銀	<input type="checkbox"/> その他 ()
アクセス点 No1	
No2	
回線種類	
<input type="checkbox"/> 公衆	<input type="checkbox"/> DDX-C
<input type="checkbox"/> 専用 (帯域・符号)	
<input type="checkbox"/> その他	()
回線速度	(bps)
通信手順	
<input type="checkbox"/> 全銀	<input type="checkbox"/> その他 ()

手順確認書 (直結の場合)

1. 起動方法

- 弊社 ---> 貴社 : 連絡モード 照会モード
- 弊社 <--- 貴社 : 連絡モード 照会モード

2. 伝送単位

- 全業務データ一括
- 情報区分毎

3. 全銀制御電文

項 目	使用電文	弊 社	貴 社
センター確認コード	通信制御電文		
パスワード	通信制御電文		
ファイル名	ファイル制御電文	EIAJ標準に準拠	
ファイルアクセス	ファイル制御電文		

4. 全銀手順その他

- テキスト長/ブロック数 : (バイト) / (レコード)
- 圧縮 : 可 否
- サイクル管理 : あり なし
- 再送 : ファイル全体 ファイル毎 テキスト
- モード変更 : 可 否
- マルチファイルセッション : 可 否

5. メッセージグループヘッダー及びデータ内の企業コード

項 目	使用電文	弊 社	貴 社
センターコード(12桁)	メッセージグループヘッダー		
発信者/受信者 コード	メッセージグループヘッダー およびデータ	*	*

* : 複数ある時は、部門コード一覧表を利用する。

手順確認書 (VAN利用の場合)

1. 起動方法

- 弊社 ---> VAN : 連絡モード 照会モード
- 弊社 <--- VAN : 連絡モード 照会モード

2. 伝送単位

- 弊社<---> VAN • 貴社<---> VAN
- 全業務データ一括 全業務データ一括
- 情報区分毎 情報区分毎

3. 全銀制御電文

項目	使用電文	弊 社	貴 社
センター確認コード	通信制御電文		
パスワード	通信制御電文		
ファイル名	ファイル制御電文	BIAJ標準に準拠	
ファイルアクセス	ファイル制御電文		

4. 全銀手順その他

- テキスト長/ブロック数 : (バイト) / (レコード)
- 圧縮 : 可 否
- サイクル管理 : あり なし
- 再送 : ファイル全体 ファイル毎 テキスト
- モード変更 : 可 否
- マルチファイルセッション : 可 否

5. メッセージグループヘッダー及びデータ内の企業コード

項目	使用電文	弊 社	貴 社
センターコード(12桁)	メッセージグループヘッダー		
所属VAN コード	メッセージグループヘッダー		
発信者/受信者 コード	メッセージグループヘッダー およびデータ	*	*

* : 複数ある時は、部門コード一覧表を利用する。
 網掛け : 取引先に必要な情報。

運用確認書

1. 連絡先

会社 _____
所属 _____
担当者 _____
Tel No _____
Fax No _____

会社 _____
所属 _____
担当者 _____
Tel No _____
Fax No _____

所属 _____
担当者 _____
Tel No _____
Fax No _____

所属 _____
担当者 _____
Tel No _____
Fax No _____

VAN会社 _____
所属 _____
担当者 _____
Tel No _____
Fax No _____

VAN会社 _____
所属 _____
担当者 _____
Tel No _____
Fax No _____

2. タイムチャート

業 務	方向	弊社接続時間	貴社接続時間	頻 度	データ量	備 考
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	
	弊-貴			回/D・W・M	件/回	

3. 運用時間帯

4. 運用停止日

5. 運用スケジュール変更の連絡方法、連絡日

6. トラブル時の再送

方式 全ファイル一括 指定ファイルの全データ 未送信レコード

再送依頼様式

再送時連絡ルート _____ → _____

7. 配信（送付）済みデータ保存期間 _____日間（E I A J 推奨当日内）

8. 未配信データ保存期間 _____日間（E I A J 推奨15日間）

9. MT保存データアクセス方式

アクセス依頼様式

処理所要時間 依頼発行後 _____時間以内にアクセス可。

アクセス依頼連絡ルート _____ → _____

10. エラーコード

11. データエラー通知方法

12. エラーデータ処分方法

13. 責任分界点 Z手順による伝送終了をもって責任の移転とする。

14. 障害時の対応手順

テストスケジュール表

月 日 テスト内容	/			/			/		

疎通・連動・実データ・併行運用・本番を日付入りで明記してください。

6. 5 電子取引システムの事例

本調査研究を進めるに当たっては、現状における電子取引システムの実態を把握するため、眼鏡、家具、電子機器の各業界についてその事例調査を実施した。以下その調査結果を参考までに載せることとした。

(1) 眼鏡

① システム化の状況

システム化以前は、あまり販売シェアの変化のなかった眼鏡製造業界にあって、大手眼鏡レンズ・メーカーのA社が昭和49年に、問屋方式をとっている他のメーカーとは異なり、直販方式をメリットにして受発注データ交換オンライン・システムを稼働させ、市場占有率を大きく伸ばした。これに対抗する形で、他の大手眼鏡レンズ・メーカー数社も独自にオンライン・システムを構築し、稼働させた。

オンライン化のメリットは、これらにより十分認識されたが、売場面積が狭い眼鏡店のなかには、いくつかの操作方法の異なる端末機が置かれることとなった。このような状況のなかで、メガネット・グループ6社は共同のオンライン・システムを構築することとした。

技術革新に伴う半導体素子の進歩は、情報機器の低廉化と小型化をもたらした。特に中小企業V A N、通信事業の民営化等による通信の自由化、高度ネットワーク化、ハードウェアの低価格化は企業その他における情報処理システムの自由な展開を推進し、戦略的情報システム(S I S)の時代の到来を告げている。S I Sは企業が情報システムを用いて、他社より競争有利な経営環境を作り上げることであり、それらは品質向上、価格低下、在庫削減等主なものは情報システム化以前の経営目標を情報化によって実現することであり、在庫量の的確な把握と生産調整による在庫極少化がその一例である。しかし、情報武装による経営戦略は、これらの無駄や贅肉の排除、省力化に留まらず、データベース、市場予測、消費動向にもとづくF M Sによる多品種化、情報力強化による増力化等、新しい観点からの経営展開が図られている。

コンピュータの値段が高く、使い難いものであった時代から、情報機器が企業オールメンバーの増力化のツールとなった現代では、衛星通信、I S D Nを駆使したE D Iの国際展開の時代へと移りつつある。今後、各業界では業界特性に応じた状況を踏まえつつ、電子取引システムの深化、高度化が実現しつつある。メガネット・システムにおいても、電子取引の対象商品をレンズのみならず、メガネフレーム

へと年々拡大しつつあり、情報サービス・システムの一層の強化が計画されている。

② システムの形成

昭和61年、眼鏡レンズ・メーカーが共同で眼鏡受発注オンライン・システム（メガネット・システム）を開発し、メガネット協会の中にメガネット・サービス・センターを設けて、従来取引関係のある問屋及び小売店に端末機を設置して稼働を開始した。眼鏡レンズ・メーカー、問屋、小売店のこのシステムへの新規の参加は自由であるが、メガネット協会への入会が必要であり、入会に際しては理事会による審査がある。メガネット協会は、営利を目的としない任意団体であり、運営費用は加入眼鏡レンズ・メーカーが分担して負担しており、メガネット・システムの事務局は、メガネット・サービス・センターが担当している。加入者は、眼鏡レンズ・メーカー8社、眼鏡問屋約50社、眼鏡店約500社となっている。眼鏡店では、眼鏡に関する発注データの入力、送信を行うと、メガネ・センターではレンズ作成の可能性、納期のチェックを行うとともに、受注ファイルに登録して、眼鏡店へ作成・納期の受諾を回答する。VANのなかでは、受注データを各々の眼鏡レンズ・メーカーへ配信する。

③ システム形態

電子取引システム類型の中では、VANの運営会社を持つVAN介在型・ファイル転送型の類型である（図6-1を参照）。このシステムは当初、メガネットの専用端末機を採用したオンライン・システム、『メガネット2000』システムで始まり、ネットワークによる信用情報システムのCATNETで運営する『メガネット3000e』、端末機をIBM 5550とした『メガネット3000i』へと発展してきた。VANはIBMのネットワークであるNMSを使用、プロトコルは全銀手順、JCA、その他独自のもの等メーカー主導で行われている。取扱商品はレンズ中心で、度数、材質、形、色などの組合せで数十万種におよぶ。取引当事者は、メーカー、問屋及び小売店であり、発注者（問屋又は小売店）がメーカーのメールボックスに発注データを投入し、メーカーがそれを取りにくる形態となっている。受注データは返されないが、問屋及び小売店からVANに対し受信確認が出来る仕組みとなっている。

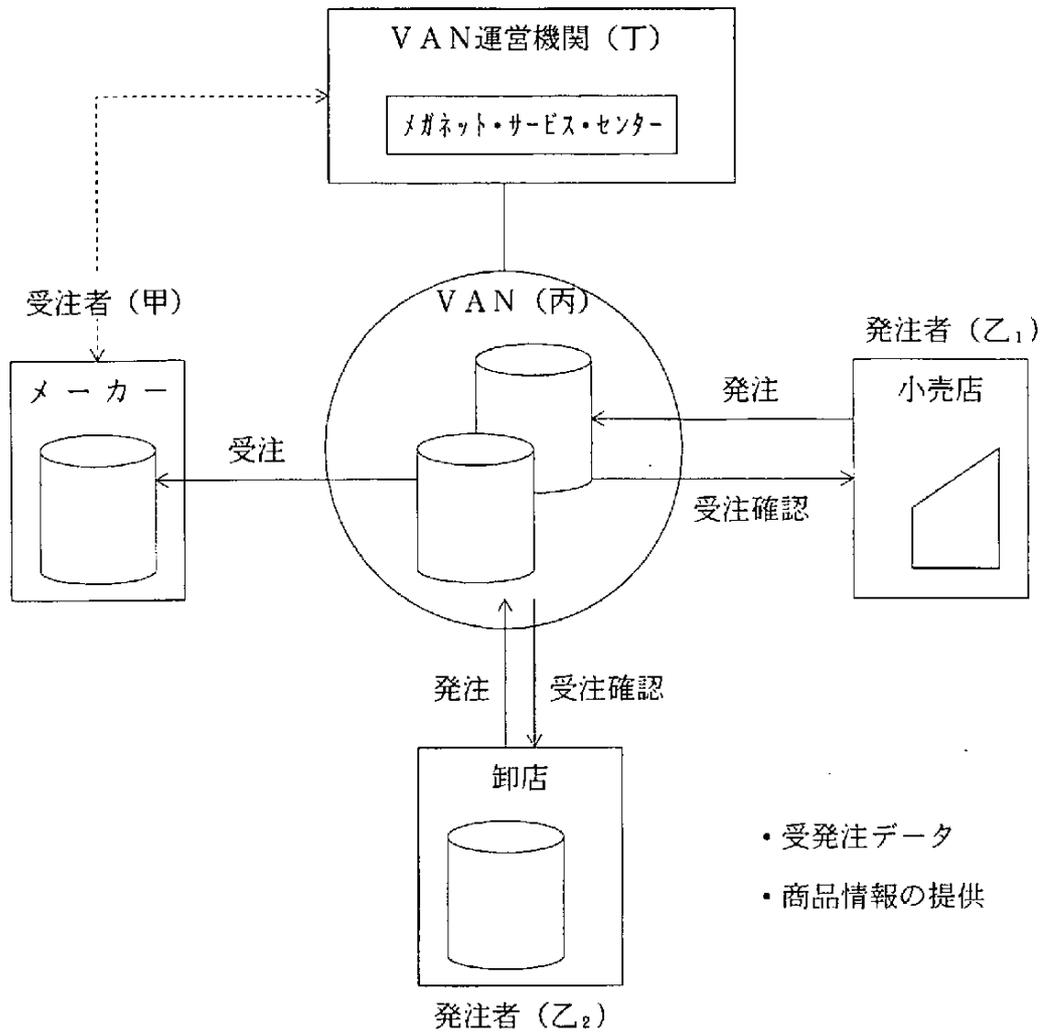


図6-1 メガネットのシステム形態

(2) 家具

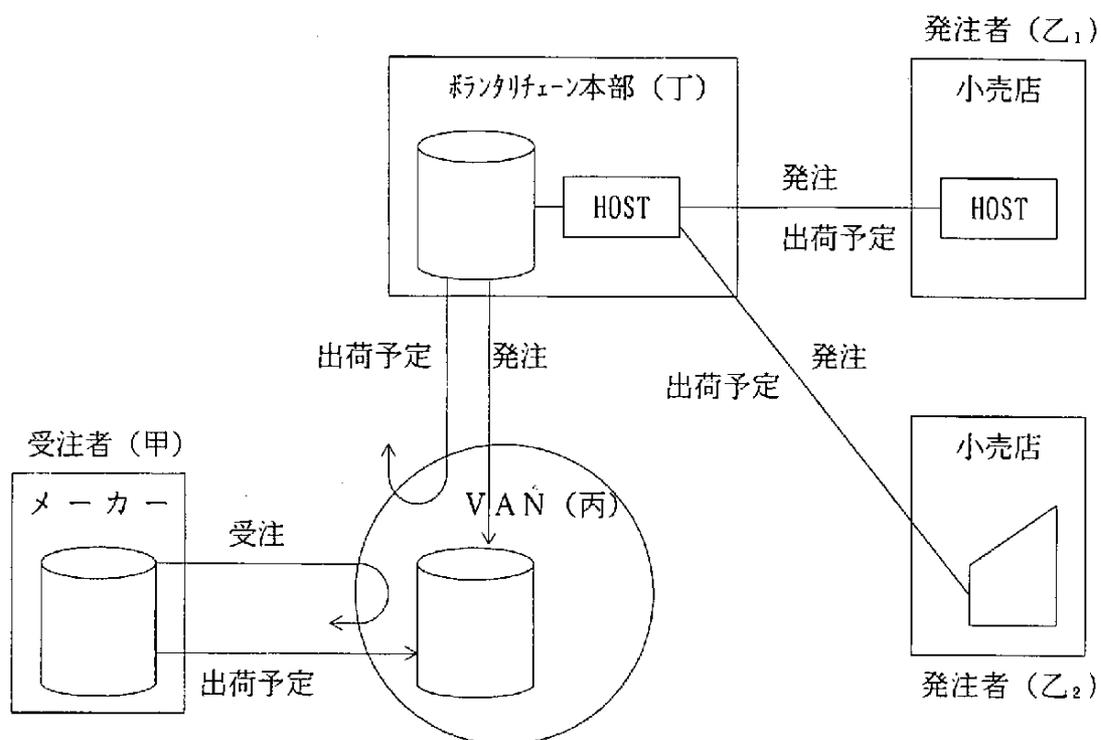
① システム化の状況

家具は収納機能をもつものであるため、嵩の割りには低価格であり、製造における付加価値は余り大きくない。多品種少量見込生産の典型であり、売れ残りが多いが、原材料が輸入材木である場合も多く、売れ筋商品の製造をただちに採用しにくい仕組みとなっている。また、流通在庫が大変大きいので、売上金回収に時間を要し金利負担が掛かるとともに、倉庫料も無視できない。売れ筋商品の把握、売れ筋在庫の確保、売れ筋商品の製造という目的のもとに、情報分析をシステム化する必要がここにある。特に見込み生産である家具においては、見込み違いは致命的である。

『日本優良家具販売共同組合』では、商品情報分析、商品マスター管理、メーカ

一の商品登録と受発注システムそして小売店のトータル業務管理システムを目指してシステム構築を行った。

上記組合というボランタリーチェーンにおいて、各小売店が商品アイテムの売上、価格帯等の情報収集を行い、正確な予測発注が可能な情報装備を行い、チェーン本部においては売筋、価格ラインの把握をすることが重要となる。商品は大変多品種であるため、これら各々の予測はコンピュータにたよらざるを得ない。小売店からの売れ筋情報を製造へフィードバックし、またメーカーのメニューを即時的にサービス提供するとともに、小売店からの発注をチェーン本部で一元的に処理しつつ受発注を行うのがこのシステム（図6-2を参照）である。



- 受発注データ
- 出荷予定データ
- 商品アイテム等

図6-2 JNSのシステム形態

② システムの概要

在庫、売れ筋を正確に把握し、商品開発に役立てるとともに、小売店での商品・顧客管理、買掛・入金管理等を総合的にシステム化し、効率化するとともに、販売

情報をチェーン本部で総合分析しつつ、受発注処理を行うトータル・ネットワーク・システムは以下のモジュールから構成される。

i. 小売メンバー業務トータル・システム (MOS)

- ・商品コントロールシステムは、発注システム、入荷予定受信システム、入荷処理システム、棚卸しシステム、売上処理システム、出荷処理システム、マスター・ファイル照会システム、マスター・ファイル保守システム、商品管理資料分析システムから構成される。
- ・顧客情報システムは、仕入諸掛入力システム、顧客情報チェックシート入力システム、顧客マスター照会システム、プライダル管理システム、新築情報管理システム、顧客情報分析システムから構成される。
- ・仕入買掛管理システムは、仕入買掛入力システム、買掛実績表作成システム、支払いデータ入力システム、支払・未払明細出力システム、支払更新システム、本部送信処理システムから構成される。
- ・売上入金管理システムは、売上入金入力システム、入金マスター更新処理システム、請求書発行管理システム、入金管理帳票作成システム、売掛管理帳票作成システムから構成される。

ii. 本部アプリケーション・システム

- ・ネットワーク・コントロール・システムは、上記『小売メンバー業務トータル・システム』(MOS)と次節iiiの『仕入先メンバー(メーカー)受注システム』(MPS)との送受信に関わるもので、MOS発注データ受信システム、MOS発注データ送信システム、MPSデータ受信システム、MPSデータ送信システムから構成される。
- ・商品情報システムは、マスター照会システム(商品マスター、品群品種マスター、仕入先マスター、メンバー・マスター)、マスター保守システムから構成される。
- ・インテリジェント情報システムは、発注データ分析レポート、在庫効率分析レポート、新商品分析レポート、プライム商品分析レポート、マンスリー分析レポート、プライス・ゾーン分析レポート・システムから構成される。
- ・業務システムは、伝票、未入金、小売メンバー別売上金額、仕入買掛、仕入実績のデータ入力システム、総務管理室出力帳票、共同出力帳票、本部室帳票、V I V Iホーム本部室帳票、プロジェクト本部帳票、サービス本部帳票等、管理帳票出力業務システムで構成される。

iii. 仕入先メンバー受注システム (MPS)

- 商品マスター保守システムは、商品マスター保守、登録商品管理表出力、ネットワーク・コントロール・マスター保守、ネットワーク送信受信処理等の業務を行う。
- 受注処理システムは、アイテム別リスト出力、小売店別受注リスト、営業所別受注リスト、納品予定日入力処理、受注残更新処理、受注残管理帳票作成処理等の業務を行う。
- 納品書作成処理システムは、統一伝票作成データ入力、統一伝票出力処理の業務を行う。
- インテリジェント情報受信システムは、売れ筋プライス分析データ、自社商品小売店在庫データ、非定型分析データの受信を行う。

(3) 電子機器製造業

① システムの概要

電子部品製造メーカーのB社は、液晶等表示装置、カーエレクトロニクス製品等多数の電子部品を製造する独立系メーカーである。(社)日本電子機械工業会 (EIAJ) に属し、受発注データの電子取引をEIAJ取引標準に従って実施している。VAN会社を間に介在しており、システム形態のパターンとしては、『VAN会社介在型』にはいる(図6-3を参照)。今のところ手書文書も併用した受発注取引を行っている。発注者であるセット・メーカー関連の数社のVAN会社と接続して受発注業務の電子取引を行っている。同社は資材購入関係も電子データ化しているが、ここでは電子部品の受注者としての立場から取り上げることにする。

注文データに対しては原則として注文請データを送らないが一社のみ先方の要望により注文請データを送っている。受注を拒否することはほとんどなく、納期の折衝はあり得る。取引の種類や数量が大きく変化することは少なく、場合によっては内示注文があり、これを電子データ化しているところもある。納品書が発注者によってバラバラであり、手書納品書も多くある。電子データ化は検収過程までで、経理は別という考え方である。

同社における受発注データ交換の流れは、次の通りである。

- 発注データは発注者側で指定したVAN会社のメールボックスに送られ、受注者側が一定時間に取り出す。
- 発注に異議がある場合は、電話、面接により折衝する。また、生産中止、削減

に伴う発注の変更に対してはある程度応ずるが、生産の進捗度合いに応じて補償を求めることとしている。

- ・発注者によるダブリ発注は、納品扱い（納品書送付）とする。
- ・納品単位ごとに検収データを貰いコンピュータでチェックする。受注者側データとの相違点があればリストアップし、営業担当が発注者側に赴き原因を調べることとしている。
- ・発注データは納品、代金支払完了までホスト・コンピュータに保存する。
- ・発注データ変更の場合は、変更履歴の記録を残すこととしている。

② 運用上の問題

ソフトウェア・バグ、入力エラー、瞬断が発生したほかは、通信回線関係、VANでのトラブルは発生していない。

コードのなかには標準化されていないものもあり、変換に時間が掛かるとともに変換ミスも起こりうる。また、納品書の標準化が早急に進展することを望む。

運用上の問題の多くは人間同士で話し合い、何とか解決しており、法律を意識したことはあまりない。

③ 契約関係

部品メーカーとセットメーカー間の契約関係は、従来の商取引に基づく基本契約のほかに、E I A J標準によるオンライン基本契約、オンライン取引に関わる覚書、VAN利用加入契約等を締結している。

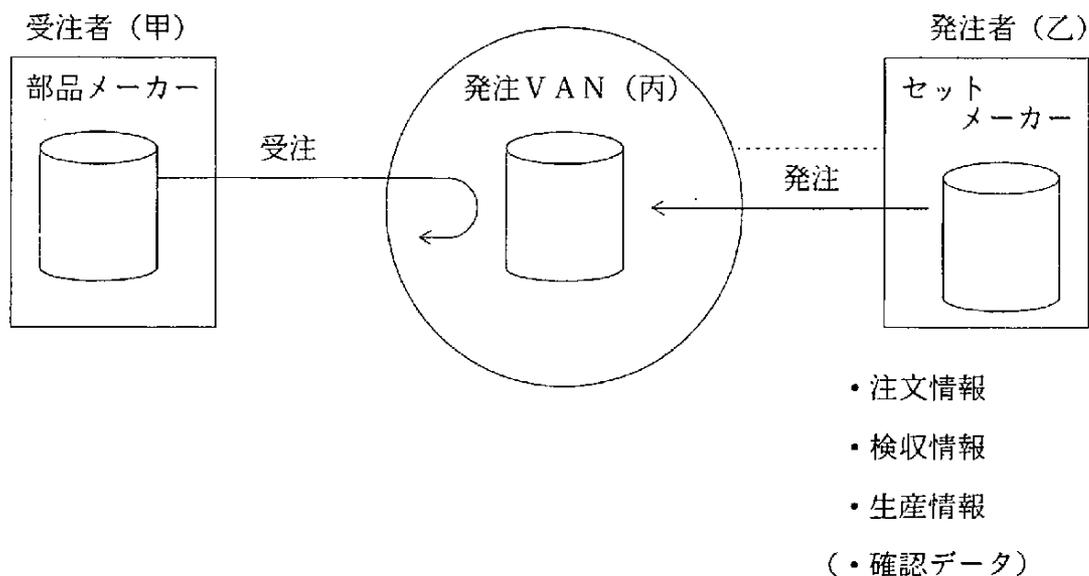
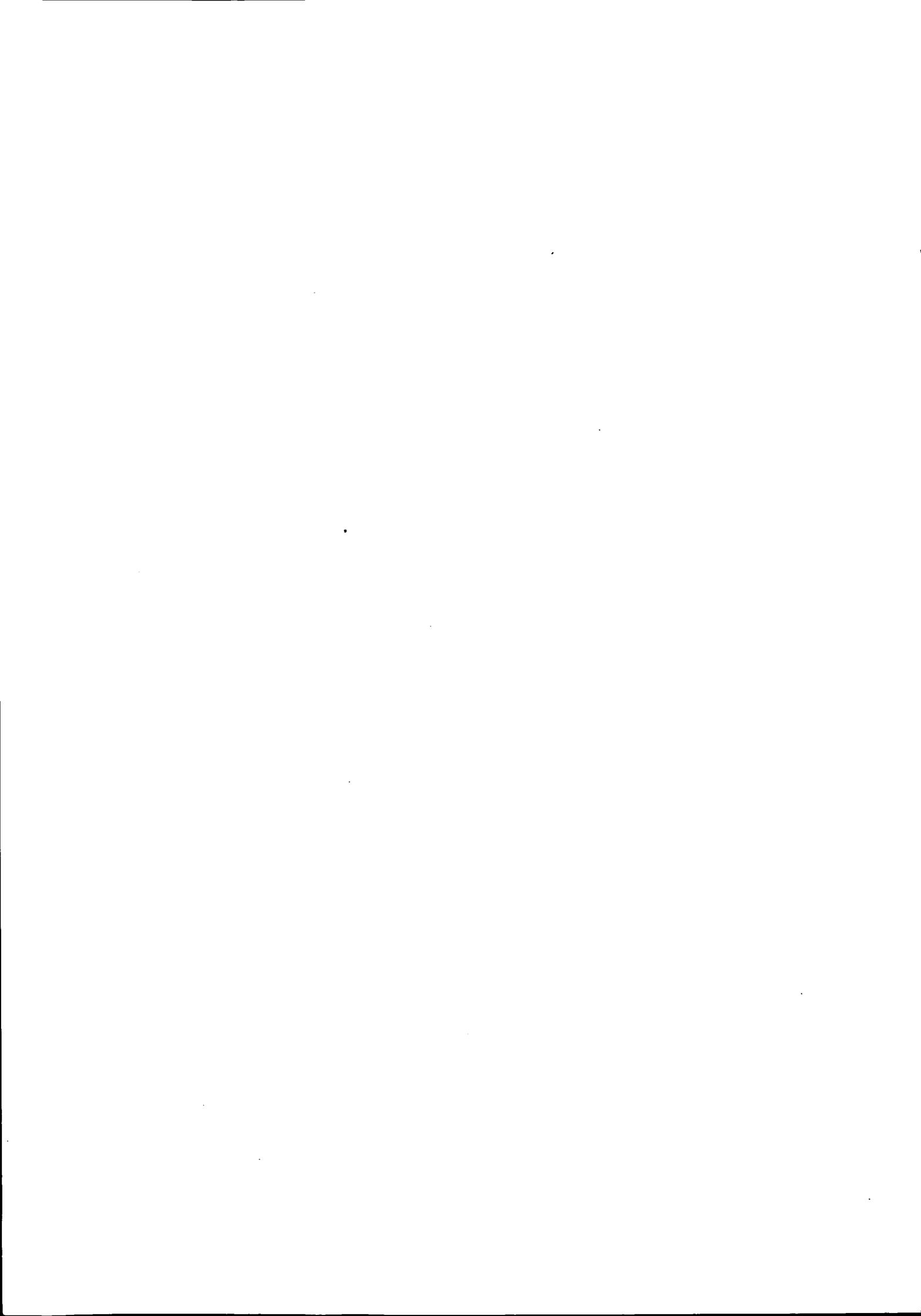


図6-3 VAN会社介在型のシステム形態



—— 禁 無 断 転 載 ——

平成3年3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

東京都港区芝公園3丁目5番8号
機 械 振 興 会 館 内
TEL (3432) 9386

印刷所 山 陽 株 式 会 社

東京都港区虎の門1丁目9番5号
TEL (3591) 0248

